

全体の再編統合の第一段階として、国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合の長期給付制度の統合に関する法律案を、当時の時点からいよいよ次期通常国会に提出するものとし、政府部内において所要の調整を進めるということを決めたわけでございます。これが今回御提案申し上げております共済の統合法案といふかこうでお持ちをいたしたわけであります。

なお、これと並行いたしまして、厚生年金、国民年金を中心とする公的年金制度の長期的安定を図るために、将来の「元化」を展望しつつ、給付と負担の関係等、制度全般のあり方について見直しを行い、本年度末、五十八年度末までに改革の具体的内容、手順について成案を得るものとするという大まかな方向を決めたわけでございます。それをさらに本年五月二十四日に、多少の年次的なスケジュールのめどを入れまして閣議決定をいたしました。その方向で年金制度全体の改革の検討を進めておる、時間的にもその第一歩をなすものが今回御提案申し上げております統合法案といふうにわれわれは位置づけをさせていただいておる、こういうことでございます。

○内藤功君 公的年金というのは、厚生年金、国民年金なども含む広範囲なものである。その公的年金の再編統合の一環とかあるいは第一段階とか言ふ以上は、具体的に進めますと、たとえば保険料はどうするか、給付水準、それから支給開始年齢、あるいは家庭におられる婦人の年金、妻の年金をどうするか、あるいはスライド制、さらに国庫負担の問題等々たくさんありますが、そういう具体的な問題についての基本的な構想といふもの、これがやはりなければ、一環とか第一段階といふことは言えないだらうと思うんです。

私の次に聞きたいのは、そのような意味での構想をどういうふうにお持ちなのか、これは大蔵省が厚生省か、どちらになるかわかりませんが、お答えいただきたい。

○政府委員(古賀章介君) いま大蔵省が御答弁されましたが、五月の行革大綱におきまして公

的年金制度全体の再編統合のおよその方向が決まつておるわけでございますが、具体的内容、手順等につきましては五十八年度末までに成案を得る

ことになります。その大まかな方向の第二段階といたしまして、厚生年金、国民年金、船員保険の関係整理と申しますか、その改革を行なうべく現在その改正案の立案を急いでおるところでございますけれども、この公的年金制度の全体の九割を占めますところの三制度の改革案の内容が固まりますれば、今後のおよその方向といふものがさらに固まってくるという考え方を持っております。そういうことで、その三制度の改革案の成案を得まして、それから先、五十八年度末までに策定いたします成案の中でさらに具体的な内容を詰めていくと、こういうことでございます。

○内藤功君 昭和五十八年の三月二十九日に社会保険制度審議会が答申を出しまして、それでこういうふうに述べているんですね。「これまで、国

は、公的年金制度全般の将来展望を明らかにしていないにもかかわらず、今回の諸問題を公的年金制度の再編・統合の第一段階として位置づけていることは、甚だ理解に苦しむところである。」こういうふうに大まかに言っておりますが、私も同様の感じを持つわけなんです。言われる改革案の内

容といふものは、ここで恐らく示せるくらい固まつてきているのじゃないかと私は思うんですけども、さらに重ねて申し上げたいんですが、さつきのたとえば保険料、給付水準、支給開始年齢、年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかになつたとはとうてい言えない。それなりに、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通らないことである、本法案の提出について納得のできない第一の理由でございます。

私は、この年金制度のあり方については、公的年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにして、そして関係者、関係団体の理解、合意と

いうものをあくまでも前提のもとに検討すべき問題だ。年金の権利というのは、日本国憲法では年金といふことは書いてありませんけれども、「健康で文化的な最低限度の生活」という中に私は織り込まれる問題だと思ひます。政府のまずやるべき課題だと思うからであります。

そこで、次に伺いますが、近く厚生省は年金制度の改革案といふものを近い時期に発表して、これをさらに社会保険審議会に諮問をするという予定がおありと思いますが、これは大体いつころを以て認識をしておりますが、その際には高齢者の雇用の動向などに十分配慮いたしながら対応していく必要があります。このふうに考えております。本年

七月の社会保険審議会の意見書におきましては、現時点における引き上げは時期尚早であるとの意見もあることから引き続き検討を要するという意見を述べておるわけでございます。

給付水準につきましては、将来年金受給者と保険料負担者とのバランスが崩れることのないようないよう的に確な見直しを行なうべきであるといふふうに考えております。現に支給されている年金の本準について是切り下げというようなことは考へていいことだと思います。

スライド制につきましては、公的年金制度の基本的な根幹をなす問題でございます。目減りをしない、目減りをさせないための措置というふうにございまから、これにつきましては今後とも堅持をしていく必要があるというふうに考えております。

○内藤功君 まだ抽象的なんですね。私は、その程度のお答えでは公的年金制度の将来像、全体像が明らかになつたとはとうてい言えない。それなりに、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通りに、その第一段階であります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%という高率になつておるわけであります。さらに、妻の国民年金の任意加入を加えますと、五十五年時点におきましても、三十年加入で平均標準報酬の六八%にも達しておるわけであります。四十年加入者について見ますれば、現役の八三%という高率になつておるわけであります。これは受給者と現役被保険者の生活水準のバランスを失するということになるわけであります。しかも、保険料負担は、このままの仕組みでまいりますと、現在の三倍を超えるという状態になります。これは受給者と現役被保険者の生活水準のバランスを失するということになるわけであります。されど、一〇%になるということでございます。

私は、この年金制度のあり方について、公的年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにして、そして関係者、関係団体の理解、合意と

いうものをあくまでも前提のもとに検討すべき問題だ。年金の権利というのは、日本国憲法では年金といふことは書いてありませんけれども、「健

康で文化的な最低限度の生活」という中に私は織り込まれる問題だと思ひます。政府のまずやるべき課題だと思うからであります。

そこで、次に伺いますが、近く厚生省は年金制度の改革案といふものを近い時期に発表して、これをさらに社会保険審議会に諮問をするという予定がおありと思いますが、これは大体いつころを

おきまつたように、五月の行革大綱におきまして公

く最大限の努力をしておるところでございます。成案を得次第、近く諮問をいたしたいということでございます。

○内藤功君 近く成案を得次第発表するとおっしゃる改革案ですが、それはあくまでお伺いする立場で聞くんですが、これはいまこの委員会に出している本法案と同じように、年金の給付水準の引き下げ、切り下げを一切内容としないのか、それとも切り下げを内容とするそういうものになるのか、まずこの点、初歩的な質問ですが、お伺いしたい。

○政府委員(古賀章介君) まだ審議会に諮問するに至つておりますので、したがいまして、厚生省案といふものはファイナルなものがまだできています。さらに、妻の国民年金の任意加入を加えますと、五十五年時点におきましても、三十年加入で平均標準報酬の六八%にも達しておるわけであります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%といふふうに大まかに言つておりますが、私も同様の感覚を持つわけなんです。言われる改革案の内

容といふものは、ここでは恐らく示せるくらい固まつてきているのじゃないかと私は思うんですけども、さらに重ねて申し上げたいのですが、さつきのたとえば保険料、給付水準、支給開始年齢、年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにすることには、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通りに、その第一段階であります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%といふふうに大まかに言つておりますが、私も同様の感覚を持つわけなんです。言われる改革案の内

容といふものは、ここでは恐らく示せるくらい固まつてきているのじゃないかと私は思うんですけども、さらに重ねて申し上げたいのですが、さつきのたとえば保険料、給付水準、支給開始年齢、年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにすることには、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通りに、その第一段階であります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%といふふうに大まかに言つておりますが、私も同様の感覚を持つわけなんです。言われる改革案の内

容といふものは、ここでは恐らく示せるくらい固まつてきているのじゃないかと私は思うんですけども、さらに重ねて申し上げたいのですが、さつきのたとえば保険料、給付水準、支給開始年齢、年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにすることには、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通りに、その第一段階であります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%といふふうに大まかに言つておりますが、私も同様の感覚を持つわけなんです。言われる改革案の内

容といふものは、ここでは恐らく示せるくらい固まつてきているのじゃないかと私は思うんですけども、さらに重ねて申し上げたいのですが、さつきのたとえば保険料、給付水準、支給開始年齢、年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにすることには、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通りに、その第一段階であります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%といふふうに大まかに言つておりますが、私も同様の感覚を持つわけなんです。言われる改革案の内

容といふものは、ここでは恐らく示せるくらい固まつてきているのじゃないかと私は思うんですけども、さらに重ねて申し上げたいのですが、さつきのたとえば保険料、給付水準、支給開始年齢、年金の再編統合の将来像を具体的にやはり明らかにすることには、その第一段階であり、「一環として出してくる」ということは、私はまず本法案について筋の通りに、その第一段階であります。四十一年加入者について見ますれば、現役の八三%といふふうに大まかに言つておりますが、私も同様の感覚を持つわけなんです。言われる改革案の内

とでござります。

○内藤功君 私は、いまの御答弁にもかかわらず、従前のいろんな厚生省のお出しになつた資料や国会の答弁を私なりに分析した結果の推定ですが、かなりの年金水準の引き下げが内容とされるのではないかと判断しているんです。

そこでお伺いしたいんですが、この改革案、厚生省の方で御用意になつてある改革案といふのは、国民全体を対象にしたいわゆる基礎年金制度というものをつくって、そこにつれて今までの年金制度をこの基礎年金といふものに統合していく、元化していく、そしてその際に、これまでの国民年金といふのはその基礎年金に横滑りをさせていくと、こういうような内容をお考えになつておられるのではないかと私は思うんです。この点、なるべく率直にお答え願いたいんです。こらあたりの問題をどういうふうにお考えになり、また御用意になつてあるか、率直にお答えいただければと思ひます。

○政府委員(古賀章介君) 先生いま冒頭に給付水準の引き下げ、こうおっしゃいましたけれども、これは引き下げということではなくて、現役被保険者の同意が得られるように、国民的な合意が得られるよう、そして現役被保険者の負担が過重にならないよう、そういうような給付水準を設定するということをございますから、言ふなれば適正水準、適正負担ということでお答えください。私どもは引き下げというような考え方には立つておらないでござります。

それから、お尋ねの基礎年金でござりますけれども、これは昨日も御答弁申し上げましたように、七月の社会保険審議会の意見書におきましては、各制度に共通する給付を導入するという考え方であるという意見書をちょうだいしておりますので、私どもは今度の国民年金、厚生年金、船員保険、この三制度の改正案をいま用意しているところでございますけれども、各制度に共通する基礎年金というものを導入するという考え方のと

に案をつくりつつあるところでござります。

○内藤功君 適正水準か給付の引き下げかという言葉の問題は、私はこれは無限の論争になると思いますからこれ以上やりませんが、私どもはあくまでこれは切り下げるというふうに思ひます。

そして、これも確認しておきたいんですが、そういう基礎年金といふのを前提にして、厚生年金についているのではないかと私は思ひます。この点は、うふうに判断をしておるんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(古賀章介君) 意見書に述べております考え方というのも、基礎的な年金の上に各制度独自の給付を上乗せするという考え方方に立つての意見書であるというふうに私どもは理解しております。わけでござりますので、そういう方向に沿つて成案を得るべく努力をしておるというところでございます。

○内藤功君 給付水準の問題ですが、現在の国民年金は四十年拠出で月額六万七千二百円、こういふように理解をしておりますが、数字がもし間違つていたら言つていただきたいんですが、これを基礎年金に横滑りさせるということによつて、この月額を四十年拠出で六万七千二百円から月五万円ぐらゐに引き下げる、具体的な話になりますが、そういう内容についてはいま厚生省のあなたの方のプランの中に盛り込まれておるということはないでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) 基礎年金をまだ五万円にするというところまで現時点においては申し上げることができないわけでござります。と申しますのは、まだその最終的な案に到達しておらないわけですが、いま先生お述べにありましたのは、「二十一世紀の年金を考える」という有識者調査に添えました小冊子の末尾にあります参考案、これを述べになつたものと思います。私どもは、まだ最終案を得るに至つておらな

いといふことでござります。

○内藤功君 はつきり御否定はなさらなかつた。いま申し上げることができないと、こういう意味で言ひますと、男子六十歳、女の方が五十五歳、当分の間の経過措置はとられるにしても、これが六十五歳からにする、さつき雇用の実態に即して支給開始年齢の問題。

○政府委員(古賀章介君) 言葉を引用するとい

うことで御容赦をいただきたいと思ひますけれども、先ほども申し上げましたように、七月の意見

書では支給開始年齢につきましては、現時点にお

ける引き上げは時期尚早であるとの意見もあるか

ら、なお引き続き検討が必要であるということを

述べておるわけでござりますので、その趣旨を尊

重いたしたいといふように考えております。

○政府委員(古賀章介君) 男女差の解消などのすう勢を考慮し、所要の経

過措置にも配慮しながら見直すべきである」と

いふ意見書でござります。女子につきましては、

そのような方向に沿つての検討をしておるところ

でござります。

○内藤功君 もう一つ、具体的な問題ですが、保

険料の問題。

現在の厚生年金の保険料率、男子の場合賃金の千分の百六、こういうふうに理解をいたしました

はないでしょうか。

○政府委員(古賀章介君) 厚生年金が固まり、関

係審議会に諮問いたしました以降におきまして

は、十分御説明を申し上げます。

○内藤功君 私のいまの数字を否定はなさらなかつたということで、次のことを聞きます。

今度は国民年金ですけれども、国民年金の保険

料は現在幾らでございますか。

○政府委員(古賀章介君) 月額五千八百三十円でございます。

○内藤功君 審議官並びに課長さんに申し上げた

いのですが、私のよく知っている方が国民年金を

昭和四十二年から掛けているんですよ。それで、

実に上がつているんですね、これが、公共料金の

値上げどころの騒ぎじゃないんだ。また、住民税

よりもひどいですよ。

ちょっと申し上げますと、昭和四十二年に月額

二百五十円だったんです。これは皆さん専門家た

からよく知っているでしょう。四十五年になつて

三百円、四十六年四百五十円、四十七年五百五十

円、四十八年九百円、五十年に千百円、後は毎年
上がっているんです、五十年以降は、五十一年に
一千四百円、五十二年に二千二百円、五十三年に二
千七百三十円、五十四年に三千三百円、五十五年
に三千七百七十円、五十六年に四千五百円、五十
七年に五千二百二十円、そして昭和五十八年に、
いま政府委員のおっしゃった五千八百三十円にな
っている。これは月額ですからね。四十二年に二
百五十円だったものが五十八年に五千八百三十
円、非常に値上げの率、割合は大きいです。年額
になると、昭和四十二年は年額三千円だったの
が、五十八年に六万九千九百六十円。それで、毎
年いきなりはがきが来るわけでしょう。その人は
怒っている、はがきが来ると。そうして上がった
と。いつまでいくんだと。二十五年とか四十年と
か掛けるうちに幾らになるのか。やめなきやなら
ない人も出てくる。しかし、やめるとこれは将来
給付がもらえないくなる。しようがないから苦しく
ても掛けている。家計に及ぼす影響大きいです
よ。人事院勧告は実施されないわ、いろんな、教
育費は上がるわ、サラリーマンの人たち、奥さ
ん、みんな困っていますよ。この苦情が一番多
ですよ、国民年金の。国民の目がだんだん向いて
きているんです、ここのことろへ。

そういうことを背景に伺いたいんですが、いま
の厚生省のあなた方の案では、月五千八百三十円
というのを今度は八千円程度に上げる、これをお
考えになつておるということはないですか。それ
とも、これもコメントできないですか。

○政府委員(古賀章介君) これは公的年金制度に
共通する問題でござりますけれども、実質負担を
維持するということが大きな特徴でございます。
後世代がこれを負担して経済変動に対応するとい
うことでございます。これは後世代の負担におい
て行われるわけでございます。さらには国庫負担
が加わるということでございます。そういうよう
なことから、あわせまして社会保険方式をとる限
りにおきまして合理的な負担をお願いするという
ことにいたしておるわけでございます。いま先生

の述べました数字は、これはまだ最終案を得る段階でございませんので、それについて意見を申し上げることは差し控えさしていただきたいと思います。

○内藤功者　まだ非常にいっぽいあるんですけれども、いままで私が出したいろいろな数字ですね、コメントはされないということで僕ははなはだこれは遺憾なんですけれども、数字を否定をされますか。否定も肯定もしないんですか。どうなんですか。

○政府委員(古賀章介君)　先ほども申し上げましたように、関係審議会に近く諮問をいたしました以降これを御説明申し上げたいと思います。

○内藤功者　農林漁業とか商工業とか、それからお医者さん、弁護士、自家営業の人はみんな国民年金に強制加入させられておるわけですね。そのほか任意加入をしておる。私が話を聞いて非常に不満の多いのはやっぱり商工業の人ですよね、こういう人、それからその人たちの家族の人、この国保の強制加入者。こういうふうに一方的に上げられてきたら大変だ、負担が大きいと。公的年金に共通するかどうか、そういう理屈はそういう人にはわからないですね。掛けるのをやめたいけれども、やめれば取れなくなるので無理して掛けられる。この負担が年々やはり増大しているんですよ。

こういうものにやっぱりきちんと国民が安心して保険料を払い、将来はもらえるというものにしていくような考え方をもつて考えるのが私は公的年金制度で先決じゃないかと思ってているんですよ。

あなたが、先ほどから公的年金の全体の再編統合の具体的な内容というものをいろいろ理由をつけ明瞭にされない。それは役所のたてまえもあるでしょう。あるけれども、しかしこういうものだということを国会の場でやっぱり明らかにすべきだと私は思うんですね、できるだけ具体的に。数字が出されたら、委員のいま示された数字に近いものだぐらいはなぜ言えないのかと私は思うんですよ。私の言葉で言えば、給付水準の切り下げと支給開始年齢の引き上げと保険料というものを

さらに増大する、国民年金五千八百三十円を八千円にする、こんなことまで考へてゐるものだから、やっぱりこの時期に発表できないのだろうなと私は思つてゐるんです。そういうふうに思つてゐます。これはやっぱり明らかにすべきだと、私はこのことを申し上げておきたい。

いま御提出になつております本法案というものは、そのような国民の負担、犠牲というものをもつと大きくする公的年金の再編統合のその第一歩だ、第一段階だから私たちはこれは反対だということを申し上げておるのでございます。特に、年金制度の一元化の名のもとに、高齢化社会へ向けて給付内容を切り下げる、保険料の徴収を強め、年金財政に対する國の負担を減らし、あるいはできるだけふやさないというための私は過酷な内容の案をいま厚生省、政府が準備をしておる、こういふふうに思うのであります。ですから、私はいまやられているような年金制度の再編統合案というものについてはこれは強く反対をするということをここで申し上げておきたいと思うんです。

それじゃ、年金制度をどうするかという問題は、私はやはり日本の憲法の立場に立つてやるべきだと思うんです。そこで、大臣おいでございますから、大きな観点から御所見を伺いたいと思うのであります。

私たちは、まず憲法の生存権保障の趣旨に立て、それから憲法には十三条というのがあつて、生命、自由追求の権利は最大限に国政の上で尊重されなければならない、こういう理念の上に立つている。そして、国民だれでもが一定の年齢が来たら、そこに年金があまねく差別なく受け取れる、それから家庭における婦人たちも年金の権利を得得ることができる、こういうことを基本にして年金の制度といふものを考えていく。専門家からいえは素人ぼいかもしれませんが、私はそこが基本だ、ここを外れちゃいかぬ。そういう意味で、私たちとは最低保障年金というのを設けるべきだと思うんです。つまり、すべての国民が現在六十歳に達すれば、いまの相場で言えば毎月五万円、夫婦

で十万円の年金を受けられるようになる、そういう制度をつくるていく。そして、従来の厚生年金や国民年金の一定部分は拠出に見合つて最低保障年金とあわせて給付をする。それで、最低保障年金の財源というのは、国庫の負担、各年金制度からの拠出金をそなたくさんあさなくても、若干ふやす。

そして、もう一つは、大臣にもう一遍御参考、御検討願いたいのは、ヨーロッパの各国並みにやはりこの負担部分は労働者を三、企業七、これを目標にする。一遍にやるとなるとできませんとかなんとか言うんですが、これは一遍にできなければ年次計画をつくって、その方向に持っていくようになんかで努力をして改めていく。それから、その場合も、企業といつても大企業と中小企業は違いますから、大企業、巨大企業、中堅企業、中小企業違いますから、中小企業についてはその負担が過度にならないような調整をその間でやはりしていく。具体的な数字は、私たちはこれを発表する予定でありますけれども、この基本的な構想、これを私たち持っているわけです。

大臣は、先日の参議院本会議で、わが党の近藤議員の質問に対しましてきわめて簡単に、わが国は従来の経過にかんがみて労働者と企業は折半であるということのみをお答えになりましたけれども、ヨーロッパの実情、それからそれを一遍にやるのじやなくて、年次計画をもつてこれを達成していく努力、そういう努力というのはやっぱり私はぜひ大臣にお考えいただきなければならぬ、かのように思っているのですが、大蔵大臣というのは、金がない、財源がないと言うだけじゃこれは頼もし大蔵大臣じゃないのであって、どういう方向にこれをやっていくかということがなきやならないと私は思うんです。この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

見、御提言が過去にも幾つもあるわけでございます。基礎的な部分を全額税負担で賄うべしというような御意見もあるわけでございますけれども、その場合には巨額な新税の創設を伴うとか新たな増税を必要とするというようなこともございますし、現行制度からの移行も非常にむずかしい。社会保障方式というものがなれ親しんで今日まで来ておるわけでございますから、そういう税方式に切りかかるということの困難さというものが非常にあります。

そういうことが一つと、それからもう一つは、先生が労使の負担割合についてお述べになりますけれども、やはり公的年金制度というものは国民的な合意が必要である。労使間につきましても、その負担割合につきましては十分な合意が成り立たなければ、公的年金制度が信頼の上に立つて長い間これを維持していくことは困難であるというふうに思うわけでございます。そういう意味からいろいろな御意見はあるわけでございますけれども、私どもは社会保障方式によるものが最も妥当である、それからさらには労使は折半でこれを負担するというのがこれからもいいのではないかというふうに考へるわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) いまのお答えにもあっておりましたが、まあねくいろいろな御提言はちょうどあります。私はいま年金担当大臣といふことを負担するというのがこれからもいいのではないかというふうに考へるわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) いまのお答えにもあっておりましたが、まあねくいろいろな御提言はちょうどあります。私はいま年金担当大臣といふことを負担するというふうに考へるわけでございます。私はいま年金担当大臣といふことを負担するというふうに考へるわけでございます。私はいま年金担当大臣といふことを負担するというふうに考へるわけでございます。私はいま年金担当大臣といふことを負担するというふうに考へるわけでございます。

○内藤功君 いまのヨーロッパの例なども私は出しましたが、これ以外に財源の解決の方法は私にはなからうと思うんですね。一つの提言として大臣が参考にされるというお話をされましたので、十分なひとつ御検討をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

それは国鉄共済の財政問題についてであります。大蔵省は、国鉄共済が危機に至った原因につきまして保険料と給付がアンバランスだったということを言つております。平たく言えば給付が高いからだという点を強く主張していることになると思ふんですね。保険数理からいえば、保険料と給付のアンバランスということ自体はこれは一般的なことであります。しかし、国鉄共済に見られる

安定化のための研究会、いわゆる船後先生が委員長になつておる船後委員会というのが報告書を出しましたが、この報告書の中では、国鉄共済がいわゆる成熟化、財政が非常に困難になつてきました原因について幾つかの原因を挙げておるわけです。それから、いま御提言にありましたいわゆる最低年金というお言葉でございましたが、いわゆる基礎年金部分等々は、言葉の使い方は別といたしまして、概念的にはそう違つた方向でわれわれが検討しておるとは思いません。したがいまして、いずれにしても、税負担という問題についてもかつていろいろな議論がございました。要するに、今は年金税という言葉も使われたことがございましたが、それも一つの提言として承つたことがございましたけれども、やはり今後の日本の社会構造もまたなれば、公的年金制度が信頼の上に立つて長い間これを維持していくことは困難であるというふうに思つてございます。そういう意味からいろいろな御意見はあるわけでございます。

○内藤功君 いまのヨーロッパの例なども私は出しましたが、これ以外に財源の解決の方法は私にはなからうと思うんですね。一つの提言として大臣が参考にされるというお話をされましたので、十分なひとつ御検討をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

それは国鉄共済の財政問題についてであります。大蔵省は、国鉄共済が危機に至った原因につきまして保険料と給付がアンバランスだったということを言つております。平たく言えば給付が高いからだという点を強く主張していることになると思ふんですね。保険数理からいえば、保険料と給付のアンバランスということ自体はこれは一般的なことであります。しかし、国鉄共済に見られる

ぬじやないかというふうに思つております。したがつて、今まで国民あるいは関係者の相対的理解の中に定着したフィフティー・フィフティーといふものが現実的であるというふうにこの点は考えております。

そこで、その対策の第一といたしまして、一つが、戦中戦後を通じて国鉄は戦時輸送力の増強、復員者、外地引揚者の吸収など国策上の要請から大量の職員採用を統けた結果、当時の若年層に過大な職員層を抱えることになつて、それらの人があまり退職時期を迎えて、これは国鉄の労使に責任を負わすことのできない原因です。この責任はやつぱり戦争を起こしたことによるわけですね。強いて言えば、戦争のやはりこれは犠牲であります。

もう一つは、非常に抽象的な表現ですが「職員数の増減は、産業構造の変化、提供するサービスに対するニーズの変化、同種サービス提供産業の有無などの外的要因により規定される面が大きく、各年金制度運営主体の財政努力を超える問題といえる」。ということを挙げておりますね。この指摘について、国鉄の方はいろいろお話を聞きましたが、大蔵省の保田さんの方はこれはそのとおりだとお認めになるわけですか。

○政府委員(保田博君) 国鉄共済組合の財政悪化の要因といたしましては、先生先ほど御指摘されましたように、長い目で見まして負担に対しアントラランスに給付が高いということはかねがね申しておりますが、同時に、もう一つの要因として申し上げておりますのは、国鉄のといいますか、現在の公企体の共済組合といふのは、一つの企業の年金保険集団で運営をしてきたということのために、産業構造が変化する、職員と卒業生との間にアンバランスに頭でつからになつていった

スという点につきましては、国家公務員共済組合に私は思うのであります。

特殊性を考慮した、やはり整合性というものを言う場合には、統一といふものを言う場合でも、こ
ういう特別な事情というのは十分に考慮していくか
なければ、他の同僚委員も言いましたが、やはり
生身の労働者、働く人に対する年金の問題ですか
ら、そこに一つの温情というものがあつていいと
いう同僚委員の質問は、私は気持ちとしてはその
とおりだと思うのであります。

もぢろん私は、こういひましても、それだから
といって、国家公務員の人事院勧告も二年続いて
完全実施されないのである。こういう状況にある国
家公務員の方に国鉄のことについてさらに負担を
負わすということについて、国家公務員サイドの
お気持ちもこれもよくわかります。しかし、現場
の国鉄のそういう特殊性というものについてのや
はり一つの温情というもの、人間的な気持ちとい
うものがここに含まれていないということは非常
に遺憾なことだということを申し上げておきたい
です。

この点について、国鉄、大蔵省、それぞれから
ふこつ。話と同、こゝで。

○説明員(岩崎雄一君)　ただいま先生からお話をございましたのは、国鉄の現場の職員の職務の実態に基づきます年金上の特例といいますか、たとえば重労務職の支給開始年齢の特例、あるいは不健康業務加算、あるいは船員の期間換算等の特例、このようなことかというように存じますが、これらにつきまして今回の改正法案では廃止をすることになつております。

国鉄といたしましては、現在の年金財政の状況にかんがみまして、これはやむを得ないといふふうに考えてゐるわけであります。それは第一に、法案の目的が、先ほど来大蔵省からもお話しになつておりますように、公企体の年金水準を国家公務員共済のそれに合わせる、またそれを前提にして國鉄救済が行われる、こうしたことになつておるわけでございまして、特例についてもやはり同様に考えざるを得ない。

それから第二には、何らかのこれに配慮をいた

たとおりでございまして、大蔵省から特につけ加えるものはございません。

○内藤功君 私は、今までの質疑を通して、先ほど国民年金の具体的な例を申し述べましたけれども、公的年金制度の再編統合というものについて、やはりいまの政府の進めておる内容、先ほど御答弁でも、私がいろんな資料から推測してこういう内容じゃないかという指摘の内容について御否定なさらなかつた、コメントができない、これは非常に私は遺憾なことだと思うんです。これはまた別の機会にぜひこれを明らかにしていただき。国民の目の前に明らかにできないものだから、私はそういうような再編統合案というものの第一段階で出てきておるこの法案についてのいろんな答弁がもう一つそのところで明確なものを欠いているのだというふうに感じるわけあります。私は、しばしば申し上げましたように、この法案については年金制度の根本にさかのぼって詳細なやり質疑を行い、この委員会でも時間をかけて討議すべき問題がある、こういうふうに思つております。

私の質問は、まだ予定しておる中の五分の一ぐ

しますればそれだけ給付費がふえる、その分財政を悪化させることになるわけであります。国鉄について申し上げますと、その分つまり他共済の財調拠出額を増加させる結果になる。特に、公務員共済との関係でいえば、何らかの措置を講じますと、公務員より給付がよいことによる増加費用の負担を公務員共済にお願いをする、こういうような結果になるわけでございまして、国鉄共済としてはお助けをいただく立場としてとてもそれを主張し、お願ひすることはできない、またお願ひする立場にない、こういうように考えておるわけでございます。ただ、既裁定の年金者については、御承知のように激変緩和という意味において從前額保障の措置が講ぜられておりますので、その限りにおいては経過措置が講ぜられておる、このようになります。

う考えるものでございます。
時間を使り繰りして御出席いたしました厚生大臣に、まず質問を集中して前半いたしたいと思
います。

政府は、昨年九月に閣議決定をいたしました行
革大綱の中で、将来の一元化を展望しつつ五十八
年度末に成案を得ると、こう決定をされておりま
す。ところが、具体的な動きは、二月上旬から總
理府審議室で関係各省庁の年金担当者会議の検討
が始まったばかりでございまして、厚生省で検討
中の厚生年金、国民年金を中心とした一元化法案
との関連をこれから調整し、整合性のある構想を
まとめなければならぬという作業が残されており
ます。すでに残されました期日はわずかであり、
かつ、その間、解散総選挙も行われるわけでござ
います。年金一元化の具体的プログラムと構想
を、来年四月に閣議決定どおり明らかにできると
いう確信を厚生大臣はお持ちかどうか、お伺いい
たします。

○國務大臣(林義郎君) 柄谷先生御指摘のとお
り、公的年金制度の一元化につきましては、昨年

共済年金につきましても、その趣旨に沿いまして、六十七年までに厚生年金、国民年金との関係整理を図つてまいりたいと思つておるところでござります。

さらに、全体を見渡すところの給付と負担との両面にわたる公的年金制度全体の一元化につきましては、昭和七十年にこれを完了することを日途に改革を進めるという基本方針のもとに、今後さらに検討を続けてまいりたいということでござります。

何と申しましても、制度の一元化の具体的な内容につきましては、公的年金制度の九割を占めるのがいまありますところの厚生年金、国民年金でございまますので、この改正が私は非常に大きなものになるだらうと思いますし、次期制度改正の内容が固まり、これに沿つた共済年金との関係整理のあり方が方向づけられれば大筋の方向は大体これで定まつてくるのではないか、こういうふうに考えておるところでございます。

○柄谷道一君 今回の四共済統合について、審議過程で問題になりましたのはいわゆる官官格差の問題でございます。私は、それを考えますと、将

○柄谷道一君 今回の国家公務員と国鉄、電電、導壳三公社の共済年金統合法案は、六十年度以降年金支払いができなくなる国鉄共済を救済するところがまず第一の目的であり、第二に、すでに提出済みの地方公務員共済統合法案とあわせまして将来的の年金一元化への第一段階にしようという趣旨であると受けとめております。しかし、国家公務員共済組合審議会では、労働側委員の審議拒否、答申でも経過を略記しただけで結論が書けないという異常な混乱が起こりました。私は、このような混乱は、今回の統合が将来に向けて年金一元化の第一段階と位置づけながら、政府にどのような手順で、具体的にどのような形で一元化するかという具体的な青写真、いわゆる海図を欠きながら

九月及び本年五月の閣議決定において示された方針に沿つて計画的に対策を進めていかなければならぬ。また、そういうふうな形でやっておるところでございます。

今までに、本年五月、地方公務員等共済組合の財政単位の一元化を図る法律を通していただきました。また、現在、公共企業体職員等共済組合と国家公務員共済組合との統合法案の御審議を願つているところでございまして、さらに五十九年から六十一年にかけて講じる措置の一環として、制度の大宗を占める厚生年金、国民年金につきまして次期通常国会に改正法案を提出すべく、現在鋭意検討中でございます。すでに社会保険審議会厚生年金部会におきましていろんな御議論をいただいておるところでございまして、できるだけ早い機会にさらに突っ込んだ御議論をいただこうと、こういうことにいたしております。

共済年金につきましても、その趣旨に沿いまして、六十七年までに厚生年金、国民年金との関係整理を図つてまいりたいと思つておるところでござります。

さらに、全体を見渡すところの給付と負担との両面にわたる公的年金制度全体の一元化につきましては、昭和七十年にこれを完了することを日途に改革を進めるという基本方針のもとに、今後さらに検討を続けてまいりたいということでござります。

何と申しましても、制度の一元化の具体的な内容につきましては、公的年金制度の九割を占めるのがいまありますところの厚生年金、国民年金でございまますので、この改正が私は非常に大きなものになるだらうと思いますし、次期制度改正の内容が固まり、これに沿つた共済年金との関係整理のあり方が方向づけられれば大筋の方向は大体これで定まつてくるのではないか、こういうふうに考えておるところでございます。

○柄谷道一君 今回の四共済統合について、審議過程で問題になりましたのはいわゆる官官格差の問題でございます。私は、それを考えますと、将

来の年金統合のためには今度は官民格差の解消という問題は避けて通れない課題になると、こう思っています。厚生省は、去る五月一日、二十一世紀の年金に関する有識者調査結果を発表されておりましたが、回答者の約七割が年金の一元化を支持いたしましたとともに、その第一の理由として制度間の格差解消のためを挙げておるわけでございます。

私は、明年四月、厚生省から発表されますその大綱の中に、国民が強く意識している格差解消の青写真が示されなければ年金統合化の方針を具備したものとは言えないと思うわけでございます。

厚生大臣のお考へ、いかがでございますか。

○國務大臣(林義郎君) 御指摘の問題は、共済年金と国民年金、厚生年金との間の問題のバランスをとれ、こういうお話だと思いますが、五十九年に予定されておりますところの国民年金、厚生年金の改革の内容と整合性のとれた改革でなければおかしな話でありますし、そのバランスをとつて行うということが政府の方針でもございます。これからの過程におきまして御指摘のような制度的差異についても当然検討を加えていかなければならぬ問題だと、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 私は、官民格差の問題は単に給付水準だけの問題ではない多くの前提的な条件が介在していると思うわけでございます。

追つて、大蔵省関係は集中して質問することとして、厚生大臣にお伺いしたいのは、支給開始年齢の問題でございます。共済年金の支給開始年齢は、五十四年の改正によりまして六十歳に引き上げられております。形の上では厚生年金と同じでござりますけれども、現在はいわゆる経過期間でございまして、六十歳支給が全面化するのは七年からでございます。それまでの間に、仮に厚生省が厚生年金の支給開始年齢を雇用保障年齢との関係を無視してこれとは無関係に引き上げると、どうなさるようなことがあれば、再び両保険の均衡が崩れて一元化に逆行する結果になることは避けられません。厚生大臣は、そのようなお

考えはよもやお持ちではないでしょね。

○國務大臣(林義郎君) 御指摘のお話は、共済の

支給開始年齢が六十歳になるのは昭和七十五年、年金に関する重要な課題として国

は早くて七十三年、遅くて八十三年と試算されるわけでございます。それだけに私は、積立金の有

決意をお伺いいたしたい。

○國務大臣(林義郎君) たびたび申し上げておりますように、来年度制度改革をいたしまして給付水準の適正化を図る一方で、やはり從来と同様に保険料の負担増をお願いせざるを得ないというこ

とになるのだろうと思うのです。将来にわたりま

して、いま柄谷さんからお話をございましたよ

うお話だと思いますが、私は考えますのに、わが国

社会が諸外国に例のないような大変な速いスピ

ードで高齢化社会に移行していくということが予測

されておりますし、支給開始年齢の問題というの

は、将来問題としては私は避けて通ることのでき

ない一つの問題であると考へております。しか

し、現在におきましては、いま先生のお話にもあ

りましたように、若い人の定年の動向、すなわち

一般の方々の定年の動向などに着目しますと、支

給開始年齢の引き上げは時期尚早であるとの意見

もあることから、この問題につきましては、高齢

者の雇用環境の動向などや他の年金制度の支給開

始年齢などを総合的にやはり考へて取り組んでい

かなければならぬ問題であろうと、こういうふ

うに考へているところでございます。

○柄谷道一君 政府は一元化の方向を閣議決定さ

れておりました。したがって、自主運用部

は実態として有価証券や信託などに運用されてお

りますが、原則としてこれは自主運用であり、実態

は約三割を資金運用部に預託し、残りは自主運用

をいたしております。したがって、自主運用部部分

つは、やっぱり運用ですから、それはエキスパートとして当然に期待されるところのりっぱな運用である、有利運用、こういうふうな話になつてくるのじやないか。

卷之二

私はそれを考へてゐるのであるが、それでいふと考へる

おりまして、いまのお話にありましたような、何ばにするなどというような話までいける話でもないし、またそんな話ではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○柄谷道一君 それでは、また違った新聞には、両省間の権限分配をめぐる対立の中で、大蔵省側とも、預託金利について現状のままではよいとは考

に応じた資金配分を一元的に行うべきである。ういう従来のたてまえを現在崩しておるとは思はないわけでございます。

い　化　で　え　の　な　れ　ば　ら　ぬ　課　題　で　ある。基　本　的　に　は　こ　の　一　元　的　運　用　で、　こ　れ　は　大　蔵　大　臣　が　運　用　す　る　と　い　う　よ　う　な　意　味　で　申　し　上　げ　て　お　る　わ　け　で　は　ご　ざ　い　ま　せ　ん。政　府　全　体　の　責　任　の　中　で　二　元　的　運　用　が　な　さ　れ　る　こ　と　が　最　も　妥　当　で　は　な　か　ろ　う　か　と　い　う　ふ　う　に　考　え　て　お　り　ま　す。

○柄　谷　道　一　君　　大　蔵　大　臣　、　き　わ　め　て　慎　重　な　言　葉　遣　い　を　さ　れ　て　お　る　わ　け　で　ご　ざ　い　ま　す　れ　ど　も　、　い　ま

議論がその中にありますから、その辺は少し詰めてもらつたらどうだろかと思つて います。もちろん、これはまだ私の個人的な見解で

意向がある。厚生省側にも役所同士の権限争いでなくして、要は巨額の積立金をいかに効率的に回すかであるという意見があつて、最終的には大蔵省による監督運用が採用された。從して、

で明確なお答えをいただくことはむずかしいと
いますけれども、ひとつ厚生大臣と虚心坦懐に
し合って老齢化社会に対応する新しい道に挑戦す
る、そのお気持ちだけはここで約束いただき

くしくも厚生大臣は信託財産と、こう言われたわけですがござりますけれども、これは法によって定められた保険料でござりますから、それを納めておられる保険者、被保険の立場からすれば、やがて積立金が負となり底をつくという現状を考えれば、少

お話を聞かれていたばかりでございましたが、先生は長年この方についてお詳しい方でございますから、あえて私の個人的な見解とお話を申し上げ、先生の御批判、御指摘も賜れば大変ありがたい、こう思つておるところでございます。

○國務大臣(林義郎君) 結論から申し上げますと、そういったような物の考え方もあるのかもしれません、そういったことでやっているという説が述べられておりますが、これもまだ懲罰の段階ですか。

○国務大臣(竹下登君) いま柄谷委員もおつし
いましたように、国のいわゆる制度、信用を通
て集めたものを一元的運用を行うというのが確
にたてまえでござります。それがゆえにこそ今
それらの原資が、あるいは産業、経済活性化の
ために、あるいはまた福祉施策等のために、国
財政金融全体の方向と整合性を持ちながら運用

さ
の
た
か
日
に
し
でも有利運用によつて被保険者の負担といふものを輕減してもらいたい、こういう考えになることはこれは当然だと思うんです。要は、そのような趣旨も踏まえながら、総合的に両省が検討し、整合性のある、しかも国民がやむを得ない、わが国でやつたという考え方を打ち出していかないと、いつまでも従来の原則、たてまえに固執するということでは、これは今後保険者、被保険者のとうてい同

ますが、新聞の報するところによりますと、厚生省は、全額自主運用といつても、これは財投資金になつておるわけでございますから、これはできないまい、そこで国債を主体とした公社債市場での運用を原則として株式への投資は考えない、資金の性格を当分取り崩さない長期安定資金とする、資金の運用幅は約三兆円前後にするという青写真づくりを進めている、こう新聞に報道されているわざとございまが、少し真偽は、つかでございま

上げておりますように、年金積立金は安全かつで
きるだけ有利に運用されるということが、私が先
ほど個人的な見解で申し上げました中でも、私は
そういったことを原則として考えておるわけであ
りますから、そういったものの中で一体どういう
ふうな形でやつたらいか、私はこれは厚生省と
か大蔵省とかという役所の権限をどちらにすると
いうような話ではないと思うのです。やっぱり政
府が預かっておる、厚生大臣が預かっておるわけ

れてきたというふうに思つております。
一方、もとより、これは有利であると同時に
実なものでなければならぬ。その調和といふものが、
それぞれの年金制度といふものが誕生いたしました際、
言つてみれば話し合い等に応じました。それぞれとられておるところであります。だら、有利、確実な運用をしなきやならぬ、この本方針といふものはなかなか年金財政からして、
当然考へなければならないことであります。が、
れはいわゆる年金資金のみを対象としての議論

では、これは今後保険者 被保険者のとうして同じ意を得るところではないと、こう思うわけでござります。

私が、いまあさる、こうするということを大蔵大臣に聞いても御無理でしょう。しかし、この問題については両省間で、解散総選挙後、竹下さんと厚生大臣お二人が再び大臣でおるのかどうか私もわかりませんけれども、少なくとも両省大臣の間で虚心坦懐、真剣な討議が行われるべきであり、大蔵省もまたその点については彈力性を持つて臨むべきである、こう思うんです。両大臣、虚

ことが報道されたということは、一つの憶測にすぎない。私は御理解いただきたいと思うのであります。年金積立金というものはあくまでも安全かつできるだけ有利に運用するというの先ほど申し上げているところの基本的な考え方だと思うのであります。この辺は財政当局、大蔵省がおられますので、この辺とも十分に御相談して成案を得なければならないものだらうと考えて

くかということは等しく考えていかなければならぬ、大蔵省も一緒にになって考えてもらわなければならぬ問題だ、私はこう思つておるところであります。

はやっぱりそのように国の制度、信用を背景にして集めた全体の原資のあり方として議論すべきなののかと、いうところに一つの問題点が私はあります。

したがつて、その年金会計だけの問題として國の制度、信用を通じて集まつたものに対しても途の形の運用といふことはいわゆる二元化ということにもなりかねないので、やはり慎重に対応

心坦懐にお話し合いを願えますねということをお伺いしているわけですから、話もしないというのではないでしょ。

○国務大臣(竹下登君) 年々この問題は、言つてみれば從来必ずと言っていいごとく予算編成の際に一つの問題提起なさるのは郵政省が從来多くございました。その中でも、信託的性格を持つておられるいわゆる個人年金等々の問題もございました。

したがって、その際、私どものように解決すべきかということで、その都度兩大臣が話し合いたしまして解決を見たこともあります。したがつて、すべて聞く耳持たないという気持ちは全くございませんが、要は、国の制度、信用をたてまして集めたものは、いわゆる両大臣間の話し合いとかいう問題以上に、政府全体の問題として一元的運用の中にもどのような形で有利に安全に運用されるかということは話し合っていかなければならぬ問題ではなかろうか、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 ゼビ老齡化社会と年金財政、從来のたてまえとしてとつてきた一元化運用、この間に整合性のある、国民が理解できる結論が見出されるよう、これは両大臣に強く要望いたしております。

検討にこれから入らなきやならないわけですね。そのときには、当然可処分所得を基本にするのか、名目所得を基本にするのか、この点を割り切つていいかないと水準検討ができないと思うんですね。そのことを聞いているわけです。

○政府委員(古賀章介君) 先生御指摘のように、可処分所得を基準にするという考え方もございましょうけれども、私どもはこれからも平均標準報酬に対する比率ということで年金水準を考えてしまいます。たゞ、年金の給付水準を考えても、いわば年金水準を考えてまいりたいといふうに考えておるわけでござります。

○柄谷道一君 それでは、共済についても今後どのような方法を導入しようというお考えと解していいですか。

○政府委員(保田博君) 五十九年から六十一年にかけまして厚生年金と国民年金の関係整理が行われました。まことに、ますぶ、つまりは、その議題と見よがつはうございません。

承知のとおりボーナス等は入っていない、こういうことです。ですから、ノミナルな所得と可処分所得と比較しますと、ボーナス分だけ除きますと、大体そこがちょっとと違ってくるわけです。秘密に可処分所得か名目所得か、こういうやつと云ふのがちょっと食い違いがありますから、役所のさんはそこを避けて御答弁をしたのだと、こう思います。恐らく実質的な所得ということでいろんなことを考えていかなければならぬのだろうと私は思います。

そういうことになると、やはりこの年につきましてどういったような課税体系をとつたたらいいかというのは、確かに先生の御指摘のようにいろいろな問題が私はあると思いますから、そういった点を十分この年金改革の中におましても考えていかなければならない。また、制度の問題をおきましても、大蔵省の方をお願いして、

は遅かれ早かれ四共済のすべての共済年金の将来の姿でございます。将来の年金危機に対しては統合以外に解決策がないこともまた明らかであろうと、こう思います。しかし、現実には統合の結果、他の共済が保険料負担の増加と給付水準のダウンという不利益が生ずるという現実もまたこれを直視しなければなりません。とすれば、もちろんこの四共済が互いに理解し合うことが前提ではござりますけれども、それにしても保険料の急激な負担増を避けるということは審議会も述べておるところであり、必要な措置ではないかと、こう思うのでございます。

そこで、端的に伺いましたが、修正率は〇・八にとどめるべきであると私は思うのでございますが、大蔵大臣、確認をいただきたい。

○政府委員(保田博君) 先生御質問の前提は、恐らくわれわれが組立試算と申し上げておるもので

が、林厚生大臣も、社会保障審議会が從来から年金は非課税とすべしと一貫して答申してきたことについてよく御承知のところであるうと思します。ところが、税調の中間報告では年金課税強化の方向を示唆されております。私はもちろん課税には反対する立場をとるものでございますが、これと深いかかわり合いを持つておる給付水準について厚生大臣にお伺いしたいんですが、この給付水準については労働者の可処分所得を対象として考へているのか、それとも名目所得を対象として考へているのか。いわゆる所得の何割というふうことを、厳密に言えば可処分所得の何割、名目所得の何割、これによつて税制をどうするかということとはきわめて深いかかわりを持つてきますので、いまの検討の現状をお知らせいただきたい。

○政府委員(古賀章介君) 従来、給付水準と申しますのは平均標準報酬に対する比率でございま

○柄谷道一君 これ以上言つても答弁ができないようですから、私指摘しておきますけれども、年金統合といふ問題について給付水準を考える場合に、これから統合していくわけでから、やはり現在の厚生年金方式と共済年金方式というの中でどこを基準にその共通性を求めていくか、その問題と年金の課税問題というのは切り離せない問題なんですね。そちらの問題について税調がどこまでの検討をされているのか私はわかりませんけれども、これはもはや年金問題ではないですよ。單に税制上だけの考え方でこの問題の論議を進めるというよりも、むしろ年金問題の給付水準との関連といふものも配慮を入れつつその結論を出していかないと、私は問題が矛盾するということだけはあります。ここで指摘いたしておきたいと思います。

○國務大臣(林義郎君) 若干、事務当局からの御

○柄谷道一君 私は、質問時間も限定されてしまして、いろんな点を総合的にやはり考えにくくということは私は当然必要なことである、こう思つておるところでございます。

そこで次に、法案の内容について若干お伺いいたしたいと思います。

国鉄共済が財政的に破綻いたしました最大の要因は、戦中戦後に大量採用した職員が退職期に入りまして、年金受給者が毎年増加している「一・二%」に達したということが最大の要因であります。現役の比率を示す成熟度が五十七年三月時点でも早くから予測されていたわけでございますが、

あります。あの試算は、この法案を作成いたしました際に、関係者の御検討の素材として、あるいはまた国会で御審議をいたぐ際の御参考の材料としてつくりましたものでございまして、大蔵省当局の確たる方針を決めたものでは実はございません。ただ、われわれの希望としますと、年金財政の将来にわたる健全性を確保したい、あわせて後世代との間の年金保険料負担の公平化を図りたいということから、できるならば修正率は高い方がいい。現在は前回の財政再計算におきまして決められた〇・八を使っておるわけでございますが、できれば〇・九にこれを引き上げていただけることが望ましいというふうに実は考えてはおるわけでございます。

しかしながら、各方面からこの保険料の引き上げにつきましては御意見がございます。われわれとしては、この次の財政再計算の際に考えられておりまます保険料の引き上げは、今回の国鉄の救済

○柄谷道一君 年金計算の基礎を私聞いているの
じゃないんですね。年金計算の基礎がそうなって
いることはわかるんですが、今後年金一元化の中
でどの程度の年金水準というものが妥当かといふ

答弁が先生の御質問にびたり合っていなかつたとも私聞いておりましてわかりますが、標準報酬額と申しますのは、毎月のもらは給料といろくなな諸手当でやっているわけでありまして、先生御

一 増場まで現状で推移したということについては、本議会でも指摘いたしましたが、政府に対して警
しく反省を求めるものでございます。しかし、高
齢化社会の到来を考える場合に、国鉄共済の窮

のためだけではございませんで、先ほど申し上げましたような、それぞれの共済組合の財政を健全に保つという見地から必要なものだと基本的には考えておりますけれども、片一方で上がり方が激

卷之三

- 16 -

- 1 -

し過ぎるではないかというお声もございますので、その点につきましては、次期の財政再計算期あるいは財政調整のための委員会の御検討が始ままでの間に検討をさせていただきたい、こういふうに基本的に考えております。

○柄谷道一君 局長、修正率の問題は、私ここで議論をすれば、現在の厚生年金の修正率がどうなつてゐるのか、それと共済との修正率のかかわりはどうなのか、いろいろ問題があるんですよ。これは将来の年金一元化の中で全年金を包括して国民の負担増というもの急速にふやさないというたまえからその修正率をどういうふうにして扱つていいか、これは年金統合問題を審議する重要な課題の一つです。それあって初めて年金財政の健全化ということに向かうんでしょう。しかし、いま共済の修正率が現行でも高いということは事実ですね。私は、抜本的にこれから検討するに当つて、いま○八にしましようということを約束できないという立場はわかりますよ。しかし、当分、現行の修正率のままスタートをする、そして今後の年金統合化としたらみ合わせながらそのあるべき修正率を考えていくという方法をとらなければ、これは審議会の答申の意見が全く入れられないといふ結果になつてしまふんですね。そこらがお約束できなければ、私のいま言つた意見も十分に尊重して今後財政調整委員会等で検討しますと、それぐらいのことはお答えいただきたく思います。

○政府委員(保田博君) 修正率に限定してのお話、御指摘、御要望をござります。この点につきましては、先生の御要望のとおり前向きに検討させていただきたいと思います。

○柄谷道一君 あわせまして国鉄共済部分、いわゆる千分の十二、これにつきましても、その必要な財源額及び調達方法は財政調整委員会の検討結果にゆだねられる、こう理解してよろしくうござりますか。

○政府委員(保田博君) 総合法案の法案を文字どおり読むならば、おつしやるとおりでございま

す。

○柄谷道一君 文字どおりに読まない読み方があるんですか。まあ、われわれとしての希望は、財政調整委員会でつくられる国鉄共済組合に対します財政援助の方策が、連合会その他の三つの公企体共済組合の財政健全化といいますか、健全な状態をできるだけ長く保持できるような方策とのみ合わせにおきまして、その点を非常に重視した上でやつていただきたい、こういうことでございます。

○柄谷道一君 余り回りくどい答弁されるとわからなくなってしまうんですよ。それは大蔵省がどういう願望を持つかは自山です。しかし、法律の中にその検討、決定にゆだねると書いているんですね。だから、いろんな意見が出るでしょう、これから調査委員会の中です。その決定というものにゆだねる、これだけはどうして言えないんですか。

○政府委員(保田博君) 文字どおりそのように理解いたしておりますが、われわれにも多少の意見があるということを申し上げておるだけでござります。

○柄谷道一君 それでは、審議会、委員会等の構成についてお伺いしたいと思いますが、私が十月七日の本会議で質問いたしましたのに答えて、そこのときの答弁は、「財政調整事業運営委員会は、「組合員を代表する者を委員とする」という特段の措置は講じてございません。国家公務員等共済組合審議会は、「法律上は特定の団体の代表者を委員に任命する」ということはなつてない」。これは法のたてまえですね。しかし、両者の運営については幅広く組合員の意向が反映されるよう努めしなければならない。これが大蔵大臣の御答弁でございました。

たてまえは法律に書かれておりますが、幅広く組合員の意向が反映されるということになりますならば、たとえば財政調整委員には、労働組合の推薦する者——組合から出すという意味じゃございませんよ。労働組合が推薦した学識経験者を委員のうちの一人の方には委員長という職責も担つて

員にするということも広く組合員の意見を反映する道でございますし、また国共審の構成員数をふやして、広く組合員の意見反映が可能となる委員会にするといふこともその具体的方法であろう

と思うのでございまます。大臣の述べられました、きわめて方向を示唆したにとどまつておる答弁について、具体的にはどういう形で組合員の意向を反映しようとお考へになつておるわけですか。

○政府委員(保田博君) 共済組合制度が自主的、民主的に運営されるべきであるという御指摘は全くそのとおりでございまして、われわれとしてもかねがねその方向で努力をしてまいりました、今後ともその努力を続けるつもりでございます。

國共審でござりますけれども、組合員を代表するものと云ふことで、現在九人のうち三人の方々はそういう方に御参加をいたしておりますが、組合員の意見も聞きながらその選任に当たりましては、その組合員が現業、非現業等、多種の職種にわたつてゐるということも考慮まして、あらゆる業種の組合員の意見も聞きながらその選任に努めておるわけでございます。國共審議会の委員の数について

先生御言及になりましたが、現在は九人でござります。今回の統合法案がおかげをもちまして成立いたしましたればこれが十五人になりまして、その際には組合を代表する方につきましても五人に増員をさせていただくということを考えております。

それから、長期給付財政調整事業運営委員会につきましては、現在六人が法案の予定になつております。そのうちの四人は連合会並びに三公企体共済組合の代表者ということになつておるわけござります。残るのは二人でございまして、これは中立委員といふことで、学識経験の非常に豊かで、公正な立場から運営委員会の運営につきまして御意見をいただき、場合によりましては、い

いただかなければならぬ。そういう意味で、われわれといたしましては、経験豊富な非常に中立的な立場で物の言える方を選ばせていただきたい。各方面からの御要望がもちろんあるると思いますけれども、そういう御要望も聞きながら、先ほど申し上げましたような要件を満たす方を選任させていただきたい、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 法のたてまえを聞いているのじやないんですよ。法のたてまえは、本会議で大蔵大臣答えられたわけですね。たてまえはたてまえであります。しかしながら、広く組合員の意向が反映されるよう努力をしなければならぬと、こう言わされたんですから、そのしからばとはどういうことをお考へなつかうことを聞いています。

○國務大臣(竹下豊君) これは確かに私からお答えするものが適当かと思います。この問題につきましては、各方面の意見がいろいろ私の耳にも直接間接入っておりますので、私なりに、いま保田次長から申し上げましたような原則を踏まえて、それをどのように調和を図つていくかということについてお考へなつかうことを聞いています。

○柄谷道一君 ゼひその点は、私が本会議で述べました趣旨を十分配慮されまして、御検討願いたいと存します。

そこで次に、電電の経営形態につきましては、臨調答申で分割民営化という方向が打ち出されており、与党の中ではいま特殊会社化という議論も進められているようでござります。しかし、まだ法案が現実に提出されていないわけでござります。しかし、私はその経営形態がどうなるのかということうを前提にしての議論は本日の段階では避けたいたい、こう思います。昨日、太田委員の方からも質問がございましたが、具体的に質問は避けますけれども、仮に経営形態を変更するということになりますと、これは原則論だけでは処置できない

多くの問題が出てくるわけですね。たとえば厚生年金に強制移行させるという場合は、これは強制脱退を強いられるわけですから、従来の借入金をどう処理していくかという問題も出てくるし、共済組合員の身分の保証にもかかわってくる多くの問題があるわけです。

そこで、私は経営形態変更の具体的提案が政府から行われた場合、これらの問題についても私の考えを十分述べてまいりたいとこう思つております。したがつて、きょうは、單に原則論だけではこの問題を処理するのではなくて、今後の経営形態がどうなるかという問題、さらには共済制度、組合員の利害、こういうものを調和させて、その結論に基づき弾力的な運用を行つてお約束だけをいただいておきたいと、こう思います。

○政府委員(保田博君) 御指摘の問題につきましては、具体的に名前を言いますと、電電公社当局からかねてより御相談を受けております。この件につきましては、われわれとしても問題の重要さをよく認識いたしておりまして、厚生省当局とも相談を始めておりまして、先生のおつしやつておられるような方向で、原則に必ずしもどらわれないかつこうでしかるべき方策を考えたい、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 私は、質問通告の中で、今後の官民格差のは正問題について、具体的に年金計算の基礎給与と年金額算定方式の両者の違い、給付体系の相違、重複給付の問題、退職要件の問題、さらには、さきに大蔵大臣にお伺いいたしました支給開始年齢の問題など、給付水準以外にこれから検討、メスを入れていかなければならない多くの課題が残されている。そのことに対し解決の方針を示していくことなどでないと、單にスケジュールだけを決めて統合、統合と言つてみても車は前に進まない、そのことを指摘しておきたいと思ひます。

最後に御質問したいのは、私は共済年金の性格をこの際洗い直す必要が生じてくるのではないかと思うんです。五十年八月に今井一男さんが国共

審に提出しましわゆる今井メモによりますと、共済組合の役割りを、第一は厚生年金の代行から行なわれた場合、これらの問題についても私の考えを十分述べてまいりたいとこう思つております。したがつて、きょうは、單に原則論だけではこの問題を処理するのではなくて、今後の経営形態がどうなるかという問題、さらには共済制度、組合員の利害、こういうものを調和させて、その結論に基づき弾力的な運用を行つてお約束だけをいただいておきたいと、こう思います。

○政府委員(保田博君) 御指摘の問題につきましては、具体的に名前を言いますと、電電公社当局からかねてより御相談を受けております。この件につきましては、われわれとしても問題の重要さをよく認識いたしておりまして、厚生省当局とも相談を始めておりまして、先生のおつしやつておられるような方向で、原則に必ずしもどらわれないかつこうでしかるべき方策を考えたい、こういうふうに考えております。

○柄谷道一君 私は、質問通告の中で、今後の官民格差のは正問題について、具体的に年金計算の基礎給与と年金額算定方式の両者の違い、給付体系の相違、重複給付の問題、退職要件の問題、さらには、さきに大蔵大臣にお伺いいたしました支給開始年齢の問題など、給付水準以外にこれから検討、メスを入れていかなければならない多くの課題が残されている。そのことに対し解決の方針を示していくことなどでないと、單にスケジュールだけを決めて統合、統合と言つてみても車は前に進まない、そのことを指摘しておきたいと思ひます。

○政府委員(保田博君) 現在の共済年金の性格につきましては、先生御指摘のようにいろんな側面を持つております。言葉はともかくしまして、一つは社会保障的な所得保障のための制度という

がら今後公務員制度ないしは公企体の諸制度といふものをどうやつていくのか、そういう公務員制度そのもののあり方との関連をつけながら検討をしていくべき課題であろうと、こういうふうに考

えております。

○國務大臣(竹下登君) いま保田次長から答えましたが、確かに第一のいわゆる福祉施策あるいは社会保障という側面は、これは将来の統合一元化を確立しなきゃならぬ問題だと思います。

それで、いま御意見を交えての問題、なかなか第三の役割りが完全に消滅したわけではない。これが今井メモの、長い文章でございますが、要約するとそういう精神ですね。

そうしますと、依然として現在その境界線は明

らかになつてないわけでございます。今後、年

金の統合ということを考えしていくとすれば、この

性格というものを洗い直し、どの部分を民間と統合するのか、どの部分を独自の制度として存続さ

せるのか、国民の合意を得つつ成案をつくり上げ

ていくということないと、私は一元化の糸口が

なかなか発見しがたい、こういうことになると思

ります。

○小野明君 私は、この法案が持つております重

要な課題につきまして指摘をいたしますとともに

、この際、若干の問題につきましてそれぞれ確

認をいたしたいと思います。

第一に、今回提出されました統合法案の直接の

対する見解をお伺いいたしまして、私の質問の残

りましたものは、また次の機会に譲りたいと思

います。

○國務大臣(保田博君) 現在の共済年金の性格につきましては、先生御指摘のようにいろんな側面

を持つております。言葉はともかくしまして、

一つは社会保障的な所得保障のための制度とい

う側面、それからもう一つは公務を円滑公正に執行

するための公務員制度ないしは公企体の職員制度

としての側面とを持っておるわけでございます。

前者につきましては、今後わが国の公的年金制

度全体を再編統合していく段階におきまして、厚

生年金ないしは国民年金等との調整を図るのは當然でございます。

第一の側面につきましては、前者の作業を見な

ています。

○國務大臣(長谷川峻君) 国鉄の共済について

御心配、心から敬意を払います。

いま私たち、朝手紙を見ますというと、毎日

百枚、二百枚のはがきが来ます。参議院でかかつ

ておられます。

「理事坂野重信君退席、委員長着席」

したがつて、そういうことが年金財政を急速に悪

化させたということは事実でございます。これは

素直に認めるべきであると私は思います。

しているこの年金法案を非常に期待している、これ

が通過すれば、今まで年金をもらっている諸君

も安心するし、いまから職場を去らなきゃならぬ

者も安心する、こういう話であります、一枚一

枚胸が痛む思いで実は見ております。

〔委員長退席、理事坂野重信君着席〕

そこで、おつしやるよう、日本の国鉄とい

うものは、かつては非常に大量の職員がおりまし

し、また何といつても物流の中心でございまし

た。しかし、四十年以降五十年にかけて御承知の

とおり大変なモータリゼーション、それからまた

諸物価が高騰する、それに追っかけて給与を上げ

ていく、そのアンバランスが大変に続いたことで

して、これは施策が悪いと言わればそれつきり

でございますが、非常に大きな社会的原因にお互

いみながついていけなかつたということが大変

な原因であると、こう感じております。

それにいたしましても、これを職員諸君が生

活、将来の問題としてとらえておることでござい

ますから、そこを皆さん方がお考えいただきなが

ら、この際に国鉄の組合の諸君あるいは幹部諸君の連帯意

識によやくこれが安堵というか、愁眉を開くと

だいているということは、運輸省としますと、私

は心から労働組合諸君あるいは幹部諸君の連帯意

識によやくこれが安堵というか、愁眉を開くと

いふところに非常に关心を持つて見守つて御審議

をお願いしているわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) いま御指摘がございまし

たように、国鉄職員の年齢構成のゆがみの主たる

原因是、戦中戦後に大量の職員を採用したこと

によるものであります、これらの方が昭和五十年

代に入つて退職期を迎えた。私も言つてみれ

ばちょうどそれの該当の年齢に、小野委員もそ

うでございますが、当たりますので、感慨深いもの

がございます。

いま一つは、やはり基本的な原因としては給付と負担との関係が長期的に安定したものとなつていいなかつたこと、そしてやはり一企業体をもつて構成する職員による小単位の年金保険集団で運営してきたために産業構造の変化あるいは社会全体の変化とともに申しましようか、それに適切に対応し得なかつたということがあらうかと思ひます。

この問題は基本的に、この国鉄共済に限らず、公的年金制度それぞれ抱えている問題ではございましょう。船員保険の問題でございますとか、あるいは国民年金にいたしましても、だんだん被用者の方へ入っていらっしゃいますし、そういうような問題を抜本的に見直すとともに、やはり公的年金制度全体の再編統合を図っていくということによって最終的には解決していくかなきやならぬ課題だというふうに思つております。

くかというところに私は重点を置いております。いわんや、今日、国鉄が一日に五十四億円の赤字を出す、これは国家として大変なことだというのを再建委員会がつくられて、いろんな手当をとり、きょうの午後もまたそういう会合などを開くわけでして、挙げてそこに集中していることではござりますので、そのときに、まず働く諸君の老後の問題、当然ある権利、これを生かしてみんなでやろうと、そのためにはほかの組合も千二百円でもよし、出して、いらっしゃらないかというとの気

○國務大臣(竹下登君) この法律は、国家公務員共済組合に関する制度及びその行う給付、その他この事業の運営に関する重要事項、こういうことになりますので、国家公務員共済組合審議会、俗称国共審に諮問をして御議論をいただきました。公企体共済法では審議会ございませんので、公企体共済組合制度に関する事項は直接社会保障制度審議会へ諮問することとなるものであります。が、今回の法律案については公企体共済組合制度と

いかがでございましょうか。さらに、財政基盤の弱い共済組合の自主的な運営も相当選択の余地が少ないのでございます。自助努力のみに任しておくことも憂慮せざるを得ないと思ひます。積極的なアドバイスが必要であると思ひますが、いかがお考えでございましょうか。

○國務大臣(竹下登君) 本委員会を通じまして各方面からの御意見をちようだいしたわけでございますが、公的年金制度が一元化するまでの間は、

○小野明君 次に、われわれは、昭和四十年代から国鉄の再建方途につきまして、また国鉄の共済組合の改善につきましても毎国会で指摘をしてまいりましたところがござります。その責任をどう感じておられるのか、今回の統合法案の準備に当たりましてその責任をどのように果たしてこようときされたのか、努力の結果を、これまた運輸、大蔵両大臣に明らかにしていただきたいのであります。

○國務大臣(長谷川峻君) 責任ということになりますと、先ほど竹下大蔵大臣が責任の問題について言いましたように、まさにお互に大きな見通しがついてそのままついていけなかつたという責任は重大でございます。国会においても、国鉄再建問題はここ十年間御審議いただきました。そして、ときには運賃の値上げをいたしました。運賃値上げが決まったころにはその運賃に工事費に回らないでベースアップの方に回ってしまうというふうなことの繰り返しながら、ときには再建の事業をおくらした原因であるということも私は率直に認めます。

きのう高木総裁が辞意を漏らしましたが、私は

るうか。所管大臣としますといふと、こういう問題に關係して御声援くださる議員はもちろんのこと、各閣僚あるいは役所の諸君に私の方は最敬礼として実は敬意を払い、成立をお願いしておる、こういうかつこうでござりますので、どうぞひとつ、この気持ちをおくみ取りくださいまして、いまから先、共済を受ける方、またそれを助けるために特に自分の給与を預け提供する方々、大変な時代であつて、それが片づいて初めてその次の再建法案の具体的なものに入つていけるというふうに私は期待しているものであります。

○國務大臣(竹下登君) 長谷川運輸大臣のお答えでもつて私は尽きると思つております。財政当局としても今日までいろいろなことをしてまいりましたが、総合いたしまして、いま長谷川大臣のお答えに尽きるというふうに私も感しております。

○小野明君 次に、大蔵大臣にお尋ねをいたしました。

この統合法案の作成が非常に難航いたしましたのは、まず国鉄並びに国の具体的な責任を明らかにせよといふ強い主張に対する政府の態度、第一

いたしまして、お願ひして、特に三公社の関係者の方に、国共審の、私もそれを見ておりましたのが、まさに正式委員と同じような立場で御審議をいただいた。そして、三公社それぞれの意見も、そういう聽取する場所が、あるいは本会議あるいはそれ以上に懇談会というようなもので配慮をしていただきましたので、その限りにおいてはそれらの方々の意見も十分反映することができたし、またそれらの御意見というものは今後の運営の中にも十分生かしていくかなぎやならないものだとうふうに私は感じております。

○小野明君 御答弁がございましたけれども、配慮をされたと言いますが、かなりまだそれの共済に不満があることは事実であります。時間がありませんから次に進んでまいりますが、その点をひとつ御記憶をいただきたいと思うのであります。

具体的に、法案の内容について確認をいたしまりたいと思います。

この四共済組合は給付水準あるいは財政調整が軸となっておりますが、運営は当分の間従来の

まえ、各共済組合の運営の自主性を認めていきたいと思います。

それから、本法案における公務員共済と公企体共済の完全統合は当分の間行わないこととしておられます。この当分の間とは、政府として公的年金の一元化を昭和七十年を目指としておりますので最大限昭和七十年までだと、こういうふうに考えております。

それから、各共済組合の運営の自主性の範囲、その内容などは、公企体共済と公務員共済の統合あるいは公的年金の一元化の方向に反しないといいう範囲内で、御指摘のような従来の慣行、実績を踏まえ、それぞれの共済組合の自主的決定にゆだねたい、これが基本的な考え方でございます。

○小野明君 次に、保険料負担についてお尋ねをいたします。

国鉄共済を援助するために各共済組合から財政的な応援、すなわち、新たに高い保険料負担金を課すことには相なるわけであります。大蔵省試案によりましても、負担は急激に増大をする試算であります。これでは、それぞれの共済組合の合意をいたしません。

○國務大臣（竹下登君） 長谷川運輸大臣のお答え
でもつて私は尽きたと思っております。財政当局
としても今日までいろいろなことをしてまいりました
したが、結合いたしまして、いま長谷川大臣のお
答えに尽きたというふうに私も感じております。
○小野明君 次に、大蔵大臣にお尋ねをいたしたい
と思います。
この統合法案の作成が非常に難航いたしました
のは、まず国鉄並びに国の具体的な責任を明らかに
せよという強い主張に対する政府の態度、第一

いたしまして、お願ひして、特に三公社の関係者の方に、国共審の、私もそれを見ておりましたのが、まさに正式委員と同じような立場で御審議をいただいた。そして、三公社それぞれの意見も、そういう聴取する場所が、あるいは本会議あるいはそれ以上に懇談会というようなもので配慮をしていただきましたので、その限りにおいてはそれの方々の意見も十分反映することができたし、またそれらの御意見といふものは今後の運営の中にも十分生かしていくかなきやならないものだとうふうに私は感じております。

○小野明君 御答弁がございましたけれども、配慮をされたと言いますが、かなりまだそれの共済に不満があることは事実であります。時間がありませんから次に進んでまいりますが、その点をひとつ御記憶をいただきたいと思うのであります。

具体的に、法案の内容について確認をいたしてまいりたいと思います。

この四共済組合は給付水準あるいは財政調整が軸となっておりますが、運営は当分の間従来の

まえ、各共済組合の運営の自主性を認めていきたいと思います。

それから、本法案における公務員共済と公企体共済の完全統合は当分の間行わないこととしておりますが、この当分の間とは、政府として公的年金の一元化を昭和七十年を目指としておりますので最大限昭和七十年までだと、こういうふうに考えております。

それから、各共済組合の運営の自主性の範囲、その内容などは、公企体共済と公務員共済の統合あるいは公的年金の一元化の方向に反しないといいう範囲内で、御指摘のような従来の慣行、実績を踏まえ、それぞれの共済組合の自主的決定にゆだねたい、これが基本的な考え方でございます。

○小野明君 次に、保険料負担についてお尋ねいたします。

国鉄共済を援助するためには各共済組合から財政的な応援、すなわち、新たに高い保険料負担金を課すことになります。大蔵省試算によると、負担は急激に増大をする試算であります。これでは、それぞれの共済組合の合意を

を一〇%でございますか、カットするとということ

はいかがか。また、停職の場合であっても、表現が適切であるか、破廉恥罪かそうでないか、時に

よつては故意か過失かなど、その原因によつて違つてくるではないかというような御指摘はいろんな場合にいたしておりますので、国共審にも詮つて、確かに法技術的面を含めて検討させていたく課題であるというふうに考えます。

○小野明君 次に、民主的な運営についてお尋ねをいたします。

本法改正に伴いまして、新しい財調委員会の設置、国共審の委員の増員などが予定をされております。このほかにも評議員会あるいは運営審議会などの機関がございます。この運営の民主化は当然今後も行わなければなりませんけれども、特に保険料を負担する多数の組合員の意見を反映するために具体的な措置が必要であると思います。この改正に当たつて、この点を決断することが肝要だと思いますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる評議員会、運営協議会、国共審、財調委員会、運営審議会です

か、そういう各種の運営については一層民主的に行われるよう、組合員の意向が十分反映されるよう、これは引き続いて努力しなきやならぬ課題だ

と思つております。

それから、お許しをいただきまつた点でございまど答弁を保留させていただきます。

○委員長(高平公友君) 以上で質疑は終局したも

と認めます。

○小野明君 終わります。

○委員長(高平公友君) ただいま質疑終局につき異議があるようありますので、採決を行います。

○委員長(高平公友君) 質疑終局に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報へました。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報へました。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報へました。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報へました。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報へました。

○委員長(高平公友君) 委員の異動について御報へました。

たします。

○小野明君 御決断をいただいて、ありがとうございます。

最後に、社会保障制度審議会はきわめて適切な意見を網羅して答申がなされております。今日で

は非常に大きなウエートを持ったものであるわけ

でございまして、今後もこの意見は尊重すべきも

のと私は確信をいたしておりますが、改めて大感

大臣の最終御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) 政府全体として社会保障

制度審議会の従来の答申につきましては尊重して

きたところでございますが、確かに本院の審議に

おいても、このたびの法律案に関して審議の過程

における問題点等も指摘されましたか、われわれ

は運営に当たつても最大限尊重していくべき課題

であるというふうな理解をさせていただきます。

○小野明君 終わります。

○委員長(高平公友君) 以上で質疑は終局したも

と認めます。

〔質疑打ち切り反対だ。まだ質問いっぱいある」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高平公友君) ただいま質疑終局につき異議があるようありますので、採決を行います。

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(高平公友君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小野明君 私は、日本社会党を代表し、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部

を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

まず第一に指摘しなければならない点は、国鉄共済組合に対する政府の姿勢であります。国鉄共済の異常に高い成熟度、保険料負担が他共済に比較して約五〇%も高く、職員の負担は最高の限度に来ております。かつ、共済財政は倒産といふ悪の状況にございます。これらは国鉄本体の経営問題と不離一体のものであります。昭和四十年代から急速に悪化し、今日の状態を迎えたものであります。これは主として戦前戦後の五十年間にわたる構造的な原因であります。共済組合年金と退職金は、特定人件費として非常に国鉄財政や共済財政を圧迫しております。これらの点について、国は全く反省することなく、かつ国鉄共済に対する責任を回避したのは言語道斷と言わなければなりません。

第二に、高齢化社会に対応するという名目のものと、今回安易に統合を図ろうとしております態度は許すわけにはまいりません。すでに繰り返し主張しておりますように、各共済組合には沿革があり、かつ、それぞれ創意工夫をこらして健全な運営を行ってきたところです。今回の統合は、各共済組合の主張を無視し、強引な統合であります。社会保険制度審議会は、これらについて国鉄に対する措置、移行に当たつての経過措置など適切な提言があるにもかかわらず、それらの答申を無視した一方的なものであつて、絶対に納得できません。

○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつております国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を

図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

わが国の平均寿命は、男子七十四・二二歳、女子七十九・六六歳と、世界のトップレベルに達しております。人生八十年と呼ばれる時代に突入しました。このことはまさに喜ばしい限りであります。

第三に、統合によつて給付水準は下がり、財政調整の名目で多額の保険料負担を課せられるといふ例を見ない法案であります。連帯によつて円滑

に移行したいといふならば、各共済組合の運営の全般的な自主性を認め、移行のための経過措置が必要であります。最小限この二点が全面的に認められていないことは、共済組合員の合意を得られないはずもありません。人事院勧告の凍結、抑制、仲裁裁定の値切りなどが政府の手によって進められている今日、問答無用の統合は許せるものではありません。

第四に、八種類にわたる公的年金の一元化との整合性についても全く明らかにされておりません。加えて、公的年金制度に類似した恩給法等との均衡も全く不明確であります。本来、年金制度は、保険の原則、扶養の原則に基づいて本人並びに家族に対する将来保障はありませんか。これら

に欠落し、公正な論議が行われないまま統合することでは、禍根を将来に残すことになると思いません。

最後に、中曾根内閣誕生以来、特に臨調、行政改革と称して福祉関係の政策が後退している点を強調せざるを得ません。元來、福祉、年金、医療などといふものは、本人の自助努力のみに任せることに限界がありますから、国の政治として福

祉政策の存在の大きな意義があると思います。しかししながら、前回は厚生年金等の政府助成金を減額するなど、一連の福祉切り捨ての態度は反国民的政策であつて、絶対容認できるところではありません。

以上をもつて反対討論を終わります。

○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつております国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を

図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

わが国の平均寿命は、男子七十四・二二歳、女

子七十九・六六歳と、世界のトップレベルに達し

ており、人生八十年と呼ばれる時代に突入しました。このことはまさに喜ばしい限りであります。

第三に、統合によつて給付水準は下がり、財政

調整の名目で多額の保険料負担を課せられるといふ例を見ない法案であります。連帯によつて円滑

に移行したいといふならば、各共済組合の運営の全般的な自主性を認め、移行のための経過措置が必要であります。最小限この二点が全面的に認め

う有意義に過ごせるかにあります。それゆえ、老後対策は今日最も緊急な政治課題となつております。

周知のとおり、老後生活を支える大きな柱は、公的年金による所得保障であります。ところが、近年に至り、国民の間に公的年金が崩壊するのではないかという危惧の念が急速に広がっております。事実、現行の分立したわが国の公的年金制度は、成熟度が高まるに伴い、個別制度ごとに財政が破綻する可能性が指摘されました。

その端的な例が、本法案で救済することになりました国鉄共済であります。国鉄共済は、昭和六十年には財政が赤字になり、そのまま推移すれば、年金の支払いが困難な状況に陥り、現に受給している三十五万人の高齢者の生活が脅かされることになります。このような国鉄共済を放置することになりますので、国鉄共済の財政安定は国民に信頼される年金制度を維持発展する上で不可欠な課題であります。

この見地から、私は本法案に賛成するものであります。が、国鉄共済の財政危機を今日まで放置し、しかも本法案をまとめるに当たり、関係者の合意づくりに十分な努力を払わなかつた政府の態度はまことに遺憾であると言わざるを得ません。

このことは、社会保障制度審議会の答申で「公的年金制度の改革を進めるに当たって、国は、年金制度の技術的、制度的調整を図り、関係者の十分な理解と基本的合意を前提として案をまとめるべきである。そのような観点から今回の論議の経過を見るとき、これらの努力が著しく不足していたことを指摘せざるを得ない。」としていることでも明らかであります。その結果、国鉄共済の財政援助のため保険料の負担増大を強いられる国家公務員や電電、専売の職員の心境が複雑なものであることは承知しております。あえてこの際私は、激変緩和の措置をとることを前提として、将来の安定期を押しつけるからであります。

国鉄共済年金財政の悪化の原因は、戦前、戦後における国策遂行のための大量雇用と戦端なゆがみがあります。国鉄共済の危機は、まさに長年の政府の運輸政策の責任であります。この統合に賛成する立場を選択いたしました。

それは、将来的に八つに分立してある現行年金制度の一元化が不可欠と考えるからであります。

個別年金制度の財政危機を回避し、制度間における給付と負担の格差を是正するには、制度の一元化を進めなければなりません。年金の一元化について、臨時行政調査会の第三次答申でもその必要性を提言しております。すなわち、「公的年金について、その公平化を図るとともに、長期的制度運営の安定強化を確保するため、被用者年金の統合を図る等により、段階的に統合する」との提言で指摘しているとおりであります。私は、改革を推進するという立場と同時に、国民に信頼される年金制度の確立という見地からも年金の統合を進めるべきであり、その第一段階が今回の統合法案であるとの認識から賛成するものであります。したがつて、政府は今後の年金一元化的具体的計画から、そのことを政府に強く切望いたします。

最後に、私が質疑を通して政府の善処を求めた諸問題や、本委員会で採択されるであろう附帯決議について、政府は誠実かつ速やかに対応されることを要求し、討論を終わります。

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、本法案に反対の討論を行います。

第一の理由は、本法案はいわゆる臨調路線に基づく公的年金制度全体の抜本改悪の突破口になるからであります。政府の公的年金の一元化の方針は、財政難を口実にした年金水準の切り下げ、保険料引き上げ、この方向になることは本法案の内容によつても明らかであり、まさに本法案がその第一段階であるからであります。

第二の理由は、国鉄共済年金財政救済において國の責任を放棄し、無関係な他の共済組合員に犠牲を押しつけるからであります。

国鉄共済年金財政の悪化の原因は、戦前、戦後における国策遂行のための大量雇用と戦端なゆがみがあります。国鉄共済の危機は、まさに長年の政府の運輸政策の責任であります。

もかわらず、政府はみずから責任を転嫁し、国鉄職員や国家公務員など他の共済組合員に負担を強いることは容認できません。

第三の理由は、公共企業体職員、国家公務員などの組合員に過大な負担増と給付の切り下げをもたらすからであります。大蔵省の試算によりますと、来年十月から各共済組合員の掛金は急激かつ大幅に引き上げられようとしております。また、公企体職員の給付水準の引き下げは、現業部門がほとんどを占める公企体職員の特殊事情を全く無視したもので、一方的な既得権の剥奪でもあります。

わが党は、年金制度の改革に当たって、最低保障年金を確立し、同時に、年金財源についても国の税・財政制度の改革、国と企業の責任の明確化などによる国民本位のやり方で進めるべきことを主張し、討論を終わります。

○委員長(高平公友君) 他に御意見もないようですか、これより直ちに採決に入ります。

国家公務員及び公企体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小野君。

○小野明君 私は、ただいま可決されました国家公務員及び公企体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民党・日本社会党・公明党・国民会議及び民主連合・日本社会党・公明党・国民会議及び民主連合の統合等を図るために、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手願います。

○委員長(高平公友君) ただいま小野君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、小野君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては困難な問題もございますが、御趣旨を体しまして十分検討いたしたいと存じます。ありがとうございます。

案文を朗読いたします。

国家公務員及び公企体職員に係る共済組合制度の統合等を図るために、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手願います。

○委員長(高平公友君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては困難な問題もございますが、御趣旨を体しまして十分検討いたしたいと存じます。ありがとうございます。

案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たって、次の事項について一層努力すべきである。

一、高齢化社会の到来に備え、長期的に安定した年金制度の確立を図るため、速やかに公的年金制度の将来像及びそれを実現するための具体的な改正手順を明らかにすること。

一、公的年金の一元化が確立するまでの間、その方向に即しつつ、極力国家公務員共済組合及び各公共企業体職員の共済組合の運営の自主性を尊重すること。

一、年金財政再計算等によって保険料負担が急激に増大することのないよう、世代間負担の公平にも配慮しつつ適切に対処すること。

一、公共企業体職員の共済組合と国家公務員共済組合との間に給付制限の相違があることにかんがみ、両者の統一について調整措置を講ずること。

○委員長(高平公友君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(高平公友君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高平公友君) 次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛官給与法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。谷川防衛官長官。

○國務大臣(谷川和穂君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛官給与法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

初めに、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について、御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊千三百二人、航空自衛隊六百三十人、統合幕僚會議四十六人、計千九百七十八人増加するためのものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、統合幕僚會議については、防衛庁中央指揮所の開設準備等に伴うものであります。

次いで、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官二千人を増員するためのものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、任用期間の定めのある自衛官い

わゆる任期制自衛官が引き続いて任用された場合及び任用期間の定めのない自衛官いわゆる停年制度、任期制自衛官から三等陸曹等に昇任した停年制自衛官について、任期制自衛官以外の期間を基礎にして支給しております。しかし、停年制自衛官としての勤続年数が長期にわたることとなる者にあっては、任期制自衛官に対する退職手当は支給しないで、当該期間をその者の停年制自衛官としての勤続期間に通算して支給する方がよい場合がありますので、その者が希望した場合には、

当該退職手当は支給しないことができるよう改めました。また、任用期間が満了したときに退職手当の支給を受けなかつた任期制自衛官が、三等陸曹等に昇任しないで退職することとなつた場合等におきましては、支給を受けなかつた退職手当を退職時等に合算して支給できることが等に改められます。

この法律案の規定は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛官給与法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(高平公友君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

午後一時四十分から再開することとし、休憩いたします。

午後一時休憩

○國務大臣(谷川和穂君) 御指摘のように、五年間に提案をされまして、それから三年、七国会の間に衆議院におきまして数々の御審議がございました。その御審議のうちの幾つかの中では、たとえばこうやって三年たつたがその間どうやってやりくりやってきているのだ、この法律がなければ一体どういうふうにそれじゃ苦労をしてきていたのかというような御指摘がございました。それから、法案の内容につきましては当然のこととございますが、いろいろ中に立ち至つて細かい御質疑もあつたよう記憶をいたしております。

○鶴山篤君 そこで、五十六年、五十七、五十八年、三年経過をしているわけですが、その当時の提案の内容も今回の提案の中身も変わつてないわけですね。その点についてお考えはいかがでしょうか。

○國務大臣(谷川和穂君) 私どもといたしましては、国会で御審議をいただきまする定員の問題でございまして、御存じのよう、陸上自衛隊につきましては定数はすでに取り決めをいただいておるわけでございますが、海上自衛隊あるいは航空自衛隊につきましては、艦艇あるいは航空機の整備のその都度、防衛庁といたしまして新しい定員について国会へ提案をさしていただいて御審議をちょうだいしていると、こういう形になつてお

ります。休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛官給与法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

○鶴山篤君 五十五年から五十六年にかけましては、防衛庁長官は大村さんでした。今回、谷川防衛官長官の時代になつたんですが、この自衛官の増員に対しては、かなり世界的な情勢も変わったと思うんですね。それから日本の自衛隊のあり方についても、前の第四次防と、それから五三中業、五六中業といふように計画そのものに変化があつたわけですね、当然のことですけれども。そういう変化の中で今回の提案というのはどういうふうに位置づけているのか、その点もう一度お伺いします。

○國務大臣(谷川和穂君) 御指摘のように、五十五年に提案をされまして、それから三年、七国会

は、防衛庁長官は大村さんでした。今回、谷川防衛官長官の時代になつたんですが、この自衛官の増員に対しては、かなり世界的な情勢も変わったと思うんですね。それから日本の自衛隊のあり方についても、前の第四次防と、それから五三中業、五六中業といふように計画そのものに変化があつたわけですね、当然のことですけれども。そ

ういう変化の中で今回の提案というのはどういう

ております。

○鶴山篤君 五十五年から五十六年にかけまし

てあります。実は今回御提案をしていただいておりま

すが、その内容につきましても、五十六年、五十七年

当時からお願いしておりますものと中身は変わっ

ておりません。

○國務大臣(谷川和穂君) ただいま御指摘のございましたように、五十六年に至るまでの間にその当時の防衛力の整備の計画がございまして、今回御審議をちょうだいをしておりまする提案の中身につきましては、実は五十六年に至るまでの防衛力の整備に基づいて行われました海上自衛隊、航空自衛隊の新しい装備に基づく定員の要求をさせていただいていると、もちろん、単純に新しい装備ができるたらその分だけが足されてしまうわけでございませんで、たとえば艦艇について申し上げますと、それまでには就役しておつたが、その時点で除籍をされる艦艇も当然出ていくわけでございまして、これは一つの例でございますが、そういうような差し引きをいたしてはございません。しかし、その当時の防衛力の整備に基づいて新規に配備されます艦艇あるいは航空機の定員について要求をさせていただいていると、さらにもう一つ、ただいまできるだけ早い時期に完成を願いつつ整備をいたしておりまする中央指揮所の問題がござります。これにつきましては、そういうわけでございませんで、たとえば艦艇につきましては、船体あるいは航空機の整備について要求をさせていただいていると、こ

ういう趣旨のものも含まれておるわけでござります。

それから、前段において御指摘のございました、その間、足かけこの四年の間に国際情勢もいろいろ変化しておるじやないかという御指摘ございましたが、国際情勢の変化の問題と、ただいま申し上げましたわが方が持つております防衛力の整備に伴う差し引きの定員の足りない部分についての御審議をちようだいいたす問題とは、実は必ずしも同じ年度で直ちにこれが重なり合ふといふものではございません。具体的に申し上げますと、私どもはこの五十八年度におきましては、五十八年度の現有勢力をもつてわが國の方に対する侵略の未然の防止あるいはもし侵略が、万が一というようなことで申し上げておりますが、この時点で起るならば、それに対する対処というものを考えておるわけでございます。

○鶴山篤君　たとえば中央指揮システムの整備につきましては、たしか昭和五十五年の防衛白書でもその点が述べられているわけですが、さて、五

十六年の八月に提出をしました防衛白書によりますと、幾つか特徴がありますけれども、さつと一つ注目すべき問題が出ているわけです。一つは、防衛白書というのは長い歴史があるのですが、五十六年の防衛白書には西側の一員という位置づけをしたという特徴が一つあるわけです。それからもう一つは、自衛隊の歩みといいますか、かつてそういうものがなかったわけですから、防衛政策の歩みといいうものが膨大な資料で出されているわけです。これは西側の一員という問題の位置づけとともに、防衛政策の歩みといいうのは不可分なものだというふうに私は裏側を読ましてもらつたわけです。言いかえて言いますと、いま長官は、前から準備してきたものもあるし、客観情勢の変化というものもあるけれども、ストレートにそれとはかかわり合いがないのだというふうに言われましたけれども、歴史的に調べてみると、そういう問題意識が当然わいてくるわけです。私の理解について、それは間違いだ、少し勘ぐりが過ぎるという御意見でしょうか。どうでしようか。

○國務大臣(谷川和穂君)　幾つかの問題点について御指摘ございましたが、まず、中央指揮所の問題の方につきましては、また改めて答弁させてみたまくことによつて、防衛力の整備の計画と、それから特に自衛隊の定員の問題についても一回ここで改めて御答弁させていただ

きたいと存じます。

先ほど申し上げさせていただきましたように、陸上自衛隊につきましては十八万という定員が法定されておりまして、これは別にいたしまして、海上自衛隊、航空自衛隊につきましては、装備の更新を図る、近代化を図る、そのため出入りの計算をいたしまして、新しい装備に不足が生じた場合にはそれを法律の形で改正をしていただきまして、国会の御審議をちようだいして定員を決めていただいておると、こういう形になつておられます。

それから、防衛力の整備につきましては、たとえば艦艇にいたしましても、航空機にいたしましても、いずれも整備をするのに単年度では整備が整いません。いずれも数年を要するものでござります。したがいまして、古くからわが國いたしましては、何も航空機、艦艇だけではございませんが、防衛力の整備につきましては、一つの基本的な考え方を持って、そしてその考え方のもとで見積もりをつくりまして、そしてその見積もりをそれぞれの財政年度、わが国の財政事情あるいは他の施策などのバランスなどを考え、あるいはその他の状況などを勘案して、そして財政当局との都度その大枠の中の見積もりの中から特にこの年にはこういう整備をしていくという形で整備いたしております。

○鶴山篤君　西側の一員問題は、すでに通告してありますように、後刻十分お尋ねをしたいと思つております。

さてそこで、それぞれの要員の増というものについて、先ほどの提案にも艦艇、航空機の就役等に伴うものであると、こういうふうに言われておられるわけですが、具体的には、たとえば航空機、F 15であるとか、あるいはP 3Cとか、いろんなものに充當するための要員だらうというふうに思いますが、具体的にはどういう配置になりますが、具体的にはどういう配置になりますか。

○政府委員(矢崎新二君)　お答え申し上げます。今回の改正法案におきます自衛官の増員数は全部で千九百七十八人ということになつておりますが、これは年度別に申し上げますと、五十六年度が、これは年度別に申し上げますと、五十七年度が、これから五十七年度に所要となつた増員が九百八十二名、こうしたことになつていただけでござります。それぞれの分につきまして、たゞいま御指摘のように、いろいろな要因に基づく増減の数字が出てくるわけでございます。

それを若干御説明申し上げますと、まず五十六年度におきます増員の九百九十六人の内訳でございますが、一つは、護衛艦、潜水艦等の艦艇、F 15等の航空機の就役に伴う要

が、西側の一員についての御指摘もございました

が、私どもは以前から自由と民主主義という基本的な理念あるいは価値観を享有する西側の諸国とわが国は共同して世界の平和と繁栄に向けて努力をしていくというふうに考えておるわけでござります。

員という問題が強調されてきたとか、あるいは西側の一員という問題が浮上してきた問題とは考え

ておりません。ただ、特に最近の日米首脳会議、

あるいは先進国の首脳会議などにおきます一連

の国際情勢を踏まえた会談あるいは会議などにおいて、西側の一員であるわが国の基本的な政策について一層明瞭に、明らかに表明されてきております。

そこで、それらの要員の増というものに伴うものでござりますとか、P 2 JとかF 10とかいったものの除籍に伴います要員の減少、これが千六百五十一人になるわけでござります。それからまた、中央指揮所でござりますとか、日米防衛協力等のための要員の増、これが四百八十人ということでございまして、これらを差し引きいたしまして九百八十二名の増員というものをお願いを申し上げておる次第でござります。

○鶴山篤君　さて、そこでちょっと事務的なこと

ですが、この法律は少し横に置いておるだけでございまして、これまでの要員の増、これが四百八十人でございまして、これを差し引きいたしまして九百八十二名の増員というものをお願いを申し上げておる次第でござります。

○鶴山篤君　さて、そこでもちょっと事務的なこと

ですが、この法律は少し横に置いておるだけでございまして、これまでの要員の増、これが四百八十人でございまして、これを差し引きいたしまして九百八十二名の増員というものをお願いを申し上げておる次第でござります。

○政府委員(矢崎新二君)　自衛官の、五十五年度に改正法が成立いたしまして、現在法律で定められております定員の数を申し上げますと、陸上自衛隊は十八万人でござりますが、海上自衛隊は四万三千八百九十七人、航空自衛隊が四万六千二百四人、統合幕僚会議が八十三人ということでございまして、これらを合わせますと二十七万零八十四人でございます。

最近の自衛官の現員を申し上げますと、五十八年九月三十日現在で申し上げますが、陸上自衛隊の場合は十五万五千一百二十二人、海上自衛隊が四万二千二十九人、航空自衛隊が四万四千三百七十六人、統合幕僚会議が八十三人、合計で二十四万一千六百十人ということになつております。

○鶴山篤君 いまお話をありますように、統幕を除いては欠員の状況ですね。たしか、私は昭和五十四年、山下長官のときにも要員問題を取り上げたことがあるのですが、その前もその後も、率直に言いますと慢性的な欠員の状況にあるわけですね。これはいろいろな原因があろうと思うんですねが、皆さん方の意気込みと現実の姿はかなり乖離があるわけです。そのことについてしばしば指摘をしているわけですが、お話をのように約三万近い欠員があるわけですね。これはどういうふうにお考えになっていますか。あるいは、この補充の方法についてはどういうふうな政策をとられてきたのか。あるいは補充について努力をしたいたしましたが、結果はこうなっているわけですが、どこに欠陥があるのか。そういう点を少し明らかにしてもらいたい。

○政府委員(矢崎新二君) 自衛官の定数につきましては、自衛隊が有事に即応いたしまして國を防衛するという使命を果たすために必要な員数として定められたものでございます。したがいまして、基本的にはできる限り定数を確保し、そして所要の教育訓練を実施していくことが必要なものであると私ども考えております。そういう意味におきまして、海、空の自衛隊の場合は、基本的にはできるだけ装備品の運用等の必要性ということも大変高いわけでございますから、これは高い充足率を確保しておく必要があるということを考えております。

陸上自衛隊の場合が、確かに御指摘のように充足率で申しますと八六%程度の姿になつておるわけでございます。この点は、各種の事情、募集、財政状況、その他各般の状況を勘案いたしまして、ここ数年八六%程度に維持をしておるわけ

ございますが、これは有事の所要に緊急に対応します。

○鶴山篤君 五六中業においても、あるいは国会

の答弁でも、皆さん方の主張が明らかになってお

りますのは、航空の分野及び海上の分野で質的な強化を図りたい、こういう指摘がしばしばあるわ

けですが、そこで、約一万五千人近い陸上自衛官の欠員がありまして、その方は充足をしない、

あるいは充足をするにしてみても、それほど努力

はしないで、海上と航空の分野で、その分野でそ

れ以上の努力をしたいというものが皆さん方の実際

の気持ちであるし、あるいは実際にとつきました

補充の計画ではないんでしょうか。その点どうで

すか。

○政府委員(矢崎新二君) 定員といいますか、人

員についての各自衛隊ごとの性格づけと申します

か、ここに多少差のある点があつたかと思つてお

るわけでございます。

○鶴山篤君 防衛庁長官、長年にわたって陸上自

衛隊の充足率は悪いんですよ。定員十八万と書かれておりましても、常に十五万とか十六万。われわれは軍備増強に賛成するものではありませんけれども、しかし定員に対する要員の配置といふ

のには少なくともルールというものがあるわけ

ですね。たくさん定員をとつておいて実際は自衛官が少なくともよろしいんだと、こういうもので

はないと思います。

それからもう一つは、海上自衛官あるいは航空

の場合は、特に航空の場合には相当養成という、あ

るは訓練という、そういうものが加わるわけですね。長期間、時間的にも必要になつてくるわけ

です。それらを考えみると、防衛庁の政策とし

て陸上自衛官の方は慢性的な欠員でもしようがな

いんだ、しかしわが国の防衛政策上、航空並びに

海上自衛官の方だけはきちっとやりたい、そうい

う

いままお話があ

りますように、統幕

を除いては欠員の状況ですね。たしか、私は昭和五十四年、山下長官のときにも要員問題を取り上げたことがあるのですが、その前もその後も、率直に言いますと慢性的な欠員の状況にあるわけですね。これはいろいろな原因があろうと思うんですねが、皆さん方の意気込みと現実の姿はかなり乖離があるわけです。そのことについてしばしば指摘をしているわけですが、お話をのように約三万近い欠員があるわけですね。これはどういうふうにお考えになっていますか。あるいは、この補充の方法についてはどういうふうな政策をとられてきたのか。あるいは補充について努力をしたいたいたしましたが、結果はこうなっているわけですが、どこに欠陥があるのか。そういう点を少し明らかにしてもらいたい。

○政府委員(矢崎新二君) 自衛官の定数につきましては、自衛隊が有事に即応いたしまして國を防衛するという使命を果たすために必要な員数として定められたものでございます。したがいまして、基本的にはできる限り定数を確保し、そして所要の教育訓練を実施していくことが必要なものであると私ども考えております。そういう意味におきまして、海、空の自衛隊の場合は、基本的にはできるだけ装備品の運用等の必要性ということも大変高いわけでございますから、これは高い充足率を確保しておく必要があるということを考えております。

と申しますのは、海、空の自衛隊の場合は、先ほど申し上げましたように、艦艇でございますとか、航空機あるいはいろいろな装備品、そういうものが基本になつております。それを運用していくため、あるいは維持していくために必要な人員を個別に積み上げて所要の人員を算出すると申しますのは、艦艇なり航空機なり、あるいは他の装備品というものが就役をしてまいりますと、それを維持していくためにどうしても最小限必要なものを確保していかなければなりません。そのためには、他の装備品といつものが就役をしてまいりますと、それを維持していくためにどうしても最小限必要なものを確保していかなければなりません。そのためには、他の装備品といつものが就役をしてまいりますと、それを維持していくためにどうしても最小限必要なものを確保していかなければなりません。

○政府委員(矢崎新二君) 定員といいますか、人員についての各自衛隊ごとの性格づけと申しますか、ここに多少差のある点があつたかと思つておるわけでございます。

と申しますのは、海、空の自衛隊の場合は、先ほど申し上げましたように、艦艇でございますとか、航空機あるいはいろいろな装備品、そういうものが基本になつております。それを運用していくため、あるいは維持していくために必要な人員を個別に積み上げて所要の人員を算出すると申しますのは、艦艇なり航空機なり、あるいは他の装備品といつものが就役をしてまいりますと、それを維持していくためにどうしても最小限必要なものを確保していかなければなりません。そのためには、他の装備品といつものが就役をしてまいりますと、それを維持していくためにどうしても最小限必要なものを確保していかなければなりません。

○鶴山篤君 五六中業においても、あるいは国会

の答弁でも、皆さん方の主張が明らかになってお

りますのは、航空の分野及び海上の分野で質的な強化を図りたい、こういう指摘がしばしばあるわ

けですが、そこでは論理が余り一貫していない

状況にあるわけですが、そういう意味

をして部隊の運営を困つていかざるを得ないとい

ます。そこで、有事におきます陸上防衛力の骨格を決め

をして、若干の性格の差異はあるわけですが、ご存じます

ます。

○鶴山篤君 五六中業においても、あるいは国会

の答弁でも、皆さん方の主張が明らかになってお

りますのは、航空の分野及び海上の分野で質的な強化を図りたい、こういう指摘がしばしばあるわ

けですが、そこでは論理が余り一貫していない

ます。そこで、有事におきます陸上防衛力の骨格を決め

をして、若干の性格の差異はあるわけですが、ご存じます

ます。そこで、有事におきます陸上防衛力の骨格を決め

ます。

○鶴山篤君 五六中業においても、あるいは国会

の答弁でも、皆さん方の主張が明らかになってお

りますのは、航空の分野及び海上の分野で質的な強化を図りたい、こういう指摘がしばしばあるわ

けですが、そこでは論理が余り一貫していない

ます。そこで、有事におきます陸上防衛力の骨格を決め

をして、若干の性格の差異はあるわけですが、ご存じます

ます。

ございますが、それぞれ海上自衛隊につきましても六百名台、それから航空自衛隊につきましては、それぞれ年度でいたしまして三百名台ぐらいの感じの増員なんでございます。これは現有の海上自衛隊の定員の中で、たとえば艦艇で言いますと、除籍するものを次の新しく就役した艦艇に乗せながら、今度就役艦は近代化をすればそのだけはどうしても少しはふえなきやならぬというような形の微増をずっと積み上げてきました積算でございます。したがいまして、基本的に定員を積算するときの姿勢は陸上自衛隊と他の海上並びに航空自衛隊とは少し概念的には違うところがあると思っております。

しかしながら、われわれいたしましては、いたしました定員は目いっぱい常に充実している体制はとりたい。これが実は念願なんでございますが、なかなか諸般の事情からそんならぬところがあることはこれまで事実でございますが、基本的にはそう考えておるわけでございます。

○鶴山篤君 大蔵省にお伺いをしますが、五十六

年に提案があつて、それが継続審議になつた。当

然のことであります、使わなかつた予算是返上

する、五十七年度についても同様なことだったと思

うんです。

それから、今回これの取り扱いを決めるわけで

すが、当然その予算の査定、シーリングの段階

で、いま私と防衛庁との間に議論をしました定員

と現在人員の問題あるいは補充の計画、そういう

ものを見比べて、大蔵省の予算算定としてはどう

防衛庁に問題の指摘をしてきたのか、その点はつきり答弁をしてもらいたいと思うんです。

○説明員(田波耕治君) 二点御質問があつたかと思

います。

前半の、五十六、五十七提案に係るところの増

員分の予算はどういうふうになつたかという点でござりますが、これは人件費の中でその分だけを

特別に区分計上しているということではございませんので、予算全体として執行の段階でそれぞれ適正に使用されてきたということでございます。

それから第二点の、充足の問題についてどのよ

うに考えるかということでございます。

○鶴山篤君 予算全体の話は、また次に問題を指

します。

少し明らかにしてもらいたい。

○國務大臣(谷川和穂君) 担当の政府委員からお答えをいたします前に、きわめて概念的な括的なことで恐縮でございますが、申し上げさせてみたときだいたいと存しております。

今回の御提案をさしていただいておりまする法案の中には陸上の関係の予備自衛官のみでござりますが、この陸上関係の予備自衛官につきましては、すでに編成されたような仕事に充てたいという考え方を持つておるわけでございまして現在六百人の定員をいたように、後方の警備というものを念頭に置きながら新しい編成を考えていきたいということが基本になつておりますが、私といたしましては、やはり将来、中長期の観点から見た場合に、わが国の防衛を担当する自衛官並びに予備自衛官というものは、やはり一つは人口動態などの要素も考えて、せつかく自分で一つの信念を持ちながら自衛官として訓練を受けて、ある一つの練度、経験を得て、そして停年になつて第二の人生を歩んできおる諸君がやはり常に訓練を受けたその経験を生かしていくことがあってしかるべきだし、またそれを考えていくべきだというふうに積極的に考えております。諸外国ともに、先進諸国におきましては、呼び名はそれぞれ違うかと存じますが、こういった考え方はあると思つております。

それから、御指摘のございました海上自衛隊並びに航空自衛隊につきましては、必ずしも海上自衛隊並びに航空自衛隊においても、ある特別な技術のみというわけではございませんで、その周辺制度としてまだ確立はいたしておりませんけれども、十分われわれとして、予備自衛官の制度そのものの全体を考える中で常に検討をしていかなければならない課題である、こういうふうに認識はいたしております。

なお、もう少し詳しく、現在までの検討の内容につきましては担当政府委員からお答えをさしていただくことにいたします。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまお尋ねのごと

は、海上自衛隊の予備自衛官の場合は、すでに編成されたおりますとか、あるいは後方支援基地、港湾の防備といふたよな仕事に充てたいという考え方を持つておるわけでございまして現在六百人の定員をいたしておるわけでございます。

それから、航空自衛隊の予備自衛官の場合は、現在まだいただいておりませんが、私どもが考

ておりますのは、有事におきまして、基地において弾薬運搬の仕事をするとか、あるいは連絡要員

が、中曾根総理大臣も防衛庁長官も、グローバル

な立場で軍縮ということをしばしば言われている

わけですね。しかし、片方では抑止と均衡という

また一つの柱がある。そういう中で現実に自衛隊

の増強正面装備の質的な増強と同時に、退役す

る艦艇もありますけれども、それを踏まえて自衛官は増員をされるわけですね。これからも、どうもそのおそれがないとは言えないわけです。したがって、私どもの立場からするならば、少なくとも軍縮を提案する立場からいうならば、これ以上の軍備の増強をやらない、あるいは東南アジア諸国に対しても脅威を与えるような、限度を超えたものがなくなるのを非常に恐れるわけです。

そういう意味からいいますと、この軍縮につきましては、特に私どもは、破壊力の中でも恐るべき破壊力でありまする核兵器の持つ破壊力、これらが対して脅威を与えるような、限度を超えたも軍縮を実行するべきではない。もし、そういふことになれば、全人類が乗り組んでおるこの地球号そのものの運命にもかかわる問題だといふ感じがいたしまして、核軍縮に對しましては本当に心からその軍縮が達成される話し合いが行われなければなりませんと、こう思っております。

同時に、反面、日本の国の独立と安全を確保していくことを望んでいかなければならぬと、こう思っております。

は、これをいかなる様態の侵略に対しても適切に対応できるだけの、言うならば準備、用意だけはわけです。その点、しかと私どもの方としては大目に厳しく注文といいますか、意見を申し上げておきたいと思うんです。

○國務大臣(谷川和穂君) 近代戦は、まことに不幸なことでございますが、破壊力を競うというよ

うな、とにかくいち早く相手を撃滅する、しかもそれもできるだけ量を大きくというような発想がひそんでいることは、これは事実でございます。まことに悲しまむべきことでございますが、これは事実でございます。同時に、また今日、人知はここまで発達はいたしておりますけれども、しかしながら、国際間の紛争というものを武力には訴えない、こうはお互いには言いえ、なかなか全世界の全人類が希求するような意味で武力といふのがなくなつてきてはいない。むしろ逆に抑止の信頼性が崩れたところに紛争が生じておるという現実もございます。

そこで、昭和五十九年度の予算編成の問題です。目下国会開会中でありますので、ある意味で言えば全体の予算編成の準備作業中だと、こういうふうに考えざるを得ないと思うんですが、さて防衛省に限つて問題にしたいと思うんです。膨大な資料が、ことし八月、各省庁との段階でそれぞれ要求が出ております。私どもも過日この説明は受けたわけであります、概略的に言うと、昭和五十九年度の予算のうち、防衛庁の分野についてはどういうところまで進んでいるのか、あるいは政策上の問題が残つてこれから詰めなければならぬ重大な問題といふのはこういう分野だと、いうふうに、概略で結構ですから、その点明らかにしてもらいたい。

○政府委員(宍倉宗夫君) 大蔵省の方には九月の初めから私ども御説明を申し上げておりますが、具体的にまだ大蔵省の方とこれこれしかじかの件につきましてこれこれこれしかじかにしようといふお話をいただける段階ではございません。したがいまして、大蔵省の方は内部的に作業をお続けになつておられます。個々の問題につきましては、これこれこれしかじかにしようといふお話をいただける段階ではございません。し

○説明員(田波耕治君) いま經理局長から答弁ござ

ざいましたように、八月末に要求をいただきまして、これまで私どもは防衛庁の方から個々の経費についての政策の意図であるとか、あるいはその効率であるとか、いろいろな御説明を伺つてしまつております。現在、私ども内部でそれをこなすべく、いろいろな角度から検討を行つておりますが、大蔵省といたしましても、いまの段階でここにところはこうする、ここはこうだというようなところまで至つていいないという段階であるということを御理解いただきたいと思ひます。

○鷺山篤君 抽象的にはそういうことでしようが、たとえば相手国との条約の関係があつて、来年度はこれだけの予算を準備しなきゃならぬ、こ

ういう要素のものもあるわけですね。また、それも金額も積算をしなければならぬし、現に積算をやられていると思うわけです。抽象的にはやむを得ないと思ひますが、もう少しそこを整理整とんをして明らかにしてもらいたい。

○説明員(田波耕治君) 先生おっしゃいますよ

うに、防衛庁の予算を考える場合に、過去のいわゆる国庫債務負担行為あるいは継続費、そういう一

種の約束に基づくところの経費の歳出化というの

が非常に大きなウエートを占めております。それ

は非常に大きなウエートを占めておるわけですが、

それけれども、私どもいたしましては、実は

そういうものにつきましても何とか全体の予算を

圧縮する上で工夫がないものかというようなこと

を含めまして、逐一検討をいたしております。そ

の検討というのは、実は個々の艦船なら艦艇、航

空機なら航空機といふような非常に細かいものを

非常に細かいやりとりを現在事務的にやっておる

という段階でございます。

○鷺山篤君 作業の過程ですから、そういうこと

だらうと思いますが、さて政治的に見ますと、先

日、行革特別委員会でも議論があつたところです

が、国民生活に直接かかわります教育の問題とか、あるいは医療費の問題とか、福祉対策とか、

そういうものがこのシーリングの段階でもかなり

削り取られているわけですね。ところが、一方で

は八・八の要求が六・何ぼになりそうだと。それ

にしてみても、国民生活と自衛隊の増強の関係で

はかなり予算配賦に軽重が問われているわけで

す。

それからもう一つは、GNPに対しまして国防

も、政治的な議論からいうと問題にしておりま

す。国民との約束事でも一%を超えて困るの

だ、そういう強い意見も出しているわけです。

さらに、われわれも問題意識を持っております

のは、後年度にどんどん負担が増加をしていく。

技術的に、たとえばことし艦艇を注文する、P3

Cを注文する、着手金が必要だという意味では金

が残ることはよくわかりますけれども、五六中業

計画全体を見ていくと、当然のことながら後

年度負担といふものも非常に大きくなる要素を持

つているわけですね。

そのほか、たくさん問題点があるわけですが、

政治的に見ましても、あるいは国防上の立場から

見て、これだけ切り詰められた予算の中でやるわ

けですから、問題点は非常に多いと思うんです。

そういう諸問題について、大蔵省はどういうふう

な基本的な態度でこの予算案というものを眺め、

あるいは最終的な確定の作業をしようとしている

のか、これは非常に国民の多くが注目をしている

わけですね。それらの点について、もう少し整理

整とんをして説明をいただきたいと思います。

○説明員(田波耕治君) 御質問の三點についてお

答え申し上げたいと思います。

○鷺山篤君 二時五十五分で一たん中断をするこ

とになつておりますので、もう一つ。

いまのお話のGNP比一%という問題ですが、

これは行革特別委員会で柄谷委員がかなり切明な

数字を挙げて問題を提起しました。二度繰り返す

つもりはないですが、今年度のGNPの一%とい

りますと、二兆八千百七十億円に計算上なるわ

けです。ところが、五十八年度の防衛関係費とい

りますのは二兆七千五百四十二億円、金額で言い

ますと、そのすぎ間は六百二十八億円といふことに

なりそうですね。

そこで、お尋ねをするわけですが、来年の話で

なくしてことしの話です。給与法がどうなるか、き

ょう、あすの国会の審議にまたなければならぬと

思ふんですが、これも一つの要素ですよね、直接

的には。本来ならば、私ども人事院勧告六・四七

たいと思つております。

それから第二点の、GNP比一%の問題でござ

ります。これにつきましては、現在まだ五十九年

%という主張をしているわけですが、現実に給与

法というものは二・〇三%です。それから、防衛二

官の人事費あるいはそれに関連をする費用が増額

をされるわけですね。それらの要素をとりあげて

計算をしてみて、今年度GNP比一%以内である

のかないのか、あるいはどれだけのすぎ間が残つ

けれども、いずれにいたしましても、この問題に

つきましたは政府としては從来からGNP比一%

なっております。したがいまして、いまの段階

でその一%がどういうふうになるのだというよう

な見通しを申し上げることは困難ではござります

けれども、いずれにいたしましても、この問題に</

—

に、大蔵大臣から予算の執行に当たっては厳しくやつてもらいたい、以後になりまして節約等もお願いをしなければならない、ということもあり得るというお話がすでにこの四月にございまして、そういうことがまだ確定はいたしておりませんけれども、ござりますとすれば、G.N.P.の1%を突破するということはないのではないかと思つております。

○委員長(高平公友君) 午後二時四十分から再開することとし、休憩いたします。

午後三時五十分開会

○委員長(高平公友君) たたしまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行いました。

○鶴山篤君　それでは、予算の問題にさ

して、後年度負担という問題についてお伺いをします。

とりあえず、昭和六十年度以降の予算のうち歳出化されるものを一応除いてみて、今日時点で昭和六十二年までどの程度後年度負担が残っているのか、その点、数字を挙げて説明をしてもらいたいと思います。

○政府委員(宍倉宗夫君) お答えいたします。

十九年度以降残っております後年度負担額でござりますが、約二兆円でござります。

○鶴山篤君 約二兆円というお話をですが、ここ数
三回、一二、二三、二四十年こゝろくばくへども皆満足

年間五六六年でも十年としなんでも結構なんですが、歳出化が防衛費の中に占める割合といふのが、大きっぽい計算ですが、三割前後ぐらいあるやと思はんですが、その点はどうでしよう。それからもう一つ、それに関連をして、先ほど

私が指摘をしました一%という枠の問題との兼ね合いがありまして、まだ具体的な予算編成されはおりませんが、来年度以降ないしは六十年度以降における後年度負担の傾向といふものをどういふうに防衛庁としては掌握をしているのか、その点もあわせてお伺いをしておきます。

○政府委員(安倉宗夫君) 毎年度の予算とそれから後年度、その年に取りました後年度負担額とそれからすでに取つてございます後年度負担額の合計、つまり全体の歳出予算額に対します後年度負担額の割合といいますのは、五十五年度で申しますと五七%，五十六年度で五六%，五十七年度で六七%，五十八年度で七一%ということになっております。

それから、一%との関係で今後の後年度負担がどうなるかというお尋ねでございますが、これは一%の方の話と申しますのが、GNPに対する一%でございますので、GNPが一体どのくらい現実の問題として伸びてまいるかということにつきましては定かでございません。定かでございませんが、しかしたとえば長期計画で申しますれば名目的に六ないし七%というようなこともありますので、その辺のところもらみ合わせながら、各年度現実の問題としてはいかなる形になるかはわからないわけでございますが、そういったことも考え、また防衛庁の予算全体といたしましては、後年度負担に伴う歳出化分だけではございませんで、人件糧食費でございますとかその他の経費もあるわけでございますから、そうしたものも同時にらみ合わせながら、私どもとしては大蔵省と後年度負担額の大きさについては折衝をしてまいりたいと存しております。

先ほど、私御答弁申し上げながら、委員がお尋ねになりましたのが歳出化額の全体の予算に対する割合だったのじゃないかと思い出しまして、いま申し上げますが、歳出化の全体に対する割合は三一%になつておりますが、それ以前は二六、七%でございます。

○政府委員(安倉宗夫君) 予算は単年度予算といふのが大原則でございますけれども、防衛庁の場合は主たる装備品が直ちに調達できるものではございませんで、四年なり五年なりの年月がかかるということもございまして、後年度負担というものの割合がどうしてもほかの予算費目に比べまして多くならざるを得ないという状況にござりますので、そうした意味におきましては、防衛予算は単年度予算ではござりますけれども複数年度を見た形で予算を考えいかなければならぬといふことは御指摘のとおりかと存じます。そうしたことにおいておきまして、確かに先ほど私申し上げまして、いま委員からお話をございましたように、五十八年度の予算が二兆七千五百四十二億に対しまして後年度負担が七一%ぐらいになつていいわけでございまして、この割合が多いではないかということではございませんけれども、いま申し上げましてたように、装備品関係につきまして四年なり五年なりかかるという長期的な物の考え方にしてこられたものができているわけでございますので、

○鶴山篤君 予算のことでもう一つお伺いをします。その辺のところ御理解賜りたいと存じております。わたくしですが、毎年十二月の末になりますと最終的な政府の予算原案を確定する時期になるわけですから、ことしの場合どうなるかよくわかりませんが。過去四、五年の間の防衛関係の予算の詰めのところを見ますと、昭和五十四年を除き五十五年度からいわゆる復活といふものが頭著に見えるわけです。もちろん、それは事務折衝の中で十分こんなされているところは復活要求というものは出ないでしようが、防衛関係費は常に御案内のとおり、大蔵省の原案からかなりの復活が行われているわけです。昭和五十五年度の場合に党三役折衝で百十一億、昭和五十六年度は大臣折衝で百十五億、党三役で百十一億、五十七年度はかなり金額があえまして、大臣折衝で二百五十一億、党三役で五十九億、今年度につきましては大臣折衝で三百八十九億、最高の折衝の場で二百一十一億、こういふように言われているわけですね。復活というのは理屈がみんなそれぞれあるんでしょうかけれども、どうしても政治加算、つかみ金という印象をぬぐえないんです。

これはいつも出る話でありますから、アメリカとの信義あるいは日米折衝を具体的に予算化するといふことになりますと、防衛庁としては一錢でも多くても多い方がいいということになるんであります。しかし、ここ数年の復活の状況というのは非常に異常であります。金額の面でも異常であります。大臣にも大蔵委員会で指摘をしたところであります。非常にアメリカを配慮した最終的な詰めではないか、こういふうに私どもとしては疑惑を常に持つわけです。その点について大臣のお考えといいますか、感想といいますか、それをいただきたいと思うんです。

○國務大臣(谷川和穂君) まず第一に申し上げます。おいていただきたいと存じますが、休憩前の委員会におきましても御答弁申し上げさせていただきましたように、私どもは現在わが国の防衛

力の整備に当たりまして基本的な整備の計画を持っておるわけでございます。そして、その整備の基本的な計画、すなはち防衛計画の大綱の水準にできるだけ早く到達いたしたい。その計画の中ではさらに業務の中間的な、中期的な計画を持つております。それで、それを基準にいたしまして、各年度ごとの国の財政あるいは他の施策その他の諸事情を勘案しながら財政当局に対し概算要求をいたし、年末十二月の政府原案の作成に当たっては折衝を行つて確定をいたしておりますが、一つは、現在私どもの考えておりますこの水準でござるだけ早期にぜひ到達したいと考えておる中におきまして、実は國の財政の事情が非常に窮屈をしておる事実がございまして、限られた政策費の中でおわれわれとしては相当多くの割合をぜひ防衛費にいただかなければわが方の計画は成り立つていかないというような事情も一つございまして、われわれとしては常にここ数年、対財政当局と政府原案決定の時点におきましては実は時には夜を徹してというような状態まで折衝に折衝を重ねていくという事情がござります。

しかしながら、あくまでわが國の防衛力の整備はわが國が独自で考えて行つてることでございまして、これは他の委員会におきましても内閣総理大臣その他関係の閣僚が御答弁申し上げておるがごとく、いやしくもほかの國から指示され、指摘され、あるいは圧力という言葉は当たらぬかもしませんが、何らかのことがあつて行ってきておることはございません。ただし、アメリカだけを対象に考えた場合には、アメリカ合衆国はわが国と日米安保条約の当事国の一方向でございまして、そのアメリカが日本の防衛力の整備に対し、いざ鎌倉といふときには日本を守らなければならぬという義務を持つておるアメリカが日本の防衛力の整備に対し関心を示して、いろいろな機会をとらえて物を言つておるということは、これは事実でございます。そのこと自体はわれわれとしては十分理解ができるわけでございますが、しかしながら、わが國の防衛力の整備につきまし

○鶴山篤君 後年度負担分を見ましても、復活要求の折衝の経過というものがよく新聞に出るわけですが、おおむね正面装備というものを焦点に当てて復活要求とかあるいは後年度負担といふうなものになつているのじやないかと私は思うわけです。

そこで、正面装備、正面装備という五六中業の意味はわかりますけれども、後方部隊、後方支援体制といふんですか、そういうものとのバランスという問題も、私は別に賛成しているわけではありませんが、当然問題にしなければならぬところですが、そういう点についての考え方、これはいかがですか。

○國務大臣(谷川和禪君) 今回、私の責任におきまして財政当局に提出をいたしました五十九年度の概算要求の基本的な考え方についてお答えをさせていただくことにおいて、ただいまの御質問にお答えをさせていただく形をとらしていただきたいと存じます。

実は、原則一〇%マイナスシーリングという非常に厳しい財政事情でございますが、防衛関係費のシーリングにつきましてはすでに御案内のように対前年度六・九%増、一千八百九十五億円増が認められたわけでございますが、このシーリングをいっぱいを使わせていただきまして、私といたしましては臨時行政調査会の基本答申を尊重しながら、従来にも増して経費の節減、合理化に努めつつ財源の重点的配分に最大限の努力を払つて概算要求をつくつたつもりでございます。

五十九年度概算要求の基本的な方針は、一つには五六中業の第二年度として引き続いて質の高い防衛力の着実な整備を行いたいということ、これが一つ。それからもう一つ、これがただいま御指摘のところであったわけでございますが、正面のみならず後方についてもバランスのとれた整備に極力配意しつつ練度の維持等現体制の維持に努め

もう一つ、基地対策及び提供施設の整備に必要な経費を確保する。この三点を骨子といたしまして、実は概算要求をつくり上げて財政当局にただいま提出をしておるところでございます。

○鵜山篤君　まだ予算が確定をしたわけではありませんんで、予算関係では以上で終わりたいと思ひます。

予算に関連をするという意味で、FMSの問題についてお伺いをします。たまたまロッキーードとかグラマンとかいう問題が出たのはいまから数年前のことです。そういう疑惑に端を発しまして、FMSという課題が急に政治問題になりまして、そのときを契機にして一定のルールに乗つた、こういうふうに思ひます。

そこで、防衛庁長官に一〇・一二という判決についてどういうふうに御感想を持たれているか、まずそこから態度をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(谷川和穂君)　この判決は六年九ヵ月に及んだ審理の結果なされました第一審判決でございますが、私は、この六年九ヵ月、百八十回以上の大公判による第一審の判決でございまして、きわめて厳しく受けとめなければならないものと、こう理解をいたしております。

○鵜山篤君　田中元総理が逮捕されましたのは五十年八月でしたか、六年九ヵ月の結果、裁きが行われたわけです。総理も厳罰を受けとめるといふふうに言われておりましたが、田中元総理の進退についてはいまだに問題にけじめがついていないわけですね。これは私ども野党はもちろん、国民大多数としてもまことに遺憾だというふうに思ひます。それが金脈問題で田中元総理が総理の座をおりましたけれども、一〇・一二判決というものは航空機の購入をめぐる問題です。もちろん表に出ました判決の理由書の中にはもっぱら民間航空機の購入というふうに出ておりますが、しかし、防衛庁が購入をするP-3Cというふうなものについて購入の疑惑が全く世間から消えただ、いうふうには世間の人とはつてないわけです。

○國務大臣(谷川和穂君) 今回の十月十二日になりましたが、疑惑の目が国及び防衛庁に向けられていますよということは厳しく受けとめなければならぬというふうに思いますが、どうでしょうか。
さてその前に、お尋ねの件についてお答えを申し上げさせていただくことをお許しいただきたいと存ります。
すべての防衛廳調達について言えることであろうと思いますが、特に御指摘の航空機購入のようないくつかの問題につきましては、一般的に全体の調達金額がきわめて大きい、ということもございます。したがつて、厳正にも厳正な態度をもつてこれに対処すること、これが特に必要であると、私はそういうふうに判断をいたしております。
○鶴山簾君 さてそこで、歴史的に言いますと、山下防衛廳長官のときから本問題について節度をつけるという体制になりました。
そこで、簡単にお伺いしますが、防衛廳から物品、物資、武器、あるいは装備、その他購入のためにアメリカに何人派遣をされていますか。それと同時に、イギリスでは同様にどの程度の規模の人間をアメリカに常駐をさせているのか、その点をまずお伺いします。
○政府委員(木下博生君) 防衛廳といたしましては、いまおっしゃいました有償援助関係の調達に関する事務を行いますためにアメリカに人を派遣しておりますが、まず在米大使館に防衛駐在官という形で駐在しております六名の者のうち、約三名はそういう調達関係の仕事を主にやっているということがございますが、それ以外に連絡官十二名を長期の出張という形で派遣いたしておりますわけでございます。
各国の事情については必ずしもまびらかではございませんけれども、いま委員が御質問ございましたイギリスについて言いますと、約三十名程度をアメリカに派遣しているというふうに聞いております。

○鶴山篤君 その他の諸国もアメリカに、日本の数字からいいますと倍に近い、あるいは倍を超える規模の配置をしているようですね。

さてそこで、兵器あるいは装備の輸入に当たりましては、どういう方針で当たられてきたのか、ますますこの基本原則、これを簡単に伺います。

○政府委員(木下博生君) 装備を調達いたします場合に、それを国内で生産したものを調達する場合がございますが、輸入をして調達する場合もあるわけでございまして、輸入につきましては、大別しまして一般商社経由で輸入します一般輸入と、それから委員が御指摘のありましたFMS輸入、有償援助による輸入、この両方がございますわけでございます。この二つにつきましては、そ

れぞれ調達につきまして長所、短所がございますので、その長所、短所を十分考慮しながら、最も防衛庁として効率的に、かつ納期等が正確に行われるようなやり方で調達をいたしております。

○鶴山篤君 実績からいいますと、FMSの場合に欠陥もありますね。たとえば納期が非常に遅れる。これは私かつて決算委員会でも具体的に品目別に指摘をしたことがあるわけです。それから商社を通じて輸入する場合に非常に便利ではあるという点もありますが、また別に副作用も起きやすい、こういう欠陥もあるわけです。しかし、それを乗り越えて、FMSに基づいて不正な売り込みをしないように相手方に十分誓約をさせる、これも一つあったと思うんですね。それから、当然のことではあります、値段の問題です。原価なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格において果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあってはならぬ、こういうふうに私ども指摘をしたところなんですかれども、こういう原理原則というものについては変わっていないわけでしょ。

○政府委員(木下博生君) 前に、別の委員会で委員からいろいろ御質疑がございましたときに御答

弁申し上げましたとおり、FMSで輸入する場合には、そのおのおの長所あるいは短所等ございまる規模の配置をしているようですね。

さてそこで、兵器あるいは装備の輸入に当たりましては、十分注意をして最も効率的に輸入をするわけでございまして、このように点に

つきました。それでござりますので、そういう点に

器購入、防衛庁復活検討を認め、「こういうふうな代表的なものがどんどん出るわけですね。

これは一〇・一二という判決を逆手にとつて、あるいは一〇・一二の裁判の過程を逆手にとりま

して、もうこの辺で昔のルールに戻していく、やつていくと、どうようなことを考えておるわけでございます。

したがいまして、たとえばFMSで輸入いたしましたときには、その長所としては、米軍が調達するのに乗せて輸入するというようなことで全体としてコストが安くなるというようなことも一つの

点であります。また逆に短所の一つとしては、御指摘ありましたように、納期が必ずしも正確じやないかと。経団連のものを読んでみますと、政府の調達に任せておいたのではわれわれの要求が実現をしないというようなニュアンスの新聞記事もあるわけです。全くけしからぬことなんですが、こういうことについてどういうふうにお考えですか。とりあえ、お伺いします。

○政府委員(木下博生君) 先ほどから御説明しておりますように、輸入に当たっては二つの方法があります。あるいはFMSで輸入しますが、FMSで輸入しますと、その際、たとえばFMS輸入で輸入するにかかわらず、その製造しているアメリカのメ

ーカーと日本の商社との間で契約等がありますと、そこには、その契約の中からはFMSで輸入する部分については一切何らの手数料を取らないといいうふうな形の誓約書をとるというようなことで改正な購入を行つておるわけでございます。

○鶴山篤君 さてそこで、田中・ロッキード事件の裁判の途中からも、あるいは判決が出た後からも少しずつFMSについての意見が述べられています。たとえば商社の考え方

といふように相手方に十分誓約をさせる、これがも一つあつたと思ふんですね。それから、当然のことではありますけれども、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

ていくということでおざいまして、個々の輸入につきましてはケース・バイ・ケースにその長所、短所を考えて判断していくということでございま

す。無理をして輸送をしているというふうに私は見ております。それでございまして、防衛庁はFMSで輸入する場合に、そのおのおの長所あるいは短所等ございまる規模の配置をしているようですね。

これは一〇・一二という判決を逆手にとつて、あるいは一〇・一二の裁判の過程を逆手にとりま

して、もうこの辺で昔のルールに戻していく、やつていくと、どうようなことを考えておるわけでございます。

したがいまして、たとえばFMSで輸入いたしましたときには、その長所としては、米軍が調達するのに乗せて輸入するというようなことで全体としてコストが安くなるというようなことも一つの

点であります。また逆に短所の一つとしては、御指摘ありましたように、納期が必ずしも正確じやないかと。経団連のものを読んでみますと、政府の調達に任せたのではわれわれの要求が実現をしないというようなニュアンスの新聞記事もあるわけです。全くけしからぬことなんですが、こういうことについてどういうふうにお考えですか。とりあえ、お伺いします。

○政府委員(木下博生君) 先ほどから御説明して

おりますように、輸入に当たっては二つの方法があります。あるいはFMSで輸入しますが、FMSで輸入しますと、その際、たとえばFMS輸入で輸入するにかかわらず、その製造しているアメリカのメ

ーカーと日本の商社との間で契約等がありますと、そこには、その契約の中からはFMSで輸入する部分については一切何らの手数料を取らないといいうふうな形の誓約書をとるというようなことで改正な購入を行つておるわけでございます。

○鶴山篤君 さてそこで、田中・ロッキード事件の裁判の途中からも、あるいは判決が出た後からも少しずつFMSについての意見が述べられています。たとえば商社の考え方

といふように相手方に十分誓約をさせる、これがも一つあつたと思ふんですね。それから、当然のことではありますけれども、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

おいて果たして公正、妥当なものであるのかないのか。それから商社が介入することによって不正なことがあります、値段なり価格なり、それから輸送を含めたすべての価格に

わなければならぬわけですが、そこをかなり無理をして背伸びをしてやつてゐるわけです。それらの商社の意見と、いうのは、いずれ将来、この種の問題については一番フリー・ハンドのきく商社の輸入になるだろう、それをみんな期待をしているとおもわれているわけです。

なかなか私が問題にしておりますのは、商社の意見もさりながら、経団連の防衛生産委員会が発表した態度です。たしか去年の四月九日だったと思いますが、五六中業に対する見解というものを一つ出しました。専門的なものを出したわけですが、その中で「価格、納期、品質面でとかく問題があるFMS調達方式は見直しを図るべきだ」と表明をしておるわけです。防衛庁と経団連の防衛生産委員会とストレートではない。私も短絡的

な意見もさりながら、経団連の防衛生産委員会が発表した態度です。たしか去年の四月九日だったと思いますが、五六中業に対する見解というものを一つ出しました。専門的なものを出したわけですが、その中で「価格、納期、品質面でとかく問題があるFMS調達方式は見直しを図るべきだ」と表明をしておるわけです。防衛庁と経団連の防衛生産委員会とストレートではない。私も短絡的

がつて、国民全体はまたどうもおかしな雰囲気になります。なりそうだという心配をするわけです。かつてのような事件が今後も起きるようになりますと、皆さんの立場からいえば隊員の士気に影響が出てくる、これは当然だと思います。あるいは、防衛計画全体にも重大な障害を及ぼす。だから、植民地の問題だとかその他の問題はあつたにしても、武器を外国から輸入するという場合には節度をつけておかないと大変なことになるといつて、従来の方針を変えてFMS重視の政策に転換をしたわけですよ。にもかかわらず、こういうものがどんどん出てくるといふには、全く火種がないというわけにはいかぬと思うんです。その点を私どもは非常に憂慮するわけです。その点、長官いかがですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 私どももいたしましては、とにかく厳正なシステムのもとで、こちらの希望しておりますような効率的な、しかも経済的な価格でわれわれが入手いたしたいときに適正に入ってくるということが基本でございます。ただ、いま先生御指摘でございましたが、また立場を変えてみると、FMSでなければ調達源がないもの、これは全く初めから問題がないのですけれども、FMSでしか入ってこないのですから問題ないのですが、それ以外でござりますと、私航空機の場合をいま頭に置いて申し上げているのじゃございませんで、その他のことを頭に置いて申し上げているのですが、どちらをとっても一長一短はあるけれども、どれか一方だけで進むということを始めから決めておくことはしないというのが基本でございます。

確かにFMSで調達ができると、一齊にわざと米国国内で生産されておつて各國が手に入れようとしておるようなものにつきましては、当然数が多くございますから単価としてもこれは非常に安いものが入つてまいりますし、それから軍がアメリカ国内で調達しているような調達の方式でありますから、その意味では非常にわれわれにとって便利もよろしいし信頼も大きいにおける

といふこともあります。ただ反面、先ほど来議論が出ておりますような、納期がおくれたり、あるいは手続が非常に煩瑣であつたり、あるいはこそどり向こうと二つに分かれておりますのと、皆さんは手續が非常に煩瑣であつたり、あるいはこそどり向こうと二つに分かれておりますのと、思つていいと、この判決以降はお互に節目節目をつけていくかという気持ちには変わりがないと思いますが、ケース・バイ・ケースということに

なると当然その種の問題がどうしても頭の中を離れないんです。そのことについて十分防衛庁としては考えていることだらうと思ひますけれども、今後の種の問題が表れたになり、なおかつ

シス템としての短所とまで言いませんが、もう少し何とかならぬかなというようなことにぶち当たることもございます。

そういう意味からいいますと、われわれとし

ては、先ほど来答弁させていただいておりまするの

ように、わが国の装備品の調達はFMSでやるの

だ、あるいは、いやそぞじやない、商社だけでやるのだと、そういうふうにどれか一方だけでやるつもりはございません。これが原則でございますと申し上げております。ただ、航空機のような非

常に価格の張るもの、これはやはり現在のこと

きておるところでございます。

○鴨山篤君 田中判決というの

購入の問題に起因をしてああいう判決が出たわけ

ですが、私先ほども申し上げますように、いろい

ろな識者がいろんなものに、防衛庁の購入をする

E2CであるとかP-3Cであるとか、そういうも

のについても疑惑をいたしましたが、技術的

に受けたという問題について、少し具体的にお伺

いをいたいと思うんです。

まず第一は、いつも問題になることがあります

が、国際軍事情勢の分析の点であります。われわ

れがいたきました長官の報告によりますと、こ

ういうふうに言われております。「ソ連の質量両

面にわたる一貫した軍事力増強により厳しさを増

していることに双方の意見が一致しました。」こ

ういうふうに長官は述べられているわけです。

そこで、お伺いをしますが、ソ連もS-20を含

めているるんな増強をしております。アメリカも、

なん分野で近代兵器の装備を増強しているわけ

ですね。長官の答弁も、ソビエトない

しはワルシャワ機構の諸国との軍事力といふのは一

九四五五年直後はそれはどアメリカをおどかすほど

のものではなかつた、しかし一定の均衡がとれ

ていますが、ソビエトの方が優位に立つていて

あつとも説明をしているわけですね。そこ

で、抑止と均衡という話になるわけですが、この

「双方の意見が一致しました。」というのは、そこ

の部分どういうふうに分析をされて意見が一致を

されたんですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 御報告をさせていただ

きましたごとく、国際情勢の分析の中におきます

るソ連の軍事力の一貫した増強につきまして、

シス템としての短所とまで言いませんが、もう

ちらと向こうと二つに分かれておりますのと、

思ひますのが、一九七〇年代の終わりにSALT I

が米ソの間で締結されて、七二年から五六年間の

有効期間でございましたが、あの当時においては

基本的には米ソの間に決定的な不信感というもの

が存在したとは思えない。だからこそ、SALT Iがああいう時点においても成立したのではなかろうかと思います。それにはやはり核兵器の弾頭数と運搬能力、さらに命中精度の問題があつたと思います。

述べるのはかなり蛇足になると思いますが、この点御了承いただきたいと思います。

先ほど委員からの御質問で、米ソの相対的な軍事力をどう見ているのかと、いうことでございます。米ソの軍事力はどうやらが強いか、これはもあ

成、さらには機動力の増大、改善等々によつて対応している。

○鶴山驚君 いま年代別に、数字別に、あるいは
以上でござります。

ただ、一九七四年にソ連のMIRV化、多弾頭化実験が行われて、一九七五年以降急速にこの辺のバランスが崩れてきた。その後、SS20という新型兵器が出現した。さらに、その直後に一九七九年の十二月二十七日に、不幸なこととあります年、ソ連はアフガニスタン侵攻を行った。ここで西

るん単純に黑白を言うわけにはまいりません。すなわち、その質あるいは量の問題、それから戦略的な問題、あるいは戦略環境の問題、それから構成員の士気の問題、さらには同盟国の貢献度いへん、海外拠点の有無等々、総合的に判断しなければならないことは言ふべきで、どうしたことか前回述べたところは誤りであります。

く、たとえば四つ艦隊がござりますけれども、太平洋艦隊は最大の艦隊でござります。アメリカは、一九七〇年代、実は通常兵力についても、ベトナムの後遺症等々、それからいわゆるデータントというもとで意識的に量を制限していた。ちなみに、一九七〇年代の初めにはアメリカが持つていて、船は一千隻を数えていたわけでござりますけれども、今日は五百九十隻程度、そういうことで、アメリカの誇る海軍力におきましても非常にソ連の追い上げが激しいということから、昨年来アメリカとして例の六百隻艦隊の建造、空母十五隻を

かいうものを参考にはしておりますが、まだ見方としては一方的であるというそりは免れるわけには私はいかないような感じがするんです。

そこで、過日の行革特別委員会でも、均衡と抑止というものは縮小の方で均衡とかあるいは抑止といふふうに働くならばこれはまさに好ましいことなんですが、いまソビエトとアメリカがやつております抑止と均衡というのは、それぞれが追いかけながら拡大の方向で抑止と均衡という戦術といいますか考え方を政策的にとっているわけです

含みます。さらには、戦略的には例のフレキシブルオペレーション、柔軟戦略等々、そういうことで対処しているということでございます。
それから、航空兵力につきましても、量はソ連が多うございます。ただし、アメリカは非常にすぐれた航空機を持っている。恐らく質的にはアメ

ね。後ほどSS-20のことでもお伺いをしますけれども、わが国の立場からいなならば、ソビエトが軍事力を増強した、それはけしからぬ。アメリカが戦略核兵器あるいは戦術核兵器を含めてそうでありますから優位性を保つにはさらに過剰な軍備増強をしなければならぬ。そういうことでイタチ

うものはこの間においても相当の進捗を見せた。こういうことが特にここ数年間の国際軍事情勢の中で大きく変化をしてきておる問題だと思います。

るが、この点、先ほど防衛庁長官から詳しく述べましたけれども、ソ連が七〇年代の後半、非常に本格的なMIRV化、これに踏み切った。そういうことで、非常にこの戦略核の分野に

米ソの軍事力はほぼ均衡している。ただし問題は、従来特にソ連が一九六〇年代の半ばからGNPにして一二ないし三四%、そういうことで年々着々とその軍備力を増強してきた。そういうことから、その蓄積効果、これが大変西側にとつては頭が痛い。アメリカなんかの主張によりますと、なかんずくアメリカを除くECが持っている戦術

○政府委員(新井弘一君)　ただいま防衛庁長官からお答えをさしていただきたいと存じます。

超大国を頂点といたしまする軍事力の問題について常に関心を持ってきておるわけでございまして、最近の特にソ連軍事力の整備の問題につきましては、担当政府委員からお答えをさしていただきたいと存じます。

次に、通常戦力でございます。
陸軍につきましては、これは叙述に説法でござりますけれども、ソ連は帝政ロシア時代から巨大な陸軍団でござります。そういうことで、量的にもはもともと圧倒していました。それに加えてソ連が近代化を着々と進めてきている。これに対して最近米アメリカは、たとえば例の緊急展開部隊の編

むしろその蓄積効果があらわれるのはこれからではなかろうか。そういうことで、もしこの時点で西側がそれぞれの防衛力を整備する、そういう努力を怠った場合には、遠からずこの米ソ、ひいては東西の軍事バランスが東側にあるいはソ連側に傾くという、そういう趨勢にあるというのがわれわれの基本的な認識でございます。

的な戦略的な戦力に比べても高過ぎるというならば私は撤収しよう、こういうふうな形になるわけです。ところが、アメリカの立場からいって、SS-20をヨーロッパに配置をして優位性を保たれたのではたまらぬから、それならペーリングⅡだとかその他のものについてわが方は配備をする、こういうふうにならざるを

得ないような状況にあるわけですね。ですから、その次元のとらえ方、分析の上で決定的な違いがあるものだからボタンのかけ違いが最後まで続いてしまう。それに日本が加担をしているというふうにどうしても考えられるわけです。

私は、ごく抽象的にそれを言っているわけなくして、皆さん方が発表しました防衛白書を年度別に全部比較をしてみたわけです。表現の方法、それから前年度と今年度としました数字の違い、発表の仕方の違い、少しずつ手をかえ品をかえて形が変わってきたいるわけです。そのことを私は非常に憂慮するわけです。それは日米同盟ということが片方にはあらうとは思いますがけれども、相互に過剰な軍拡を始めるものにいや応なしに日本が手をかしているというふうに言わざるを得ないと思うんですが、防衛庁長官、その点どうで

いうことが一番大事なんだと、こういうふうに考
えております。

最近まで至る米ソの様子を見ておりますと、徐々に着いて何らかの結論を出そうとしかかつてお

が、突然飛び込んだような大事件が起つてき
るに着いて何らかの結論を出そうとしかかつてお
ますけれども、われわれとしては何としてでもこ
れが現在とるべき道ではなかろうかといふ

あるし、また成功してもらわなきゃいかぬと、こ
う考えております。

その核の問題とは別途に、核兵器の制限の交渉
が行われても核の敷居を高めなければならないと
いう現実が生まれてしまつた、特にヨーロッパに
おいてそれが生まれたということについては、私
は非常に不幸なことであったと思っておるわけで
ございまして、それがゆえに、一九七九年の十二
月に行われたNATO加盟国の外相並びに国防相
会議において二重決定が行われて、あれから足か
け四年、各団はそれぞれ財政問題その他国内に社
会問題を抱えておりながらも、やはり懸念にな
るに、いまも少し指摘がありましたが、日中関係と
は違いますけれども、米ソが友好というわけには
いかないけれども不信感を持たない、その上で交
渉が軌道に乗るということでなければならぬと思
うんですが、それにも増してわれわれ日本が外交
に質の高い戦力を配備をしようという者に手をか
すような態度は絶対にとるべきじゃない。米ソが
勝手に二つの国だけで戦争をやるならば、いいと
は言いませんけれども、ある意味では宿命を負っ
ているわけですね。ところが、その他の諸外国を
全部巻き込むというふうな状況の中で、交互に軍
拡、過剰軍拡が双方で行われていると私どもは見
ているわけです。

もちろん、日本はソビエトに対しても注文をつけなければならぬと思う。それと同時に、アメリカに対してもあるいはNATOに対しても、日本の立場といふもの、国民の意見といふものをきちんと基調として述べる態度がなければ、結局はアメリカに追随をするということにならざるを得ないと思う。自主的な外交、自主的な防衛といふ、そういう立場を民族的な見地からもとらなければなりませんが、やはりここ数年の様子を見ますと非

常に様子が変わってきておるという感じがいたし
ます。いまがわれわれが軍縮問題を考えるとき
に非常に大事な時期だ。そのためには、何として
でも米ソ両国の間でまずこの不信感がなくなると
でもやはりアメリカをしてソビエト・ロシアと十
分話し合いでできていけるような態勢にわれわれ
としては西側全部が協力して支えて、その結果を
もつてソビエト・ロシアをして核軍縮のテーブル
へ着いて結論を出させることを期待するということがわ
りますが、それが現在とるべき道ではなかろうかといふ
うに判断をいたしておるところでございます。

○鶴山鷹君 皆さん方と私どもは立場の違いはあ
りますが、それを乗り越えて何とか軍拡をやめさ
せる、あるいは核戦争に至らしめないとこのこと
を常に考えるわけですね。

そうしますと、具体的には後ほど申し上げます

けれども、アメリカと、まあNATOとワルシャ

ワ条約機構との力関係、私は質、量、比較をする

次元の違いからボタンのかけ違いがある。その上

月に行われたNATO加盟国の外相並びに国防相

会議において二重決定が行われて、あれから足か

け四年、各団はそれぞれ財政問題その他国内に社

会問題を抱えておりながらも、やはり懸念にな

るに、いまも少し指摘がありましたが、日中関係と

は違いますけれども、米ソが友好というわけには

いかないけれども不信感を持たない、その上で交

渉が軌道に乗るということでなければならぬと思

うんですが、それにも増してわれわれ日本が外交

に質の高い戦力を配備をしようという者に手をか

すような態度は絶対にとるべきじゃない。米ソが

勝手に二つの国だけで戦争をやるならば、いいと

は言いませんけれども、ある意味では宿命を負っ

ているわけですね。ところが、その他の諸外国を

全部巻き込むというふうな状況の中で、交互に軍

拡、過剰軍拡が双方で行われていると私どもは見

ているわけです。

もちろん、日本はソビエトに対しても注文をつ

けなければならぬと思う。それと同時に、アメリ

カに対してもあるいはNATOに対しても、日本

の立場といふもの、国民の意見といふものをき

つと基調として述べる態度がなければ、結局はア

メリカに追随をするということにならざるを得な

いと思う。自主的な外交、自主的な防衛といふ、

そういう立場を民族的な見地からもとらなければ

ならないと思う。しかし、ことし中曾根総理の訪

米、あるいは先日の日米会談、いずれのものをと

りましても、どうしても手をかしているというふ

うに言わざるを得ない。そう思うわけです。これ

は見解の相違だということになればそれはそうか

もしませんけれども、しかし過剰な軍拡競争に

手をかすような日本であってはならぬ、私はそ

うに強調をしておきたいと思います。

そこで、防衛白書を歴史的に見ても、皆さん方

の方の位置づけは全くうまくそのコースに乗つて

配置がされているわけです。私は、第八十国会か

ら福田総理大臣の施政方針演説というものを調べ

てみました。また、私は代表質問で福田総理大臣

に、日本の外交、防衛の基本的な理念についてお

伺いしたことがあります。ここに演説集があるわけ

ですけれども、一言で言いますと、当時の福田總

理の考え方、日本自民党政府の考え方といふの

は、日米安保条約というものを常に下敷きにして

おります、しかしながら地理的な経済的ないろいろ

な分野から考えてみて、諸国とは対等平等に友

好、平和を保つていただきたい、個々に多少のいさか

いがあつてもそれは十分に話し合いで克服したい

といふうに、福田總理大臣あるいは外務大臣も

一貫してその方針で貫いてきたんです。

ところが、昭和五十三年十二月、大平内閣が登

場して、それ以来防衛白書の作成の形式も内容も

表現もがらりと変わつてきている。なかなかずく

といふうに、福田總理大臣あるいは外務大臣も

貫してその方針で貫いてきたんです。

五十六年八月には、NATOとワルシャワ条約機

構の軍事バランスのところを綿密に分析をしまし

て、そして西側の一員という言葉がここで明確に

入った歴史があるわけです。福田總理大臣のとき

の外交方針と大平、鈴木内閣になっての外交方針

が、どういう理由で、どういう根拠に基づいて、

ある意味で言えば手のひらを返したように外交方

針が変わりました。対等平等に諸国間とは友好関

係を結んでいきますというところが非常に薄くな

つてしまつて、逆に自助努力の一環として西側と

いう位置づけを最初にしながら、ことしの白書に

よりますと、完全に価値観のところまで問題が発

展をして、同じ気持ちの者はみんな同じところに

集まろう、こういうふうに重大な変化をして

わけです。そこが大内閣のときであつたと思うんですが、その点は、防衛庁長官、どういうふうに分析をされていますか。

○國務大臣(谷川和穂君) 外交政策あるいは外交上の事実関係、それの解釈とかいう問題につきましては、私から申し上げるべきでないと思いますのでお許しをいただきたいと存じますが、そのことを別にいたしまして、軍事的な側面と申しますか、そういう意味からも申し述べさせていただことをお許しいただくのであるならば、私は一九八〇年、昭和五十五年というのでございましたが、この年は非常に大きな国際的に変化のあった年ではなかつたのだらうかと思っております。

一つには、第一次石油ショックのときには日本はまさに大変な物価高騰、インフレ、その他大変な国内で被害を受けましたけれども、逆に、今度第二次石油ショックの時点では、第一次石油ショックの波をうまく何とか経験則から考え方をさせて二次石油ショックのときには、アメリカは第一次石油ショックのときには自分の国内産油もあつたということもあるのでしょうか、それほどでなかつたが、第二次石油ショックのときはこれはアメリカは非常な大きなショックのときにはこれが非常に大きなシヨックを受けたけれども、これをアメリカで考えてみると、アメリカは第一次石油ショックのときには日本では考えられないような大きな金利の上昇だとか、インフレだとか、あるいは失業者を生みましたが、ちょうどその前後に、先ほど来ちょっとこちらで触れさせていただきましたような、特にヨーロッパにおける大きな変化が一つあらわれてきて、一九八〇年、昭和五十五年を契機にして非常に国際緊張が高まつた。私は、特にこの七年ぐらいの国際緊張の高まりといふものは、やっぱりヨーロッパにおける国際緊張の高まりといふものが非常に大きな下駄になつてきておるといふうに判断をいたしておる一人でござります。

わが国の外交政策がその間どういうふうな変化を遂げてきたかとかいう問題につきましては、私が申し上げる立場に私はございませんけれども、そういう中において、わが国としては、特にあってここで西側という言葉を使わしていただければ、西側同盟の一員として国際社会におけるわが国の果たすべき、できる限りの努力はわが国としてしていくべきである。もちろん、防衛努力につきましては、日本は日本として会におけるわが国の果たすべき、できる限りの努力を重ねることによって太平洋のこの地域、極東アジアのこの地域における平和の維持発展に資するという判断から、われわれはわれわれとしてみずから判断に基づいてわが国の防衛力の整備に懸念になって努力してきておるという姿である。私はそういうふうに理解をいたしております。

○鶴山篤君 評価の違い、見解の違いというものがどうも続きます。

そこで、時間の関係がありますので、これは一たんおきまして、巡航ミサイルのわが国への配備の問題を先に取り上げさせていただきたいと思っております。

国内のいろんな雑誌にも巡航ミサイルの問題が書かれておりますが、アメリカでは日本より相当早くから巡航ミサイルの研究が進められておりました。先ほどお話ししました四連装でございます。それが、ハープーンは十六基、四連装掛ける四、先ほど言いました四連装でございます。四、四、十六というふうに理解しております。

そこで、ごく技術的なことをお伺いするわけでありますが、戦艦ニュージャージーに配備されておりましたが、巡航ミサイル、たしか三十二基だと思うんですけれども、その戦力といいますか、弾頭つきの攻撃用のもので、どれだけの能力を持っていているか。

○鶴山篤君 能力、性能からいってみて、五百キロメートルから欲目に見て三千キロぐらいまでの範囲であると、こういうふうに理解をします。

さてそこで、アメリカの国防総省国防核兵器局

からちょうど申しあげる立場に私はございませんけれども、そういう中において、わが国としていただければ、西側同盟の一員として国際社会におけるわが国の果たすべき、できる限りの努力はわが国としてしていくべきである。もちろん、防衛努力につきましては、日本は日本として

せんけれども、そういう中において、わが国としていることは、特にあってここで西側という言葉を使わしていただければ、西側同盟の一員として国際社会におけるわが国の果たすべき、できる限りの努力はわが国としてしていくべきである。もちろん、防衛努力につきましては、日本は日本として

会におけるわが国の果たすべき、できる限りの努力はわが国としてしていくべきである。もちろん、防衛努力につきましては、日本は日本として

定してよろしいのでございましょうか。

○鶴山篤君 いいです。

○政府委員(新井弘一君) 私ども承知している限りの

結果、「トルコ、日本への配備がきわめて効果的」である。こういうふうに報告をされ、準備段階とはいえ、よいよミサイルというものが具

体的に日本にやってくるのか、こういう気持ちを国民は抱いたと思う。

その上に、コメントとして出でておりますのは、

先ほど私が御質問をしてお話をありましたよう

に、その性能というのは、正確には四百六十キロから二千七百ないし三千キロの射程距離である。こういうものを認識いたしますと、射程範囲内のソ連海軍の作戦行動、ソ連の攻撃に対する生き残り能力、それからミサイル移動の環境などを考えて、トルコと日本が一番最適な場所だと、こうなっているわけです。それを少しずつ縮めてみますと、地図の上から佐世保という問題も出てくるだろうし、三沢という問題もいよいよ少し地図の上からコンパスで出てくるわけです。これは準備の話にいたしましても、国民全体としては脅威的な存在になるのですから、非常に心配をしているわけです。

そこで、アメリカ側から、あるいは日本から要請したかどうかわかりませんが、目下アメリカが研究をしております巡航ミサイルの日本配備という問題についてどういうふうに認識をしているのか、その点をお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(新井弘一君) 現在、アメリカ政府は日本にこの種のミサイルを配備する計画を何ら持っていないというふうに承知しております。

他方、先ほど委員から御説明ございました、國防省が発表した民間委託調査の内容は、ほぼ先生が御紹介、御披露なさったラインに尽きるかと思いますが、いずれにしても、これは数ある中の民間委託調査の一つでございまして、何ら国防省の公式な見解を代弁するものではないというふうにはつきりわれわれ認識しているということでございます。

○政府委員(新井弘一君) ニュージャージーに限

ど海峡防衛用に地上に転用配備する構想を検討した結果、「トルコ、日本への配備がきわめて効果的」である。こういうふうに報告をされ、準備段階とはいえ、よいよミサイルというものが具體的に日本にやってくるのか、こういう気持ちを国民は抱いたと思う。

その上に、コメントとして出でておりますのは、先ほど私が御質問をしてお話をありましたように、その性能というのは、正確には四百六十キロから二千七百ないし三千キロの射程距離である。こういうものを認識いたしますと、射程範囲内のソ連海軍の作戦行動、ソ連の攻撃に対する生き残り能力、それからミサイル移動の環境などを考えて、トルコと日本が一番最適な場所だと、こうなっているわけです。それを少しずつ縮めてみますと、地図の上から佐世保という問題も出てくるだろうし、三沢という問題もいよいよ少し地図の上からコンパスで出てくるわけです。これは準備の話にいたしましても、国民全体としては脅威的な存在になるのですから、非常に心配をしているわけです。

そこで、アメリカ側から、あるいは日本から要請したかどうかわかりませんが、目下アメリカが研究をしております巡航ミサイルの日本配備とい

う問題についてどういうふうに認識をしているのか、その点をお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(新井弘一君) 現在、アメリカ政府は日本にこの種のミサイルを配備する計画を何ら持

っていないというふうに承知しております。

況を掌握しておりますか。

○説明員(山下新太郎君) いま防衛庁の新井参事官から御答弁申し上げたとおりでございますが、この報道が十月二日に本邦の各紙にキャリーされまして、私ども念のために、こういう話を聞いていかつたこともございまして、アメリカ側に確かめたわけでございます。

それをちょっと御紹介いたしますと、この委託研究は民間による単なるフィージビリティ調査である、何らかの具体的政策決定に基づいて調査を行ったものではない、仮に将来このようないふたつの問題には事前に連絡します、現在のところは具体的な政策決定を行なうことは何ら予定していない、こうしたことでござい

ます。

○鶴山篤君 この数年の間、アメリカの戦艦あるいは航空母艦、核があるかないかは見きわめがつきませんけれども、佐世保、横須賀に寄港する頻度が非常に高まっていますね。客観的に言いますと、すでに母港と同じような位置づけをアメリカは行っているのではないか。こういうふうなエスカレートをしている状況の中で、アメリカの内部であります、民間といえども巡航ミサイルの研究が行なわれているということは、单なるこれは研究とか勉強とかいうものではないと私は思うわけです。アメリカがきょう話を持ってきてあしたかです。アメリカがきょう話をしろというふうな極端な例はないにいたしましても、この巡航ミサイルの日本配備という問題は、いざれアメリカ側から要求をされるのでないかと憂慮するわけです。防衛庁長官、その点についてどういうふうに状況を判断されていますか。

○國務大臣(谷川和穂君) これはあくまで中曾根総理、外務大臣が機会あるたびにお答えしておるところと存じます。少なくとも核の持ち込みは、これは事前協議の対象となり、もしその協議が求められたときには、わが国政府としてはこれ

をお断りをいたすということに尽きておると、こ

う考えております。

○鶴山篤君 極東にソビエトのSS20あるいは射程距離の短いものも配置をされていることも一応私ども承知をしております。そのほかに、千島を含めて沿岸地域では六ヵ所のミグ23の配備とか、パックフライアだとか、いろいろなものも配置をされていることも十分承知をしております。

もちろん、一万キロというふうな遠距離の場合には、いうところの大陸間弾道弾になります。五千キロ前後の中距離になれば、どうしてもSS20というふうな兵器にならざるを得ない。しかし、距離をもう少し縮めて効果的なものを考えてみた場合には、潜水艦につけます核弾頭とか、あるいは飛行機につけるものとか、あるいは基地に配備をするものとか、いろんなものが考えられるわけですね。防衛庁長官は、信念を持ってこの巡航ミサイルの配備を、アメリカから提案があつても断固として受けないと、こう申されました

が、これは現中曾根内閣の基本的な統一見解といふふうに伺つていいでしょうか。もう一度確認をしておきます。

○國務大臣(谷川和穂君) 核持ち込みにつきましては、あくまでもただいま私が答弁したとおりでございます。

○鶴山篤君 そこで、少なくともこういうものが出来ました。私の親戚が三沢にあるんです。つい最近、その親戚に寄りましていろんな話を聞きま

すが、これは現中曾根内閣の基本的な統一見解といふふうに伺つていいでしょうか。もう一度確認をしておきます。

○國務大臣(谷川和穂君) そこで、少くともこういうものが出来ました。私の親戚が三沢にあるんです。つい最近、その親戚に寄りましていろんな話を聞きま

すが、これは現中曾根内閣の基本的な統一見解といふふうに伺つていいでしょうか。もう一度確認をしておきます。

○鶴山篤君 いろいろお伺いをしたいんですが、

○國務大臣(谷川和穂君) いまお話をありましたF16の三沢配備の問題についても、ワインバーガー長官との話し合いの一つでありましたね。それから武器技術の供与の問題も話題の一つであります。それから例の着艦訓練につきましても話し合いの対象であったわけですね。

○鶴山篤君 そこで、一つだけ整理をしてお伺いをしますが、着艦訓練の問題につきましては、私も過日、

○國務大臣(谷川和穂君) 横田基地を見てまいりまして、あるいは厚木基地でもそうであります。住民の方からかなり厳しく注文があります。そういう状況の中でこの着艦

訓練のための訓練基地を速やかに提供してくれぬか、こういう強い要請がアメリカ側から提起をされていましたが、過日も答弁がありましたよ

うに、政府は率直に苦慮をしているというのが現実だらうと思うんですが、さて、その後この作業がどの程度まで進行しているのか、その点についてお伺いをします。

○國務大臣(谷川和穂君) いま先生からも率直に政

考えられているんですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 国民の皆様方に不安あ

るいは何かはつきりわからないことがあります。それにそのことが明らかでないといけないというよ

うな意味の不安、こういうことがあってはならぬと思いますので、これはもう一遍申し上げさせていただきますが、核の持ち込みについては、それ

が航空機に装備されたものであろうが艦艇に装備されたものであろうが、ましてや日本の国土に核基地を置くというような意味のことであるが、

すべて核持ち込みは事前協議の対象であつて、それについては政府ははつきりお断りをいたします。しかし、この問題も、いま御答弁申し上

げましたように、艦艇であろうが航空機であろうが、核持ち込みにつきましてはすべて事前協議の対象となり、これについては政府といたしましてはお断りをするということになつておるというこ

とをここで重ねて答弁をさせていただいておきました。

○國務大臣(谷川和穂君) いろいろお伺いをしたいんですが、

○國務大臣(谷川和穂君) いまお話をありましたF16の三沢配備の問題につきましては、私も過日、

○國務大臣(谷川和穂君) それで、一つだけ整理をしてお伺いをしますが、着艦訓練の問題につきましては、私も過日、

○國務大臣(谷川和穂君) 横田基地を見てまいりまして、あるいは厚木基地でもそうであります。住民の方からかなり厳しく注文があります。そういう状況の中でこの着艦

訓練のための訓練基地を速やかに提供してくれぬか、こういう強い要請がアメリカ側から提起をされていましたが、過日も答弁がありましたよ

うに、政府は率直に苦慮をしているのが現実だらうと思うんですが、さて、その後この作業がどの程度まで進行しているのか、その点についてお伺いをします。

○國務大臣(谷川和穂君) いま先生からも率直に政

府が苦慮しているという趣旨の御発言がございま

したが、まさに現状でもそのとおりでございま

して、その後に特段こういうふうに進展をしておる

といふふうに御報告できるような段階まで進展を

す。

○國務大臣(谷川和穂君) これはあくまで非核のトマホークの検討でござ

いますが、三沢の場合には、この問題のほかにF

16の三沢配備という問題がございまして、F16が

核搭載可能な航空機ではなかろうか、そろする

と、この航空機が三沢に配備されることによつ

て、そのまま航空機と一緒に核が入ってきてしま

うのじゃなかろうかという意味の御心配も三沢の

周辺の方々におありになるということも聞いてお

ります。しかし、この問題も、いま御答弁申し上

げましたように、艦艇であろうが航空機であろう

が航空機に装備されたものであろうが艦艇に装備

されたものであろうが、ましてや日本の国土に核

基地を置くというような意味のことであるが、

すべて核持ち込みは事前協議の対象であつて、そ

れについては政府ははつきりお断りをいたします

ということを、繰り返し国会の審議を通じて総理

並びに外務大臣が御答弁申し上げるところで

ござります。

○國務大臣(谷川和穂君) 最近、特にその問題において、アメリカ艦艇の

日本寄港の際の問題もございまして、安倍外務大

臣は、改めてアメリカ政府を代表いたします在日

米大使との問題についてはつきり大使からの発

言を他の委員会において御紹介をされたことがござ

ります。したがつて、国会委員会におきまする

質疑応答を経て私は常に日本国民に周知徹底され

ていることだと想います。

○國務大臣(谷川和穂君) そこで、少なくともこういうものが

ございました。私は親戚が三沢にあるんです。つい最

近、その親戚に寄りましていろんな話を聞きま

すが、これは現中曾根内閣の基本的な統一見解といふふうに伺つていいでしょうか。もう一度確認をしておきます。

○國務大臣(谷川和穂君) そこで、少くともこういうものがございました。私は親戚が三沢にあるんです。つい最近、その親戚に寄りましていろんな話を聞きま

すが、これは現中曾根内閣の基本的な統一見解といふふうに伺つていいでしょうか。もう一度確認をしておきます。

○國務大臣(谷川和穂君) そこで、一つだけ整理をしてお伺いをしますが、着艦訓練の問題につきましては、私も過日、

○國務大臣(谷川和穂君) それで、一つだけ整理をしてお伺いをしますが、着艦訓練の問題につきましては、私も過日、

○國務大臣(谷川和穂君) 横田基地を見てまいりまして、あるいは厚木基地でもそうであります。住民の方からかなり厳しく注文があります。そういう状況の中でこの着艦

訓練のための訓練基地を速やかに提供してくれぬか、こういう強い要請がアメリカ側から提起をされていましたが、過日も答弁がありましたよ

うに、政府は率直に苦慮をしているのが現実だらうと思うんですが、さて、その後この作業がどの程度まで進行しているのか、その点についてお伺いをします。

○國務大臣(谷川和穂君) いま先生からも率直に政

府が苦慮しているという趣旨の御発言がございま

したが、まさに現状でもそのとおりでございま

して、その後に特段こういうふうに進展をしておる

といふふうに御報告できるような段階まで進展を

す。

○國務大臣(谷川和穂君) これはあくまで中曾根総理、外務大臣が機会あるたびにお答えしておるところと存じます。少なくとも核の持ち込みは、これは事前協議の対象となり、もしその協議が求められたときには、わが国政府としてはこれ

いたしておりません。

○鶴山篤君 たしか、この話し合いの中で、ワインベーガー長官の気持ちは、地理的な意味もあるいは戦略的な意味もあるんでしようが、関東周辺というふうに言われたんじゃないでしょうか、あるいは夜間訓練もぐずぐず言わずにできるような場所を提供してくれないかというふうに受けたのではないかと思いますが、その点はどうでしようか。

○政府委員(塙田章君) アメリカ側のこの点に対する要望は、関東及びその周辺地区ということでございまして、それの場合にはぐずぐずという表現ではございませんが、米海軍の夜間発着訓練ができる一定の要件は申しております。たとえば飛行場の長さが何メートルであるとか、あるいはアスファルトの厚さが何センチであるとか、そういった要件は付しておりますが、場所としましては関東及びその周辺地区というふうに希望しております。

○鶴山篤君 この訓練基地についてタイムリミットは示されていないんですか、いるんですか。

○政府委員(塙田章君) 常になるべく早くというふうに急いでおりますけれども、具体的にいつまでというふうなことは申しておりません。

○鶴山篤君 われわれの気持ちからいいますと、アメリカがどうしても着艦練習をやって練度を高めたいというならば、これは太平洋のど真ん中で勝手にやってもらえばいいわけです。また、できる条件も地理的にあるわけです。ところが、いまも話がありますように、関東ないしは関東周辺といふふうに地理的な条件を具体的に話し合いの中に含まれたということは、われわれの立場からいいますと、勝手が過ぎるじゃないか、こういうふうに思うところです。

そこで、態度をお伺いをしたいんですが、日本の現状からいってみて、関東ないしはその周辺といふふうに固定することはノーです、あるいは夜

間訓練なんということになれば住民パワー、住民の被害というのも大変なんだから受けられるわけにいかないぞというふうに、ノーという返事はできるいは夜間訓練もぐずぐず言わずにできるような場所を提供してくれないかというふうに受けたのではないかと思いますが、その点はどうでしようか。

ださい。

○政府委員(塙田章君) 私どもといたしましては、現在、いま申しました関東及びその周辺地区の既設の自衛隊の飛行場でできないか、あるいは関東及びその周辺地区で新設の飛行場ということは考えられないか、あるいは何らかの形の海上浮体構造物で行うということは考えられないかといつたような三つの観点から検討をしておるわけでございますが、そのうちで、当面陸上の既存の自衛隊基地を使ってできないかということに重点を置いて現在調査をやつておるわけでござりますが、先生の御指摘のように、なかなか地元の了解を得るということは困難でございます。ただ、私どもとしましては、いずれにしましてもこれを困難であるからできないということであきらめるということにはまいりませんので、なお今後とも粘り強く努力をしていきたいというふうに考えておきます。

○鶴山篤君 I INF の問題について、長官の感想といいますか、御見解をいただきたいと思うんですけど、先ほど長官も言わされましたように、一九七九年十二月二十一日、二重決定が行われまして、八一年の十一月三十日からこの制限交渉が開始をさすが、いろいろなことがあって、結局この交渉と

いうのはソ連側の提案で打ち切り、中断というふうに見る人もあるかもしれません、打ち切りと

いう印象が非常に濃いわけですが、この点についての御感想はいかがでしょう。

○国務大臣(谷川和穂君) ヨーロッパにおける I

NF 交渉に触れます前に、わが国の立場から考えまして、この S S 20 は極東方面においても一貫して増強されておりまして、わが国の安全保障

に深刻な影響を及ぼしていることはこれは事実でございます。私といたしましては、I INF 交渉が

アジアを犠牲にすることなく、グローバルなペースでこの S S 20 を撤退なし削減することを今日まで強く望んできたわけでございまして、その意味から申しまして、先般 I INF 交渉がソ連によつて一方的に中断されたというかこなったわけが一日も早く交渉のテーブルに戻つて交渉を継続されることを強く期待をいたしておる次第であります。

○鶴山篤君 今回、ソビエトが中断するということになりましたのは幾つかの要因があると思うんです。それは去年の七月に幻の合意というのがあつた。ところが、いずれも本国政府の了承を得るに至らず、またやり直し制限交渉と、こういういきさつがあつたわけであります。ただ、私

四日にグリーンアムコモン基地に巡航ミサイルが第一号としてイギリスに配備が開始された、それから十一月の二十三日、ラムシュタイン基地に九基

のペーシング II の搬入が開始された、そこで中断と、こういうことになつておるわけです。

そこで、またもとに戻りますが、戦力の評価に

違いがあるわけですね。片方では、潜水艦につけられたわけでありまして、非常に残念なことでありますが、いろんなことがあって、結局この交渉と

いうのはソ連側の提案で打ち切り、中断というふうに見る人もあるかもしれません、打ち切りと

いう印象が非常に濃いわけですが、この点についての御感想はいかがでしょう。

○国務大臣(谷川和穂君) ヨーロッパにおける I

NF 交渉に触れます前に、わが国の立場から考

えまして、この S S 20 は極東方面においても一貫して増強されておりまして、わが国の安全保障

す、イギリスと西ドイツの核の保有の問題はこれ

はこの計算から外してもらいますというふうな話をしておつたのでは、これは行き着くところは結局話はうまくまとまらぬ、拡大といいますか、核の過剰といいますか、過剰配備といいますか、そういうふうに発展をせざるを得ないわけですね。

そのことを私どもは非常に心配をするわけです。

日本政府並びに防衛庁長官が、もう一度信頼を取り戻してテーブルに着いてほしい、なお極東に

おける脅威というものがあつてはならぬ、それはグローバルに問題を考えてほしい、こう言われるならば、もっと私は積極的に主張すべきだと思います。

南北とも、核の問題について一応国連の場で決議というものはありました。あるいは軍縮の問題についての決議はありましたけれども、事 S S 20 だとバーシング II だと、そういう

連の話になりますと、アメリカとソビエト

以外はくちばしが差し挟めない仕組みにいまテーブルが置かれているわけですね。このことをまた

グローバルに問題を考えてほしい、こう言われる

ことの核の使用によって起きますその影響というのは、アメリカ人が死んだり、ソビエト人が死ぬだけの話じゃないんですね。それ以外の諸国民に

重大な影響を与える。この間、アメリカでテレビ

があつたそうですが、全くあれ似たような状況になるわけですね。先ほど申し上げました、日本に配備をしよう、あるいはされるであろうと思わ

れて計算をしたり、いろんな持ち込む材料の違いを十分に統一をしない今まで話をしているわけですね。ですから、お互いに、私が冒頭申し上げまし

たように、相手よりも優位性を保つためには常に増強という立場をとる。

だから、ソビエトに S S 20 を減らしなさいといふならばそれでいけばいいのですが、S S 20 を減らせという提案と同時に、バーシング II だと

あるいはいま申し上げましたような巡航ミサイルの配備をどんどんこれは計画だからやります

。そこで、国民は国民としての反核運動もある

だらうし、あるいは軍縮決議を国連に持ち込むと見ておるだけでは私は能がない話だと思つてます。そこで、国民は国民としての反核運動もある

る、肩がわりに極東に置かれるのは困るというふうなことだけではどうもこれは日本らしくない態度ではないかなと、こう思はんですが、長官、その点もう一遍お考えをいただきたいと思うんです。

○國務大臣(谷川和穂君) INF交渉がソ連の方的な中断で現在とまってしまっておりますが、それに至る経過については、直接結果を生じました事柄につきましては、西ドイツ国会において二十時間余を超す審議の結果こういう問題があつたようになりますので、その中身について私がこの場所でちょっと申し上げることは差し控えさせていただきたいと存りますが、少なくともアジア、極東におきますSS-20の配備の問題につきましては、私自身としてはグローバルな観点から対処するということをもつてこの問題の一番重要な問題点であると、こういうふうに理解をいたしております。

○鶴山篤君 時間が来ましたので、この問題につきましてもまた別の機会に質問したいと思いま

す。

○峯山昭範君 大臣にお伺いをします。

日本は私は法治国家だと思うんですが、大臣もそういうお考へでいらっしゃると思うんですが、どうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 憲法に基づいた諸法令

によって成り立つておる法治国家であると考えております。

○峯山昭範君 法の網をくぐるというのがあります。これはいいことでしょうか。

○國務大臣(谷川和穂君) 非常に悪い意味合いで表現として使われているのではないかと理解いたしております。

○峯山昭範君 大体よからぬことをするときには網をくぐるわけです。大臣もそのようにお考えだらうと思います。

最近、防衛庁、そういうことが多いのじやありませんか。心当たりありませんか。

○國務大臣(谷川和穂君) いやしくも、国の独立と安全を確保せなければならぬという私は非常に崇高な任務を与えられておるが防衛庁であり、自衛隊だと思っております。そういう意味で、常に自戒をしながら、防衛庁全職員、自衛隊の諸君に迫つておるわけですが、法の網をくぐるという表現に当たるかどうか別といたしまして、私といたしましては、幾つか、まことに申しわけない、気にかかる不祥な事件がありまして、これは私の責任において対処せねばならぬとみずから考えておるところでございます。

○峯山昭範君 大臣、いま大臣が心当たりの問題を私は問題にしているのじゃ全くございませんでして、いま私がこれから問題にしようとしております問題は、きょうはちょっと時間がございませんのでもちやんとできませんが、あしたやるつもりの問題をこれから問題にしようとしているわけであります。

それは、幾つかありますので順番にやりたいと

思うんですが、安保条約に対する大臣のお考へ、ちょっと一遍お伺いしておきたいと思います。

安保条約が、日本の安全とか、そういうふうな問題にどういうふうな役割りを果たしているかという

問題がありますが、安保条約に対する基本的な考え方だけで結構です。

○國務大臣(谷川和穂君) 日米安保条約は、わが

国の大安全を確保し、さらにわが国を含めましたこ

の地域の平和のためにきわめて大事な条約であ

る、こういうふうに理解をいたしております。

○峯山昭範君 その考へ、私も全く同じなんですね。全く変わりません。

そこで、この安保条約から発生をいたしましたこ

うことはむずかしいかと思いますが、もし仮にア

メリカ側が日本に対してこの条約は片務条約であると断定するとなるとすれば、私はそうではな

申し上げたいことは、少なくとも日本にとってアメリカという国は現在の時点で言えればやつぱり不可缺少のものである、そういうふうに言つてもいいと思ひますし、それがアメリカにとって日本といふうな逆の考え方、日本にとって日本と

いう、そういうふうな逆の考え方、日本にとってアメリカが不可欠であると同時に、アメリカにとても日本が不可欠である、こうなくちやいかぬわけですね。要するに、日本にとってアメリカは不可欠であると同時に、アメリカにとつても日本という国はやっぱり不可欠の関係といいますか、そういうふうな関係になければいかぬと私は思うんですけども、これは大臣、どうお考へですか。

○峯山昭範君 大臣が先ほど一番初めに申し上げました問題でございますが、きょうは余り時間がございませんから詳しく述べる時間がないんで

すが、要するに、安保条約の第六条に基づいて地位協定というのができるておりますね。地位協定の中でいろんな問題がいっぱいあります。

私の手元には、防衛府長官をやつた当時の――

これは具体的に申し上げて、そのとおりですから存在する二国間関係の中で最も重要な二国間関係ではなかろうかと思つております。貿易総量がす

でに六百億ドルを超しておりますし、アメリカから日本を見れば大変大きな輸出先である、各種

のものの輸出先でありますし、日本からアメリ

カを見れば各般の投資を含めましてまさに大き

な関係の国でありますし、さらに、少しかたい

話でございますが、自由とかあるいは民主主義と

いう基本理念から考えてみましても、日米両国が

国際政治の中で占める事柄も、これも非常に大き

な意味合いを示しておるというふうに考えており

まして、日米両国はきわめて重要な、恐らく最も

重要な二国間関係にあるのじやなからうか、こう

いうふうに判断をいたしております。

○峯山昭範君 そこで、また安保条約に返りまし

て、安保条約という条約は片務条約だと大臣はお

考へになつていますか。

○國務大臣(谷川和穂君) 何をもつて片務かとい

うことかはむずかしいかと思いますが、もし仮にア

メリカ側が日本に対してこの条約は片務条約であ

る、こういうことですね。それで、「われわれは極秘のうちに、地位協定の思い切った柔軟解釈によつて、在日米軍に対する財政援助を実現する決意を固めたのである」、こううたつてあるわけですよ。それで、その中身、どういうふうにやつたかというのは、当時のいわゆる施設府長官にこう

いうふうに命じて、こうしてああしてと詳しく述べてある。

法の解釈を、国会でもあかんといつて決まつているものを持たれて道考へいと、そんなことで結局國の予算やそういうものが、防衛廳といつてところはそんなことをして運営されておるんですか。どうもこれはおかしいですね。もう少し正論でやつぱり堂々とこういう問題は解決すべきであつて、私はこの問題の中身についてはあしたやつもりにしておりますが、私はただ片務性といつだけじゃなくて、毅然とした態度をアメリカに對してもとる。フィリピンみたいに基地をちゃんと提供しているわけですし、嫌なら帰つてもらいたいというぐらいの強い姿勢に出来ば、アメリカも必要なんですから、ただ日本の國を守るというだけじゃなくて、それ以外でもアメリカ必要だらうと私は思つんですね。

そういうような意味では、私はただ単に、余りにもいわゆる來てもらつて、守つてもらつて、やつてもらつて、やつたら怒られるかも知れませんが、こじき根性ですな、これでは私はいざというときに日本の國を守つてもらえないのは当然。幾らきれいな言葉を言つたつてしまふが、そういうふうな、こんなことをやらないで——やつたのかどうかはわかりません、それは確認していませんからね。そういうふうに、ここに書いてあるとおりであったのかどうかはわからんが、少なくともこちら辺のいきさつをずつと書いていますから、全く事實無根じやないと私は思つんですね。そういうところはやつぱり毅然とした態度でやるべきだし、対応していくべきだと私は思つんでけれども、長官、どうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 私は、基本的には安保条約第五条に基づくアメリカの日本防衛の義務が完全に作動するかしないかは、一にかかる日本

側のわれわれの防衛努力、國を守る防衛の決意といついかぬと私は思つんであります。それが別といたしまして、この地位協定二十四条一項のお話がいま出ましたが、一項にかかわらず、二項に関しましても、実は現実の問題といたしますては常に國会へ予算御審議をいたく事柄で表にあらわれるわけでございますが、そこへ至るまでの間は実はいぶんアメリカ側とは堂々の、それを対等の渡り合いをやりながら、われわれとしてはわれわれのできる範囲、それから向こうが持つてまいりましたいろいろな要請に対しまして、われわれの財政の許す範囲の中でこちらが順位を決めるというふうなことに対しましてはあくまでも日本側の自主的な判断で行つてることは事実でございます。

それから、いま金丸元防衛廳長官の著書の内容につきまして御紹介がございましたが、そのあたりの經緯、それから國會質疑を通じました條約の解釈、こういった問題につきましては私が直接ここでお答えする立場にございませんので、それはお許しをいただきたいと思います。

○峯山昭範君 これは大臣、お答えする立場にはないとしましても、行政というのは継続の原則といふのがあるんですよ。大臣が、前の大臣やつたことやからわしや知らぬでというわけにはいかぬのですよ。それは事實そうですよ。ですから、局長も同じです。施設廳長官も同じでしょ。だから、そこら辺のところはやつぱり明確にしてもらいたいと思うし、僕はこそくなあれでやつてもらいたくない。これは、これだけじゃないんです。

もう一つ。十分でやめてくれと言われているからあれですが、もう一つついでに話しておきますと、國会でのいろんな論争が一つずつ一つずつな空氣でわかるようだ、できるだけこういうところがわからぬよう、そういうふうな答弁しないとしようがないでしょ。現実の問題として、これは昭和五十三年の三月四日の衆議院の予算委員会に提出した「F-15の対地攻撃機能及び空中給油装置について」という資料が私の手元に来ておりますけれども、この資料によりまして、これは最後の方——全部読んでいた時間がございませんので、最後の方ですが、「当面空中給油装置を使うことは考えていないが、将来の運用を

で明確にばっさりとやる、そういうふうな姿勢がないといつかぬと私は思つんであります。たとえば——たとえばという質問ではこれは困るわけですから、きょうの新聞報道によりますと、これは大臣じやなくて結構ですが「空中給油機の導入検討」航空自衛隊「59中業」で計画」ということで、これはいぶん報道されておりますが、これはやつぱり相当、報道によりますと十二月に開しましても、実は現実の問題といたしますてはわれわれのできる範囲、それから向こうが持つてまいりましたいろいろな要請に対しまして、われわれの財政の許す範囲の中でこちらが順位を決めるというふうなことに対しましてはあくまでも日本側の自主的な判断で行つてすることは事実でございます。

それから、別機会にもお答え申し上げたことが防衛庁としてあるわけですが、現在防衛庁といたしましては空中給油機を持つことは考えていないわけでございます。

いま御指摘の新聞記事、私もけさ見たわけですが、五十九中業は現在全く作業をしておりませんけれども、これは私は承知をいたしております五十九中業の問題でございますが、五十九中業は現在全く作業をしておりません。紙面にござります五十九中業の問題でございますが、五十九中業は現在全く作業をしておりません。

昭和五十九年、来年の四月以降からこういった検討を開始するという予定になつておる話でござりますので、この五十九中業でどういうことを考えるかということと自体現時点では何も検討をしていないと申します。

○國務大臣(谷川和穂君) いまの問題についてお答えする前に、さきの、私言葉足りませんでしたが、実は条約の解釈について立ち入りたくないところ、こういうことであつて答弁を申し上げたわけがございますので御了承いただきたいと思います。

○峯山昭範君 どうもありがとうございました。たゞいまの空中給油の問題につきまして、現時点では私の責任において答弁いたしましたが、実は条約の解釈について立ち入りたくないところ、こういうことであつて答弁を申し上げたわけがございますので御了承いただきたいと思ひます。

なお、たゞいまの空中給油の問題につきまして、現時点では私の責任において答弁いたしましたが、実は条約の解釈について立ち入りたくないところ、こういうことであつて答弁を申し上げたわけがございますので御了承いただきたいと思ひます。

○國務大臣(谷川和穂君) どうもありがとうございました。たゞいまの空中給油の問題につきまして、現時点では私の責任において答弁いたしましたが、実は条約の解釈について立ち入りたくないところ、こういうことであつて答弁を申し上げたわけがございますので御了承いただきたいと思ひます。

○峯山昭範君 どうもありがとうございました。たゞいまの空中給油の問題につきまして、現時点では私の責任において答弁いたしましたが、実は条約の解釈について立ち入りたくないところ、こういうことであつて答弁を申し上げたわけがございますので御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(高平公友君) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後六時十分散会

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託され
た。
一、防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正す
る法律案(第九十八回国会提出、衆議院繼續
審査)

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(第九十八回国会提出、衆議院継続審査)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部改正

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「四万三千八百九十七人」を「四万五千九十九人」に、「四万六千二百四十四人」に、「二十七万八百八十四人」を「二十七万一千五百六十一人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第一条 防衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「四万九千六百人」を「四万三千六百人」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三項(第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下次項において同じ。)の規定

は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十一条第四項の規定による任用又は同条第五項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

第二十八条中第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6 前項の規定により第三項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員(以下「未受給隊員」という。)が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。

7 繼続任用期間が満了した場合における未受給隊員に係る第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「第六項第一号」と読み替えるものとする。

8 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後政令で定める期間内に退職し、又は死亡した場合における前各項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

9 未受給隊員が、繫続任用期間又は延長期間が経過する前又は満了した日に三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合(前項に規定する場合を除く)において、國家公務員等退職手当法の規定により支給される退職手当の額以下「一般の退職手当の額」という。)が、その昇任した日又は政令で定める日の前日に受けた俸給額に乗じて得た額(以下「未受給期間に係る額」という。)との合計額

は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十一条第四項の規定による任用又は同条第五項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額)

三 繼続任用期間又は延長期間が経過する前に退職し、又は死亡した場合(前号に該当する場合を除く。)未受給期間に係る額と国家公務員等退職手当法第七条の勤続期間から未受給期間を除算した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との合計額

6 繼続任用期間が満了した場合における未受給隊員に係る第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「第六項第一号」と読み替えるものとする。

7 繼続任用期間が満了した場合における未受給隊員に係る第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「第六項第一号」と読み替えるものとする。

8 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合における前各項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

9 未受給隊員が、繫続任用期間又は延長期間が経過する前又は満了した日に三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合(前項に規定する場合を除く)において、國家公務員等退職手当法の規定により支給される退職手当の額以下「一般の退職手当の額」という。)が、その昇任した日又は政令で定める日の前日に受けた俸給額に乗じて得た額(以下「未受給期間に係る額」という。)との合計額

は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十一条第四項の規定による任用又は同条第五項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一回の規定の例により計算して得た額に満たない場合は、その額)

この法律は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額							
1	302,400	234,800	—	—	—	121,400	104,000	—
2	315,200	244,600	209,000	177,300	148,300	127,600	109,100	85,100
3	327,900	254,500	217,000	184,700	155,000	133,900	114,900	87,700
4	340,700	264,400	225,100	192,300	161,700	140,200	121,300	90,500
5	353,400	274,500	233,300	200,000	168,800	146,700	127,100	93,400
6	366,100	284,700	241,700	207,600	176,100	152,900	131,900	96,600
7	378,700	294,900	250,200	215,200	183,200	159,100	136,600	100,200
8	391,300	304,800	258,700	222,900	190,200	165,200	141,200	104,000
9	403,800	314,700	267,200	230,600	197,100	170,300	145,300	107,600
10	416,100	324,300	275,600	238,500	203,800	175,400	149,100	110,900
11	425,700	333,600	283,900	246,400	210,400	180,400	152,800	113,900
12	431,800	342,700	292,200	254,400	217,000	185,300	156,300	116,500
13	437,900	350,700	300,500	262,500	223,500	190,200	159,900	119,200
14	443,500	356,900	308,300	270,300	229,700	194,500	162,600	121,400
15	448,300	363,000	316,000	277,500	235,700	198,700	165,300	123,600
16		367,300	322,200	284,400	241,200	202,900	168,000	125,700
17			328,000	290,000	246,500	206,700	170,500	127,300
18			331,900	295,100	250,400	209,900	172,900	
19			335,700	298,800	253,800	212,900	174,900	
20			339,500	302,400	257,000	215,200		
21				306,000	259,500	217,500		
22				309,600	261,900	219,700		
23				313,200	264,300	221,900		
24					266,700	224,100		
25					269,100			
26					271,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号	特1等級 俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	173,500	146,600	120,200	106,200	85,800	76,600
2	179,300	151,800	125,400	110,800	88,400	78,900
3	185,100	157,200	130,600	115,400	91,300	81,100
4	191,000	162,600	136,000	120,200	94,300	83,500
5	197,300	168,000	141,300	124,900	97,700	85,800
6	203,600	173,500	146,600	129,600	101,600	88,300
7	210,300	178,900	151,500	134,200	106,200	91,100
8	217,000	184,300	156,400	138,700	110,800	94,000
9	223,700	189,600	161,300	143,100	115,300	97,300
10	230,300	194,400	166,200	147,500	119,800	101,000
11	236,900	199,200	170,500	151,800	124,100	104,900
12	243,600	204,000	174,800	155,900	128,200	108,900
13	250,100	208,700	179,100	160,000	132,000	112,900
14	256,500	213,400	183,300	163,800	135,600	116,800
15	262,100	217,900	187,500	167,500	138,800	120,300
16	267,700	222,500	191,500	170,800	141,500	123,500
17	273,200	226,900	195,600	174,100	144,100	126,700
18	278,600	231,200	199,700	177,200	146,600	129,100
19	283,400	235,500	203,600	180,300	149,200	131,400
20	288,000	239,600	207,100	182,700	151,500	133,700
21	292,000	243,400	209,900	184,700	153,500	135,600
22	296,000	247,100	212,300	186,700	155,400	137,500
23	300,000	250,400	214,600	188,700	157,300	139,400
24	303,300	253,700	216,600	190,600	159,200	141,300
25		256,100	218,600	192,500	161,000	143,200
26			220,600			145,100
27			222,600			146,900
28			224,600			148,700
29						150,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表（第六条関係）

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 315,400	円 264,400	円 一	円 一	円 一	円 一	円 139,600	円 117,900	円 一
2	325,400	274,500	247,700	231,200	199,900	169,300	146,200	123,900	94,300
3	335,500	284,700	256,000	239,400	207,300	176,600	152,900	130,000	97,900
4	345,600	294,900	264,400	247,700	214,700	183,900	159,400	136,500	101,800
5	355,800	304,800	273,300	256,000	222,900	191,300	165,800	141,800	106,200
6	366,100	314,700	282,000	264,400	231,200	198,600	171,800	146,100	110,600
7	378,700	324,200	290,600	273,000	239,400	206,000	177,800	150,000	115,100
8	391,300	332,800	299,200	281,700	247,700	213,300	182,800	153,200	118,900
9	403,800	341,400	307,800	290,300	255,900	220,200	187,600	156,500	121,500
10	416,100	349,700	316,300	298,900	264,200	227,100	192,300	159,800	123,900
11	425,700	358,000	324,800	307,400	272,400	233,900	196,800	163,000	126,200
12	431,800	366,300	333,100	315,900	280,700	240,600	201,400	166,000	128,100
13	437,900	374,400	341,300	324,300	288,900	247,300	205,400	169,000	130,000
14	443,500	382,600	349,400	332,500	297,000	252,100	209,100	171,800	131,900
15	448,300	390,500	357,500	340,600	305,200	256,200	212,200	173,900	133,500
16		397,900	365,100	347,900	313,200	260,300	215,300		
17		402,300	372,600	354,200	318,800	264,200	217,500		
18			376,700	358,100	324,100	267,300			
19				380,800	361,900	328,900	270,300		
20					365,700	332,500	272,700		
21						336,100	275,100		
22						339,700			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 債	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額								
1	315,400	264,400	—	—	—	—	120,300	106,600	—
2	325,400	274,500	247,700	231,200	199,900	155,300	127,300	110,700	98,400
3	335,500	284,700	256,000	239,400	207,300	162,400	134,300	114,800	102,300
4	345,600	294,900	264,400	247,700	214,700	169,700	141,300	120,000	106,400
5	355,800	304,800	273,300	256,000	222,900	177,000	148,400	126,800	110,500
6	366,100	314,700	282,000	264,400	231,200	184,400	154,900	133,600	114,600
7	378,700	324,200	290,600	273,000	239,400	191,900	161,400	140,300	119,700
8	391,300	332,800	299,200	281,700	247,700	199,300	167,900	146,900	126,100
9	403,800	341,400	307,800	290,300	255,900	206,600	174,300	153,000	132,600
10	416,100	349,700	316,300	298,900	264,200	213,900	180,800	159,000	139,200
11	425,700	358,000	324,800	307,400	272,400	220,900	187,200	165,200	145,700
12	431,800	366,300	333,100	315,900	280,700	227,800	193,600	171,500	151,600
13	437,900	374,400	341,300	324,300	288,900	234,700	199,900	177,800	157,600
14	443,500	382,600	349,400	332,500	297,000	241,400	206,100	184,100	163,800
15	448,300	390,500	357,500	340,600	305,200	248,000	212,200	190,300	169,900
16		397,900	365,100	347,900	313,200	254,400	218,300	196,400	176,100
17		402,300	372,600	354,200	318,800	260,800	224,500	202,200	182,200
18			376,700	358,100	324,100	267,200	230,700	207,800	187,900
19				380,800	361,900	328,900	273,600	237,100	213,400
20					365,700	332,500	279,500	243,500	219,000
21						336,100	285,100	249,900	224,600
22						339,700	290,700	256,300	230,200
23						343,300	296,200	262,700	235,800
24							301,200	268,600	241,400
25							304,500	274,200	247,000
26							307,500	279,800	252,500
27							310,500	285,300	257,700
28							313,500	290,300	262,900
29							316,500	293,600	267,400
30								296,600	271,800
31								299,600	276,000
32								302,500	278,700
33								305,400	281,400
34									263,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 公安職俸給表(2)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	315,400	264,400	—	—	—	—	139,600	117,900	—
2	325,400	274,500	247,700	231,200	199,900	169,300	146,200	123,900	94,300
3	335,500	284,700	256,000	239,400	207,300	176,600	152,900	130,000	97,900
4	345,600	294,900	264,400	247,700	214,700	183,900	159,400	136,500	102,000
5	355,800	304,800	273,300	256,000	222,900	191,300	165,800	141,800	106,700
6	366,100	314,700	282,000	264,400	231,200	198,600	171,800	146,700	111,500
7	378,700	324,200	290,600	273,000	239,400	206,000	177,800	151,500	116,400
8	391,300	332,800	299,200	281,700	247,700	213,300	183,100	156,200	120,800
9	403,800	341,400	307,800	290,300	255,900	220,200	188,400	160,700	125,000
10	416,100	349,700	316,300	298,900	264,200	227,100	193,600	164,900	128,800
11	425,700	358,000	324,800	307,400	272,400	233,900	198,700	169,200	132,500
12	431,800	366,300	333,100	315,900	280,700	240,600	203,600	173,400	136,100
13	437,900	374,400	341,300	324,300	288,900	247,300	208,400	177,700	139,700
14	443,500	382,600	349,400	332,500	297,000	252,900	213,200	182,000	143,100
15	448,300	390,500	357,500	340,600	305,200	257,700	217,900	185,800	146,500
16	397,900	365,100	347,900	313,200	262,400	221,900	189,500	149,900	—
17	402,300	372,600	354,200	318,800	266,900	226,000	192,700	153,200	—
18		376,700	358,100	324,100	270,200	229,600	195,900	156,100	—
19		380,800	361,900	328,900	273,200	232,700	198,000	158,900	—
20			365,700	332,500	275,700	234,900		161,600	—
21				336,100	278,100	237,100		164,200	—
22				339,700	280,500	239,300		166,200	—
23						241,500			—

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表(→)

職務の等級 号	特1等級 俸	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	302,100	248,000	202,900	168,300	130,000	—
2	313,300	258,800	211,900	176,300	136,800	100,500
3	324,500	269,600	220,900	184,500	144,300	105,200
4	335,700	280,400	229,900	192,700	151,800	111,200
5	346,700	291,000	238,700	201,000	159,100	117,200
6	357,400	301,500	247,400	208,800	166,100	123,200
7	368,100	312,000	256,200	216,500	172,400	129,200
8	378,700	322,200	264,400	223,900	178,600	135,200
9	389,200	332,300	272,500	231,100	184,700	141,100
10	398,400	342,300	279,900	238,000	190,700	146,900
11	407,100	351,700	287,200	244,700	196,200	152,300
12	414,400	360,600	294,500	251,300	201,200	156,200
13	421,500	369,400	301,800	257,600	206,200	159,800
14	428,500	377,500	308,900	263,900	211,000	163,200
15	434,500	384,700	315,600	270,100	215,600	166,600
16	439,900	391,100	321,900	276,200	219,900	169,600
17	444,500	397,400	328,200	282,100	224,200	172,600
18		403,000	332,900	287,600	227,500	175,600
19		407,100	336,700	291,000		178,500
20			340,400	294,400		180,600
21			344,100			
22			347,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	199,600	161,400	131,800	106,900	87,100
2	206,000	167,800	137,300	111,200	89,400
3	212,400	174,300	142,900	116,100	91,900
4	218,900	180,700	148,600	121,200	94,900
5	225,300	187,100	154,900	126,300	98,500
6	231,800	193,500	161,200	131,400	102,300
7	238,500	199,600	167,500	136,600	106,600
8	245,500	205,200	173,900	141,800	110,900
9	252,400	210,700	180,200	147,100	115,500
10	259,300	215,900	186,400	152,500	120,500
11	266,200	221,100	192,300	157,800	125,500
12	273,100	226,200	197,300	163,100	130,500
13	280,000	231,200	202,300	168,100	135,600
14	286,700	236,200	207,300	173,100	140,600
15	293,000	241,200	211,900	177,900	145,100
16	298,800	246,200	216,400	182,600	149,600
17	304,500	251,000	220,500	187,200	153,900
18	310,100	255,800	224,600	191,500	158,200
19	315,100	260,500	228,400	195,800	162,400
20	320,100	264,600	231,800	199,500	166,100
21	324,400	268,600	234,700	202,700	168,900
22	328,600	271,500	237,400	205,600	171,500
23	332,800	274,400	240,000	208,300	173,500
24	336,300	277,300	242,200	210,800	
25		280,200	244,400	212,900	
26			246,600		
27			248,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円 一	円 一	円 169,100	円 123,100	円 100,100
2	一	197,000	176,700	130,700	104,500
3	253,100	205,900	184,500	138,300	109,200
4	262,700	214,700	192,300	146,000	115,000
5	272,400	223,600	200,500	153,700	120,900
6	282,100	232,500	208,700	161,300	127,500
7	291,800	241,500	217,000	169,000	134,100
8	301,400	250,500	225,300	176,600	141,100
9	311,100	259,600	233,500	184,300	148,100
10	320,900	268,400	241,600	191,900	155,300
11	330,700	277,100	249,500	199,500	162,400
12	340,500	285,400	257,400	207,000	169,200
13	350,300	293,000	265,300	214,300	175,700
14	360,100	300,300	273,100	220,600	181,700
15	370,000	307,600	280,300	227,000	187,500
16	379,900	314,600	287,500	232,600	193,100
17	389,800	321,400	294,700	238,200	198,400
18	399,300	328,300	301,500	243,700	203,600
19	407,700	335,100	308,300	249,100	208,700
20	416,200	341,700	315,200	254,500	213,700
21	424,700	347,700	321,700	259,800	218,400
22	432,600	353,700	328,100	265,100	223,100
23	439,800	359,700	334,000	270,100	227,600
24	445,300	365,100	339,300	275,000	232,000
25	450,100	370,500	343,200	279,700	235,500
26	454,900	375,400	346,400	283,900	238,900
27		378,900		287,200	242,200
28				290,300	245,500
29				293,300	248,000
30					250,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他 の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(一)

職務の等級 号	特1等級	1等級	2等級	3等級
	俸 俸 号	給 月額	俸 給 月額	俸 給 月額
1	294,200	—	110,200	—
2	302,700	216,600	115,700	92,800
3	311,100	224,500	122,300	96,100
4	319,600	232,500	129,000	100,000
5	328,000	240,400	135,700	104,000
6	336,500	248,300	142,300	108,700
7	344,900	256,400	149,000	114,000
8	353,400	264,400	155,500	119,900
9	361,900	272,500	162,000	126,200
10	370,100	280,500	168,600	132,600
11	378,000	288,500	175,200	139,000
12	385,500	296,400	182,100	145,300
13	392,600	304,300	189,700	151,500
14	399,600	312,000	197,400	157,700
15	404,200	319,600	205,300	163,800
16		327,100	213,100	169,900
17		334,700	220,700	176,100
18		342,200	228,400	182,200
19		349,600	235,900	188,300
20		357,000	243,500	194,200
21		363,600	251,200	199,500
22		370,100	258,700	204,700
23		376,400	266,200	209,600
24		382,800	273,800	214,300
25		387,000	281,200	218,900
26			288,000	223,500
27			294,600	228,000
28			301,200	232,300
29			307,800	236,200
30			314,400	240,100
31			320,100	243,300
32			325,600	246,400
33			330,300	249,400
34			334,500	252,200
35			338,600	254,400
36			342,600	
37			345,600	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(2)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	291,300	—	100,000	—
2	298,800	184,600	105,100	92,800
3	306,200	192,600	110,200	96,100
4	313,800	200,600	115,700	100,000
5	321,300	208,700	122,300	104,000
6	328,600	216,600	129,000	108,700
7	336,000	224,500	135,700	114,000
8	343,200	232,500	142,300	119,900
9	349,800	240,400	149,000	126,200
10	356,500	248,300	155,500	132,500
11	362,400	256,300	162,000	138,800
12	368,300	264,100	168,600	144,900
13	373,100	271,300	175,200	150,800
14	377,900	278,500	182,100	156,500
15	382,000	285,600	189,700	162,200
16	—	292,600	197,400	167,700
17	—	299,500	205,300	173,100
18	—	306,300	213,100	178,400
19	—	313,100	220,700	183,600
20	—	319,900	228,400	188,700
21	—	326,600	235,900	193,400
22	—	332,800	243,400	197,800
23	—	338,600	251,000	202,200
24	—	343,800	258,400	206,100
25	—	348,300	265,200	209,900
26	—	352,000	271,800	212,900
27	—	355,000	278,500	215,900
28	—	358,000	284,600	218,500
29	—	361,000	290,500	220,800
30	—	—	296,200	223,000
31	—	—	301,700	225,100
32	—	—	307,200	—
33	—	—	312,000	—
34	—	—	316,800	—
35	—	—	321,100	—
36	—	—	324,800	—
37	—	—	328,500	—
38	—	—	332,200	—
39	—	—	334,800	—

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表四

職務の等級 号 債	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	330,600	—	169,100	131,700	104,000
2	340,400	214,700	176,700	138,900	110,100
3	350,200	223,600	184,500	146,300	116,500
4	360,000	232,500	192,300	153,900	123,100
5	369,900	241,500	200,500	161,400	129,900
6	379,800	250,500	208,700	169,000	136,800
7	389,700	259,600	217,200	176,600	143,700
8	399,300	268,400	225,700	184,300	150,700
9	407,700	277,100	234,500	191,900	157,700
10	416,200	285,400	243,500	199,600	164,700
11	424,700	293,500	252,500	207,300	171,400
12	432,600	301,400	261,300	215,200	178,000
13	439,800	311,100	270,000	223,100	184,500
14	445,400	320,900	278,300	231,100	190,600
15	450,200	330,700	286,300	239,000	196,700
16	455,000	340,500	294,100	246,800	202,400
17		350,300	301,700	254,100	207,900
18		360,100	309,200	261,300	213,400
19		370,000	316,300	268,400	218,300
20		379,900	323,200	275,300	223,300
21		388,600	330,000	282,200	228,000
22		394,300	336,700	289,000	232,600
23		399,900	342,700	295,700	237,100
24		405,500	348,600	302,300	241,300
25		411,000	354,100	308,900	245,200
26		416,100	359,100	315,200	249,000
27		420,400	364,100	321,500	251,900
28		424,700	367,600	327,300	254,800
29				333,000	
30				338,000	
31				342,900	
32				347,600	
33				350,900	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表（第六条関係）

職務の等級 号 候	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円一	円一	108,600	93,600	円一
2	一	一	114,300	97,100	85,200
3	一	一	121,200	101,400	87,800
4	243,300	175,000	128,100	106,000	90,600
5	253,100	183,400	135,100	110,800	93,600
6	263,000	191,800	142,000	116,900	97,000
7	273,200	200,200	149,100	123,200	101,000
8	283,500	208,600	156,100	129,700	105,200
9	294,300	216,900	163,400	136,200	108,700
10	305,200	225,200	170,500	142,800	112,000
11	316,200	233,500	177,700	149,300	115,000
12	327,200	241,600	184,800	155,700	117,900
13	338,100	249,600	191,900	162,100	120,800
14	349,000	256,800	198,600	168,400	123,200
15	359,800	263,900	205,200	174,300	125,600
16	370,400	270,700	211,700	179,500	127,900
17	381,000	276,700	217,600	184,400	129,600
18	391,600	282,200	223,500	189,400	
19	402,200	287,700	229,300	194,100	
20	412,600	293,200	235,100	198,900	
21	421,500	298,600	240,900	203,600	
22	428,300	304,000	246,600	207,800	
23	434,100	308,900	252,400	211,200	
24	439,100	313,700	256,900	214,600	
25	444,100	318,100	261,300	217,300	
26	448,300	322,400	264,500	219,800	
27		325,900	267,700		
28			270,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 307,100	円 235,900	円 141,200	
2	317,200	246,200	149,600	
3	327,200	256,500	158,000	
4	337,200	266,700	166,600	
5	347,100	276,800	176,400	
6	356,700	286,900	186,200	
7	366,200	297,000	196,000	
8	375,200	307,100	205,800	
9	384,300	317,200	215,600	
10	393,400	327,200	225,200	
11	402,500	337,200	234,700	
12	411,500	346,500	242,600	
13	420,600	355,600	250,300	
14	429,600	364,600	257,800	
15	437,600	373,500	265,300	
16	445,300	382,300	272,700	
17	452,200	390,500	280,100	
18	457,900	398,800	287,400	
19	462,700	407,000	294,000	
20	467,500	413,400	298,400	
21		419,700	302,700	
22		424,000	305,800	
23		428,300		
24			380,900	
			384,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級 俸	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
1	295,900	243,200	217,000	184,700	136,800	107,300	93,900	—
2	306,800	253,400	225,100	192,500	143,300	112,300	97,800	87,800
3	317,700	263,600	233,300	200,400	149,900	118,200	101,800	90,700
4	328,700	273,800	241,700	208,300	156,500	124,200	106,100	93,700
5	339,700	284,100	250,200	216,200	163,100	130,100	111,100	97,300
6	350,800	294,400	258,700	224,000	169,800	136,000	116,800	100,900
7	361,800	304,500	267,200	231,900	176,500	142,000	122,600	104,700
8	372,700	314,500	275,600	239,800	183,500	148,000	127,800	108,200
9	383,600	324,300	283,900	247,700	190,500	153,900	132,400	111,300
10	394,500	333,600	292,200	255,600	197,500	159,700	137,000	114,200
11	401,000	342,700	300,500	263,600	204,300	165,500	141,400	116,700
12	406,700	350,700	308,300	271,200	210,800	170,700	145,400	119,200
13	412,300	356,900	316,000	278,300	217,300	175,800	149,300	120,800
14	417,500	363,000	322,200	285,100	223,700	180,900	153,000	—
15	422,700	369,100	328,000	290,700	230,000	185,900	156,500	—
16	427,200	373,400	331,900	296,100	236,000	190,800	160,100	—
17			335,700	301,000	241,900	195,200	162,800	—
18				305,700	247,500	199,400	165,500	—
19				309,300	251,700	203,600	168,000	—
20				312,900	255,200	207,400	170,000	—
21					258,600	210,400	—	—
22					261,100	212,700	—	—
23					263,600	215,000	—	—
24					266,000	217,200	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(乙)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	212,700	166,100	142,200	105,800	92,200
2	220,200	172,400	147,800	110,700	95,500
3	227,900	178,900	153,700	115,700	98,900
4	235,600	185,400	159,600	121,000	102,400
5	243,700	192,000	165,600	126,300	105,800
6	251,900	198,800	171,600	131,600	110,700
7	260,200	205,600	177,600	136,800	115,600
8	268,300	212,300	183,500	142,000	120,800
9	276,500	218,800	189,400	147,100	126,100
10	284,600	225,300	195,300	152,200	131,200
11	292,700	231,800	201,200	157,300	136,200
12	300,700	238,200	207,100	162,300	141,200
13	308,600	244,600	213,000	167,300	145,900
14	316,100	251,000	218,800	172,100	150,600
15	323,600	257,400	224,700	176,900	155,200
16	330,600	263,800	230,400	181,700	159,700
17	337,400	270,200	236,100	186,500	164,100
18	343,700	276,500	241,700	191,100	168,400
19	349,500	282,900	247,300	195,700	172,700
20	353,300	289,000	252,600	200,200	176,900
21	357,000	294,400	257,900	204,700	181,100
22	360,700	298,500	263,100	209,100	185,200
23		302,500	267,300	213,600	189,100
24		306,500	271,200	218,100	192,300
25		309,700	275,000	222,500	195,500
26		312,900	278,000	227,000	198,500
27		315,600	281,000	231,000	201,400
28			283,500	234,900	204,300
29				238,500	206,500
30				240,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 412,000
2		454,000
3		506,000
4		559,000
5		603,000
6		649,000
7		705,000
8		760,000
9		814,000
10		867,000
11		918,000
12		938,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

らを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前的一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日ににおける号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、

人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

(給与の内訳)

7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内訳とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

- 附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

3 昭和五十八年四月一日(以下「切替日」といふ。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれ

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正規定は、この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正規定

は最高の号俸又は俸給月額及びこれ

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学

技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九十二万円」を「九十三万八千円」に改め、同条第三項中「百十三万円」を「百十五万一千円」に、「五十九万一千円」を「六十万三千円」に改める。

第四条第一項中「一万一千二百円」を「一万一千七百円」に、「三万九千二百円」を「四万円」に改め、同条第三項中「九一八、〇〇〇円」に、「七九八、〇〇〇円」を「八一四、〇〇〇円」と、「七一〇、〇〇〇円」を「七一四、〇〇〇円」に改める。

第九条中「一万一千三百円」を「一万一千七百円」に改める。

附則に次の二項を加える。

⁴ 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、第三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年)を「一四六、八〇〇円」と、「一一五、五〇〇円」を「一四六、八〇〇円」と、「一一五、五〇〇円」に改める。

六年法律第九十七号による改正前の第三条
及び別表第一の規定による額とする。

別表第一の俸給月額の欄中「一、五五〇、〇〇〇円」を「一、五八〇、〇〇〇円」と、「一、一〇一、〇〇〇円」に、「九一〇、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」と、「九一〇、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と、「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一〇一、〇〇〇円」と、「九一〇、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と、「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第六条中「九十二万円」を「九十三万八千円」に改める。

第六条中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一〇一、〇〇〇円」と、「九一〇、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」と、「九一〇、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

円」を「一一〇、〇〇〇円」だ、「一九四、五〇〇円」を「一九八、六〇〇円」だ、「一七八、五〇〇円」を「一八一、一〇〇円」に改める。

(国際科学技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第一条 国際科学技術博覽会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和五十七年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「九十二万円」を「九十三万八千円」に改める。

第六条中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

別表第一の俸給月額の欄中「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、一〇一、〇〇〇円」と、「九一〇、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」と、「九一〇、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第三条第一項中「九一八、〇〇〇円」を「九一八、〇〇〇円」と改める。

第十五条中特別職の職員の給与に関する法律(昭和五十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十五条中特別職の職員の給与に関する法律(昭和五十八年法律第二百六号)の一部を次のように加え

第三条第二項の改正規定の次に次のように加え

和五十八年法律第二百六号の一部を次のように加え

第三条第二項中「内閣官房副長官及び総理府総務副長官」を「及び内閣官房副長官」に改める。

附則第四項中「内閣官房副長官及び総理府総務副長官」を「及び内閣官房副長官」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正する。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第一百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「五千六百四十円」を「五千九百三十円」に改める。

第二十五条第一項中「五万六千九百円」を「五万七千九百円」に改める。

別表第一及び別表第一を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号俸	指定職	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
			俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額
1	412,000	1	332,700	258,300	—	163,200
2	454,000	2	346,800	269,100	229,900	170,500
3	506,000	3	360,800	280,000	238,700	177,900
4	559,000	4	374,800	290,900	247,700	185,700
5	603,000	5	388,800	302,000	256,700	195,100
6	649,000	6	402,800	313,200	265,900	203,200
7	705,000	7	416,700	324,400	275,200	211,600
8	760,000	8	430,500	335,300	284,600	220,000
9	814,000	9	444,300	346,200	294,000	228,400
10	867,000	10	457,800	356,800	303,200	236,800
11	918,000	11	468,200	367,000	312,400	245,200
		12	475,000	377,000	321,500	253,700
		13	481,700	385,800	330,600	262,400
		14	487,900	392,700	339,200	271,100
		15	493,200	399,400	347,700	279,900
		16		404,100	354,500	288,800
		17			360,900	297,400
		18			365,200	305,300
		19			369,400	312,900
		20				319,100
		21				324,700
		22				328,700

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

備考 この表の陸将、海将及び空将の(-)欄に定める額の俸給の支給を受ける隊員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

昭和五十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあっては、階級。以下同じ。)における者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)第八条第六項及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第九項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを越える俸給月額を受けた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第

一若しくは別表第一又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第二号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八まで適用することとされた職員及びその属する

職務の等級又はその受けた俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、

総理府令で定める。切替期間において、昭和五十四年改正法附則第九項の規定により昇給した職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該昇給の日における俸給月額についても、同様とする。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた俸給月額は、旧法又は昭和五十四年改正法附則第九項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(政令への委任)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、人事院勧告の早期完全実施に関する請願(第二二二三六八号)(第二二三九号)(第二二三四〇号)(第二二三六四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三六七号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三六四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三六五号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三六九号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三六一号)
一、人事院勧告の早期完全実施に関する請願(第二二二三六〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三九一号)(第二二三九二号)(第二二三九三号)
一、軍人恩給改定に関する請願(第二二三六三号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三六四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三六五号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三六六号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三九四号)(第二二三九五号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三九六号)(第二二三九七号)(第二二三九八号)(第二二二三九九号)(第二二四〇〇号)(第二二四〇一号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二四一〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二四二号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二四三号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二四四号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二四五号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二四六号)(第二二四七号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二四七号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二四八号)(第二二二九号)(第二二三〇〇号)
一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第二二二三九八号)(第二二三一〇号)(第二二三一一号)(第二二三二〇号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三九九号)(第二二三一一号)(第二二三二一号)
一、共済年金制度の改悪反対等に関する請願(第二二二三一〇号)

で定める。

人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 東京都八王子市高尾町二、〇二四 ノ三 小笠原たみ子 外五十八名 紹介議員 矢田部 理君	この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	
第二六一号 昭和五十八年十一月十七日受理 人事院勧告の早期完全実施に関する請願 請願者 大分市城崎町二一ノ五司法ビル 四〇三大分県公立高等学校教職員組合内 糸永隆章 外二千六百十 三名	この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	
紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第二三三三六号と同じである。	人事院勧告の早期完全実施に関する請願 請願者 高知県中村市古津賀二、一三六ノ 三 岡林裕子 外六百五十二名 紹介議員 目黒今朝次郎君	この請願の趣旨は、第二二三三六号と同じである。
第二六九号 昭和五十八年十一月十七日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 鳥取市横枕四二七 近藤博子 外 三十名	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	
紹介議員 目黒今朝次郎君 この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	第二二七五号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 香川県仲多度郡琴平町五条八〇八 ノ三 藤沢博文 外四十九名 紹介議員 濱谷 英行君	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。
第二二七〇号 昭和五十八年十一月十七日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 兵庫県川西市東多田龍池五ノ七一 三宅宏一 外五百六十七名	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	
紹介議員 目黒今朝次郎君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	第二二七六号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 沖縄県宜野湾市大山七九五ノ一 伊佐努 外四十三名 紹介議員 松前 達郎君	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。
第二二九号 昭和五十八年十一月十七日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 山口県下関市丸山町一ノ一一ノ五 三鶴田正 外九名	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	
紹介議員 稲村 稔夫君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	第二二九三号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘西一ノ五 ノ四六 須山一夫 外六十九名 紹介議員 大木 正吾君	この請願の趣旨は、第二二三三六号と同じである。
第二二九四号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 来瑞郎 外七十九名	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	
紹介議員 上野 雄文君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	第二二九八号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 沖縄県宜野湾市長田一八五ノ一 照屋千代子 外二十八名 紹介議員 菅野 久光君	この請願の趣旨は、第二二三三六号と同じである。
第二二九五号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 大阪府高石市綾園三ノ一三ノ五 四四 江野朝一 外六十九名	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	
紹介議員 松前 達郎君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	第二二九九号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 沖縄県那覇市松川四八七 上原眞 光 外二十四名 紹介議員 浜本 万三君	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。
第二二七八号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 福岡市中央区谷一ノ一ノ八ノ八〇 四 中村富安 外二十九名	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。	
紹介議員 久保田真由君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	第二三一一号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 大阪市東住吉区西今川一ノ二〇 三八 橋本幸典 外六十九名 紹介議員 鈴木 和美君	この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。
第二二七二号 昭和五十八年十一月十七日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 福岡市中央区谷一ノ一ノ八ノ八〇 四 中村富安 外二十九名	この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	

請願者 千葉県浦安市姫江二ノ二三ノ一 紹介議員 赤桐 操君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三一二号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 兵庫県宝塚市野上六ノ五ノ六 植村秀敏 外五百二名 紹介議員 目黒今朝次郎君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三一三号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 大阪府東淀川区淡路一ノ一ノ一 紹介議員 村沢 牧君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四二号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 北海道勇払郡穂別町穂別 稲木徳男 紹介議員 粕谷 照美君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四三号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 香川県香川郡香南町岡四一七ノ二 紹介議員 小山 一平君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四四号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 香川県香川郡香南町岡四一七ノ二 紹介議員 中谷正三 外百七十名 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四五号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 大阪市阿倍野区九山通一ノ二ノ八 今泉等 外六十九名 紹介議員 大森 昭君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四六号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 富山県滑川市下小泉町九八 河越久夫 外百二十名 紹介議員 小山 一平君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四七号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 大阪府大東市野崎二ノ四ノ二五 紹介議員 紅谷 照美君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四八号 昭和五十八年十一月十八日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願(二通) 請願者 長野県飯田市上川路三六五 清水由子 外二百六十三名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三四九号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 川崎市川崎区境町一ノ一二 庄司まつみ 紹介議員 稲村 稔夫君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三五〇号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 千葉県船橋市蘆園台三ノ一ノ一八 石橋剛 外二十二万五千二百九十六名 紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三五一号 昭和五十八年十一月十八日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 横浜市鶴見区梶山一ノ二ノ四八 飯島俊文 外百四十八名 紹介議員 片山 基市君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三五二号 昭和五十八年十一月十九日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 横浜市戸塚区柏尾町一、二三八 齊藤利延 外八十一名 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三五三号 昭和五十八年十一月十九日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区寺前二ノ一ノ一七 和智勝己 外百十七名 紹介議員 青木 薩次君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三五四号 昭和五十八年十一月十九日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 兵庫県美方郡浜坂町居組四四五ノ一 西垣直子 外七十九名 紹介議員 大森 昭君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三五五号 昭和五十八年十一月十九日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 新潟県燕市井戸巻一、七六二ノ一 後藤信一 紹介議員 浦田 勝君 この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。
第二三五六号 昭和五十八年十一月十九日受理 軍人恩給改定に関する請願 請願者 高知市潮新町二ノ一七八 久米滋 紹介議員 岡田 広君 この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。
第二三五七号 昭和五十八年十一月十九日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 香川県観音寺市作田町甲一、五八七ノ一二 大西マス子 外四十七名 紹介議員 紅谷 照美君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二三五八号 昭和五十八年十一月十九日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 千葉県船橋市蘆園台三ノ一ノ一八 石橋剛 外二十二万五千二百九十六名 紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二三五九号 昭和五十八年十一月十九日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 横浜市鶴見区梶山一ノ二ノ四八 飯島俊文 外百四十八名 紹介議員 片山 基市君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二三六〇号 昭和五十八年十一月十九日受理 共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区寺前二ノ一ノ一七 和智勝己 外百十七名 紹介議員 青木 薩次君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二三六一号 昭和五十八年十一月十九日受理 人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 兵庫県美方郡浜坂町居組四四五ノ一 西垣直子 外七十九名 紹介議員 大森 昭君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

紹介議員 村沢 牧君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二三九六号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 鹿児島市東谷山一ノ七三ノ一二 紹介議員 上野 雄文君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三九七号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 大阪府摂津市千里丘東五ノ一八ノ三三三 山口博信 外三百九名 紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 岐阜県多治見市幸町四ノ三八 牧 紹介議員 紫谷 照美君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二三九八号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 村志保 外八十九名 紹介議員 紫谷 照美君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第三九九号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 大分県佐伯市長島区三班 神野岩 紹介議員 根 外四百三十一名 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第四〇〇号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 佐賀県伊万里市波多津町筒井 田 原藤雄 外百五十九名 紹介議員 片山 基市君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四〇一号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 大阪市淀川区三国本町一ノ一三 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四二号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 横浜市緑区竹山三ノ二ノ五 大坪 健一郎 外三百九十八名 紹介議員 山田 謙君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四三号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 北海道小樽市桂岡町二四ノ四四 紹介議員 中村寿宏 外百三十三名 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四四号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 福岡県久留米市日吉町二二ノ一〇 紹介議員 大坪智子 外千百八十八名 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五号 昭和五十八年十一月十九日受理 請願者 上原道子 外四名 紹介議員 小山 一平君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五一号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 香川県香川郡香南町吉光六二一 紹介議員 村沢 牧君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五二号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 鈴木美智子 外百四十九名 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四五三号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 大阪市城東区放出西三ノ二ノ一三 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四五四号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 一 河阪光 外二百八十名 紹介議員 竹田 四郎君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四五五号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 佐賀市水戸市千波町三三〇ノ一 紹介議員 村沢 牧君 会沢このみ 外七十九名 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四五六号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 札幌市南区真駒内本町七丁目 平 田雅子 外三千八百八十一名 紹介議員 山田 謙君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五七号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 札幌市南区真駒内本町七丁目 平 田雅子 外三千八百八十一名 紹介議員 管野 久光君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
第二四五八号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 兵庫県丹波市揖保町萩原九七 本 田幸三 外三十四名 紹介議員 八百板 正君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五九号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 横浜市神奈川区神大寺六一〇 玉 置扶美代 外七十名 紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五〇号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 兵庫県宝塚市高司二ノ二三ノ七 紹介議員 村沢 牧君 比嘉正義 外九十四名 この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
第二四五一号 昭和五十八年十一月二十一日受理 請願者 大阪市城東区放出西三ノ二ノ一三 紹介議員 久保 亘君 鈴木美智子 外百四十九名 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願(四通)

請願者

愛知県一宮市今伊勢町馬寄六地蔵

七名

紹介議員 菅野 久光君
三六 佐藤龍也 外三千三百八十九名

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四五三号 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 茨城県高萩市高萩七一ノ一ノ〇

○ 岡田常夫 外六十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四五七号 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市桜が丘一ノ一八

ノ二 尾山和雄 外八十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四五八号 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市港北区師岡町一、一六〇

ノ四一五 直井明 外五十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四五九号 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県小田原市酒匂六ノ五ノ二

吉田正和 外千百六十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

請願者 鳥取市今町一ノ二三九 西本綾子
外二十八名

人事院勧告の完全実施に関する請願

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六〇号 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区学が丘二ノ一ノ四二

五ノ四〇一 黒川修次 外九十九名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六一號 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市普天間六〇三ノ二

安里猛 外三十一名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六二號 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 沖縄市池原九八三 川上安子 外

三十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六三號 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県西脇市西脇四三七ノ一 高

瀬初美 外百十一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六四號 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 群馬県桐生市小曾根町九ノ三一

荒木正 外九十三名

紹介議員 高杉 健忠君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四六五號 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 德島県鳴門市撫養町南浜東浜六

ノ六三 三原治 外千二百一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六六號 昭和五十八年十一月二十一日受理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子台五ノ三ノ二

西川勉 外十六名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六七號 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市別府 原口春男

外八十九名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六八號 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町長里四

二八三 北園昭悟 外七十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四六九號 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 群馬県桐生市小曾根町九ノ三一

荒木正 外九十三名

紹介議員 高杉 健忠君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四七〇號 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 德島県鳴門市撫養町南浜東浜六

ノ六三 三原治 外千二百一名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四七一號 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 上野 雄文君

外四十四名

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二四七二號 昭和五十八年十一月二十一日受理

人事院勧告の完全実施に関する請願(五通)

請願者 神奈川県藤沢市龜井野一ノ二五ノ二三 花原順 外五百二十八名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪市大淀区長柄西一ノ三ノ六ノ八 石原雄彦 外二百七十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪市大淀区長柄西一ノ三ノ六ノ八 石原雄彦 外二百七十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川二ノ四九ノ三ノ二二〇 加藤清光 外七十六名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二三六号と同じである。

第一五〇一號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市春日丘六ノ五五 江木洋子 外二百六十三名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇二號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 神戸市中央区相生町五ノ一〇ノ一
一ノ六〇四 山本満枝 外三百三十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇三號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 大阪府大東市西楠の里町七ノ二一
宮階富治 外千四百名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇四號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 岩手県盛岡市高松三ノ一一ノ二六
吉田弘美 外七百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五〇五號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子坂一ノ一一ノ二
藤森初美 外一万三千三百八十六名

紹介議員 対馬 孝君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

請願者 横浜市戸塚区汲沢町二、一七八ノ

紹介議員 紅谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二二號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市緑区十日市場町九八〇 工藤イク 外百八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二三號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市小祿一、四二七ノ二
久保田勲 外二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二六號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪市住吉区山之内元町一四ノ二
一ノ六〇四 山本満枝 外三百三十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二七號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府大東市西楠の里町七ノ二一
宮階富治 外千四百名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二五號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 富山県氷見市鞍川三〇一 吉崎サ

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

第一五二六號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪市住吉区山之内元町一四ノ二
一ノ六〇四 山本満枝 外三百三十九名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

第一五二七號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区神戸町五ノ三
遠藤文利 外百六十四名

紹介議員 魏山 篤君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二八號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町伊喜末一、〇
坂本正樹 外四十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五二九號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子坂一ノ一一ノ二
川田正美 外百十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五三〇號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 東京都東村山市青葉町一ノ三ノ二
四 大森芳子 外三百十八名

紹介議員 魏山 篤君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

第一五三一號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 大阪府八尾市弓削町一ノ一五七
松倉幸彦 外六十二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

第一五三二號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 北海道帯広市大空町六ノ一四ノ一
三 鈴木勉 外九百二十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

第一五三三號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道滝川市西町三ノ四ノ三一
藤森初美 外一万三千三百八十六名

紹介議員 対馬 孝君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

第一五三四號 昭和五十八年十一月二十一日受
理

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子坂一ノ一一ノ二
川田正美 外百十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二七二号と同じである。

請願者 佐賀市本庄町一、一三六ノ一 江頭由起子 外二千一百九十五名	第二五八七号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
紹介議員 和田 静夫君	第二五四四号 昭和五十八年十一月二十一日受	人事院勧告の早期完全実施に関する請願
この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。	請願者 福島市五老内町五ノ三二福島県高等学校教職員組合内 石河強 外一千三百八十四名	この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。
紹介議員 和田 静夫君	第二五六五号 昭和五十八年十一月二十一日受	この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。
理	請願者 横浜市神奈川区菅田町一、六六六岩崎房枝 外百四名	この請願の趣旨は、第二三三六号と同じである。
紹介議員 大森 昭君	第二五八五号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区菅田町一、六六六岩崎房枝 外百四名	請願者 香川県香川郡香南町西庄一、〇五七ノ二 加藤典子 外四十名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 小山 一平君	第二五八八号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 香川県香川郡香南町西庄一、〇五七ノ二 加藤典子 外四十名	請願者 香川県香川郡香南町西庄一、〇五七ノ二 加藤典子 外四十名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 松前 達郎君	第二五九二号 昭和五十八年十一月二十二日受	人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 長野県岡谷市川岸一、二三九ノ一勝野徹 外二百十七名	請願者 長野県岡谷市川岸一、二三九ノ一勝野徹 外二百十七名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 赤桐 操君	第二五九三号 昭和五十八年十一月二十二日受	人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 川崎市麻生区百合ヶ丘一ノ一ノ一ノEノ四〇三 松岡志郎 外二百七十名	請願者 川崎市麻生区百合ヶ丘一ノ一ノ一ノEノ四〇三 松岡志郎 外二百七十名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 松前 達郎君	第二五九四号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県小野市丸山町一六 井上節子 外四百四十七名	請願者 兵庫県小野市丸山町一六 井上節子 外四百四十七名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 村沢 牧君	第二五九五号 昭和五十八年十一月二十二日受	人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口二、〇〇三ノ一 鶴田ヒロ子 外七十九名	請願者 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口二、〇〇三ノ一 鶴田ヒロ子 外七十九名	この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
紹介議員 田博 敏君	第二五九六号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県川西市萩原二ノ八ノ三 前	請願者 兵庫県川西市萩原二ノ八ノ三 前	この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。
紹介議員 村沢 牧君	第二五九七号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県西宮市松並町一二ノ一九〇一 小林満寿子 外七十四名	請願者 兵庫県西宮市松並町一二ノ一九〇一 小林満寿子 外七十四名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 松前 達郎君	第二五九八号 昭和五十八年十一月二十二日受	人事院勧告の完全実施に関する請願
請願者 兵庫県西宮市松並町一二ノ一九〇一 小林満寿子 外七十四名	請願者 兵庫県西宮市松並町一二ノ一九〇一 小林満寿子 外七十四名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 村沢 牧君	第二五九九号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 横浜市港南区篠町二ノ一五ノ三六横山弘 外六十四名	請願者 横浜市港南区篠町二ノ一五ノ三六横山弘 外六十四名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 対馬 孝且君	第二六〇一号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県宍粟市山崎町田井二七四黒田恭代 外三百五十四名	請願者 兵庫県宍粟市山崎町田井二七四黒田恭代 外三百五十四名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。
紹介議員 丸谷 金保君	第二六一三号 昭和五十八年十一月二十二日受	共済年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 兵庫県宍粟市山崎町田井二七四黒田恭代 外三百五十四名	請願者 兵庫県宍粟市山崎町田井二七四黒田恭代 外三百五十四名	この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二六二四号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区本多聞五ノ一ノ一七
六ノ四〇四 林幹雄 外百三十九

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六二五号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市下平一、九〇一
平沢道夫 外三百二十八名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二六二六号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 山口県美祢市東厚保町金山 中島
敏宏 外五千七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二六二七号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 山梨県大月市駒岡町強瀬四九七
本田節子 外百六十五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二六二八号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 茨城県常陸太田市磯部町六五〇
一 丸山宇一 外二万三千三百四

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一七二号と同じである。

第二六二九号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県米子市青木八八八ノ二 江
原和郎 外八百八十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三〇号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市高木東町一六ノ四〇
ノ五〇三 三崎良太郎 外八十八

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三一号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 川崎市川崎区日進町一三ノ一二
島田敏夫

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八八七号と同じである。

第二六三二号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 福井市太田町四ノ八 辻幸一 外
九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二六三三号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願(二通)

請願者 满州國軍に服務した旧軍人等の待遇に関する請願

請願者 川崎市川崎区日進町一三ノ一二
島田敏夫

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二六三四号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岩和郎 外八百八十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三四号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県三田市九〇六 煙中茂 外
〇ノ一七五 武井一之 外二百十

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三五号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五 姫田政雄

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三六号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五 武田好弘

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二六三七号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鈴木 和美君

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三八号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市西浦賀町三ノ二
〇ノ一七五 武井一之 外二百十

紹介議員 濱本 万三君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六三九号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県三田市高次八五一 塚原貞
里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四〇号 昭和五十八年十一月二十二日受

軍人恩給改定に関する請願

請願者 広島市南区南鏡音町二ノ五ノ三
光井正寛

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四一号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区明神台二四ノ三
〇六 逢賀俊昭 外六十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四二号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市高木東町一六ノ四〇
ノ五〇三 三崎良太郎 外八十八

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四三号 昭和五十八年十一月二十二日受

人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 满州國軍に服務した旧軍人等の待遇に関する請願

請願者 川崎市川崎区日進町一三ノ一二
島田敏夫

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第二六四四号 昭和五十八年十一月二十二日受

第二六四五号 昭和五十八年十一月二十二日受

軍人恩給改定に関する請願

請願者 广島市南区南鏡音町二ノ五ノ三
光井正寛

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四五号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区明神台二四ノ三
〇六 逢賀俊昭 外六十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四六号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県三田市九〇六 煙中茂 外
〇ノ一七五 武井一之 外二百十

紹介議員 濱本 万三君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六四七号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五 武田好弘

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

第二六四八号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市磯部町六五〇
一 丸山宇一 外二万三千三百四

第二六四九号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市湘南鷺取二ノ三
四ノ九 本山健次 外百九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五〇号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区明神台二四ノ三
〇六 逢賀俊昭 外六十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五一号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長野県伊那市坂下区宮本町三、二
〇八 小林正明 外百七十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二六五二号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福間 知之君

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五三号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

第二六五四号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県三田市高次八五一 塚原貞
里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五五号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福間 知之君

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五六号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 兵庫県三田市高次八五一 塚原貞
里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五七号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福間 知之君

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六五八号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

第二六五九号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六〇号 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福間 知之君

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六一號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福間 知之君

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六二號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福間 知之君

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六三號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

第二六六四號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六五號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六六號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六七號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六六八號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

第二六六九號 昭和五十八年十一月二十二日受

共済年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 里子 外百二十四名

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二六七〇號 昭和五十八年十一月二十二日受

第二六七四号 昭和五十八年十一月二十二日受 紹介議員 松本 英一君 理

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通) 請願者 富山県中新川郡立山町寺坪一三ノ一 藤井幸代 外百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 松本 英一君 紹介議員 松本 英一君 理

第二六九九号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 香川県仲多度郡琴平町七二八 高原健司 外百二十六名

共済年金制度の改悪反対等に関する請願 請願者 高杉 達磨君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 高杉 達磨君 紹介議員 高杉 達磨君

第二六七五号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 埼玉県与野市与野七六 岸下和代 外二百三十一名

人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 埼玉県与野市与野七六 岸下和代 紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 埼玉県与野市与野七六 岸下和代 紹介議員 濑谷 英行君

第二六七六号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 埼玉県与野市与野七六 岸下和代 紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 埼玉県与野市与野七六 岸下和代 紹介議員 濑谷 英行君

第二六七七号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 兵庫県加西市尾崎町一六〇ノ一 岩崎義昭 外二百六十二名

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通) 請願者 兵庫県加西市尾崎町一六〇ノ一 岩崎義昭 紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 兵庫県加西市尾崎町一六〇ノ一 岩崎義昭 紹介議員 浜本 万三君

第二六七八号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 兵庫県加古川市志方町志方町四五八ノ六 好田邦弘 外二百六十八名

紹介議員 福間 知之君 共済年金制度の改悪反対等に関する請願(六通) 請願者 兵庫県加古川市志方町志方町四五八ノ六 好田邦弘 紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 兵庫県加古川市志方町志方町四五八ノ六 好田邦弘 紹介議員 福間 知之君

第二六七八九号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 滋賀県大津市大津一六〇ノ一 岩崎義昭 外二百六十二名

紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 滋賀県大津市大津一六〇ノ一 岩崎義昭 紹介議員 福間 知之君

第二六七八号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 滋賀県守山市守山一六〇ノ一 岩崎義昭 外二百六十二名

紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 滋賀県守山市守山一六〇ノ一 岩崎義昭 紹介議員 福間 知之君

第二六七八号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 東京都青梅市東青梅四ノ一ノ七 吉田和子 外三千五百五十六名

人事院勧告の完全実施に関する請願 請願者 東京都青梅市東青梅四ノ一ノ七 吉田和子 紹介議員 福間 知之君

第二六七八号 昭和五十八年十一月二十二日受 請願者 東京都青梅市東青梅四ノ一ノ七 吉田和子 紹介議員 福間 知之君

人事院勧告の完全実施に関する請願(三通) 請願者 東京都青梅市東青梅四ノ一ノ七 吉田和子 紹介議員 福間 知之君

請願者 富山県婦負郡婦中町千里八四二ノ三 橋井由美子 外二百七十名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 富山県所沢市中新井二ノ三〇五ノ四 大賀重俊 外四千二十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二七二号と同じである。 請願者 富山県東礪波郡庄川町天正五〇八宝田行男 外二百七十九名

紹介議員 高杉 達忠君

昭和五十八年十一月十日印刷

昭和五十八年十一月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C